

第2次加須市環境基本計画

（地域気候変動適応計画）

—改訂版—

（案）

令和8年3月



加 須 市

はじめに



方針等
確定後
作成

令和8年3月

加須市長

角田守良

目次

第1章 計画の基本的事項	1
1 計画改訂の背景・趣旨・目的	1
2 対象とする環境の範囲	2
3 計画の位置付け	4
4 計画の役割	5
5 計画の期間	5
6 計画の推進主体	6
7 改訂のポイント	9
(1) 国及び県計画との整合	9
(2) 第2次加須市環境基本計画策定のポイントの継承	11
(3) 市・市民・事業者の役割の明確化	12
(4) 環境に関するアンケート調査結果	12
(5) 第2次計画（前期計画）の達成度・評価	13
8 社会情勢の変化	15
(1) 持続可能な開発目標（SDGs）に向けた取組の推進	15
(2) 2050年ゼロカーボンシティの実現	15
(3) 気候変動への適応策の推進	16
(4) 循環型社会の形成に向けたサーキュラーエコノミー（循環経済）への移行促進	17
(5) 生物多様性の確保に向けたネイチャーポジティブ（自然再興）の実現	18
(6) 持続可能な開発のための教育（ESD）の推進	20
(7) 「ウェルビーイング/高い生活の質」の向上に向けて	21
第2章 地域特性と環境における基本的認識	23
1 加須市の基礎情報	23
(1) 位置・地勢	23
(2) 人口・世帯	24
(3) 土地利用	25
2 気候の変化	26
(1) 気温	26
(2) 真夏日・猛暑日	27
(3) 年間降水量	27
3 環境の概要	29
(1) 自然環境	29
(2) 生活環境	29
(3) 快適環境	30
(4) 地球環境	30
(5) 環境活動	31
4 市民意識・意向の状況（環境に関するアンケートの調査結果より）	32
(1) 調査結果（概要）	32
(2) 調査結果（令和2年、平成27年調査結果との比較）	35
(3) 市民・事業者・中学生の取組状況について	39

5 後期計画期間の課題	44
(1) 地域や学校との連携による環境学習・環境教育の推進	44
(2) 水や緑、生物多様性といった自然環境の保全と活用	44
(3) 脱炭素社会の構築と気候変動への適応策の推進	45
(4) 生活環境の維持	45
第3章 望ましい環境像と基本目標.....	46
第4章 環境の保全及び創造に関する施策.....	49
1 施策体系	49
2 SDGs の対応関係.....	50
3 適応に関する基本的な考え方	52
4 施策	54
基本目標Ⅰ 環境意識を醸成し行動できるまちをつくる	54
基本目標Ⅱ 豊かな自然と共生するまちをつくる	63
基本目標Ⅲ 地球にやさしいまちをつくる	75
基本目標Ⅳ 快適で暮らしやすいまちをつくる	86
第5章 計画の推進.....	103
1 進行管理	103
(1) 進行管理の流れ	103
(2) 環境指標・目標の活用	103
(3) 環境報告書等による公表、評価	104
2 推進体制	104
(1) 環境審議会	104
(2) ゼロカーボンシティ推進協議会	104
(3) 庁内組織	104
(4) 協働による取組の推進	105
(5) 国・県・他地域との連携	105
資料編	107
1 第2次加須市環境基本計画改訂版（後期計画）策定の経過	108
2 パブリックコメント（市民意見募集）	108
3 加須市環境基本条例	109
4 加須市環境審議会規則	112
5 加須市環境審議会	113
6 環境基本計画庁内検討委員会	115
7 用語解説	117

第1章 計画の基本的事項

1 計画改訂の背景・趣旨・目的

本市では、加須市総合振興計画の部門計画として、環境基本条例に基づき、本市の環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成24年（2012年）3月に「加須市環境基本計画」を策定し、平成28年（2016年）3月に改訂しました。

その後の本市を取り巻く社会情勢や環境情勢の変化を踏まえ、令和3年度（2021年度）からの10年間を計画期間とする「第2次加須市環境基本計画」（以下「第2次計画」という。）を令和3年（2021年）3月に策定し、望ましい環境像「豊かな自然と快適な環境のまち」の達成に向け、市民や事業者と協働して環境保全に関する様々な施策・事業を進めてきました。

第2次計画の、令和3年度（2021年度）から令和7年度（2025年度）までを前期計画期間とし、その後の5年間が後期計画期間となるため、このたび当該計画を改訂するものです。

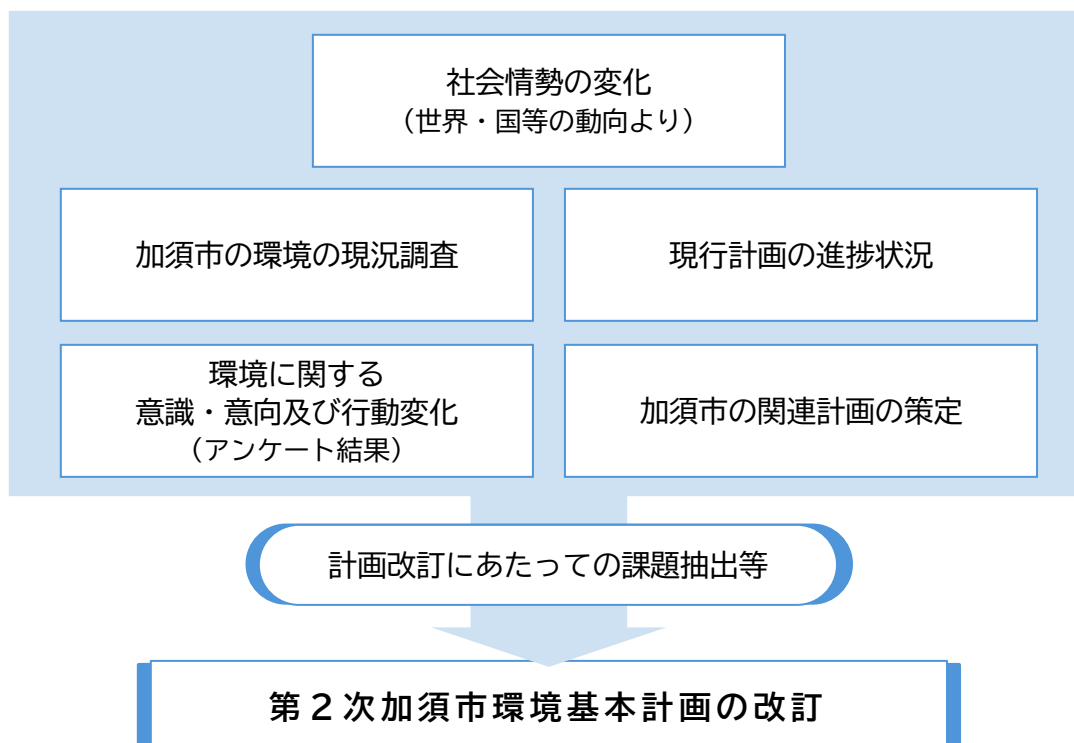
この間、令和3年（2021年）3月「第2次生物多様性かぞ戦略～豊かな自然と共生するまちの実現に向けて～」を策定し、令和5年（2023年）3月に加須市民の日記念式典においては、市長が「加須市ゼロカーボンシティ宣言」を表明し、「加須市地球温暖化防止実行計画（区域施策編）ゼロカーボンシティ「かぞ戦略」及び「第3次加須市役所地球温暖化防止実行計画（事務事業編）改訂版」を定め、市・市民・事業者との協働により地球温暖化対策を進め、2050年カーボンニュートラルの実現を目指していくこととなりました。

一方、国際社会では、近年、持続可能な開発目標（SDGs）やパリ協定の採択をはじめ、持続可能な開発のための教育～SDGs実現に向けて（ESD for 2030）や昆明・モンリオール生物多様性枠組の採択など、令和12年度（2030年度）を目標とした気候変動や生物多様性保全などの対策強化に向けた活動が活発化してきました。

国では、こうした情勢を踏まえ、令和3年（2021年）10月に「地球温暖化対策計画」「気候変動適応計画」、令和5年（2023年）3月に「生物多様性国家戦略2023-2030」、令和6年（2024年）5月に「環境基本計画（第6次）」、同年8月に「第5次循環型社会推進計画」、令和7年（2025年）2月に「地球温暖化対策計画」を閣議決定するなど、環境保全・地球温暖化・生物多様性に関する対策の拡充強化が図られました。

こうした気候変動・地球温暖化をはじめ、環境問題をめぐる社会情勢や環境対策の急速な変化に柔軟に対応していくため第2次計画の進捗状況を踏まえ、環境の質の向上と環境資源の保全・活用を図り、市民が安全・安心・健康で、快適に暮らし続けられる持続可能な地域社会を構築し、「豊かな自然と快適な環境のまち」の実現に向けた施策・事業を総合的・効果的に進めていくため、第2次計画の中間年に当たる令和7年度（2025年度）において見直し、令和8年度（2026年度）から令和12年度（2030年度）を計画期間とする「第2次加須市環境基本計画改訂版（後期計画）」（以下「本計画」という。）を策定します。

●環境基本計画の改訂の視点



2 対象とする環境の範囲

本計画で対象とする環境の範囲は、次表に示すとおりとします。

●対象とする環境の範囲

分野	主な構成要素	社会・経済活動 ^{※2}
自然環境	動植物・生態系、生物の生育・生息環境、水辺と緑、自然とのふれあい 等	持続可能な地域社会に向けた ・ネイチャーポジティブ (自然再興の実現) ・ゼロカーボンシティ (脱炭素社会の形成) ・サーキュラーエコノミー (循環経済への移行)
生活環境	典型7公害(大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭)、都市生活型公害、廃棄物、化学物質、放射性物質 等	
快適環境	緑地、清掃・美化、歴史・文化 ^{※1} 、まちづくり、景観、自然とのふれあい 等	
地球環境	資源・エネルギーの利用、地球温暖化、その他の地球環境問題 等	
環境活動	環境学習、環境教育、環境活動、協働の取組 等	

※1 加須市の歴史・文化は、その四季折々の自然や景観、それらと調和を保ってきた暮らしなどを背景として生み出されてきたものであり、これらを保全することが市の環境の保全及び創造につながることから、構成要素として取り上げました。

※2 環境の構成要素の総合的な質的向上を図り、持続可能な地域社会の実現に向けては、地域環境を形成している社会・経済活動など分野横断的な取組と一体となって進め、地域の課題解決にも資する必要があることから、国の環境基本計画や関連計画が目指す社会・経済活動のあるべき方向性を環境づくりの視点として位置付けています。

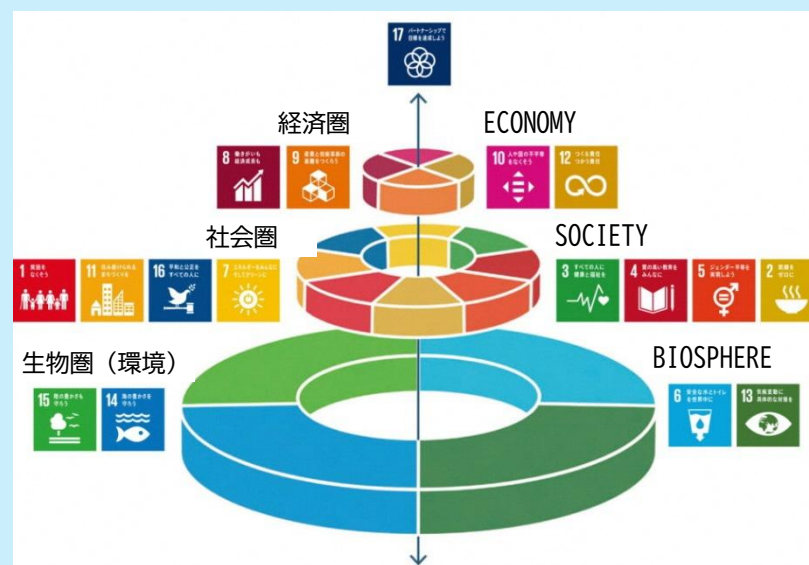
SDGs（持続可能な開発目標）

SDGs（持続可能な開発目標）とは、平成 13 年（2001 年）に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、平成 27 年（2015 年）9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載されている、令和 12 年（2030 年）までに持続可能でよりよい世界を目指すための国際目標です。

持続可能な社会圏・経済圏を実現するためには、その土台となる環境が持続可能となっている必要があります。

本計画では、基本計画における各施策と SDGs との関わりを示すため、17 の目標に紐づく SDGs の目標を掲載しています。

SDGs ウェディングケーキモデル



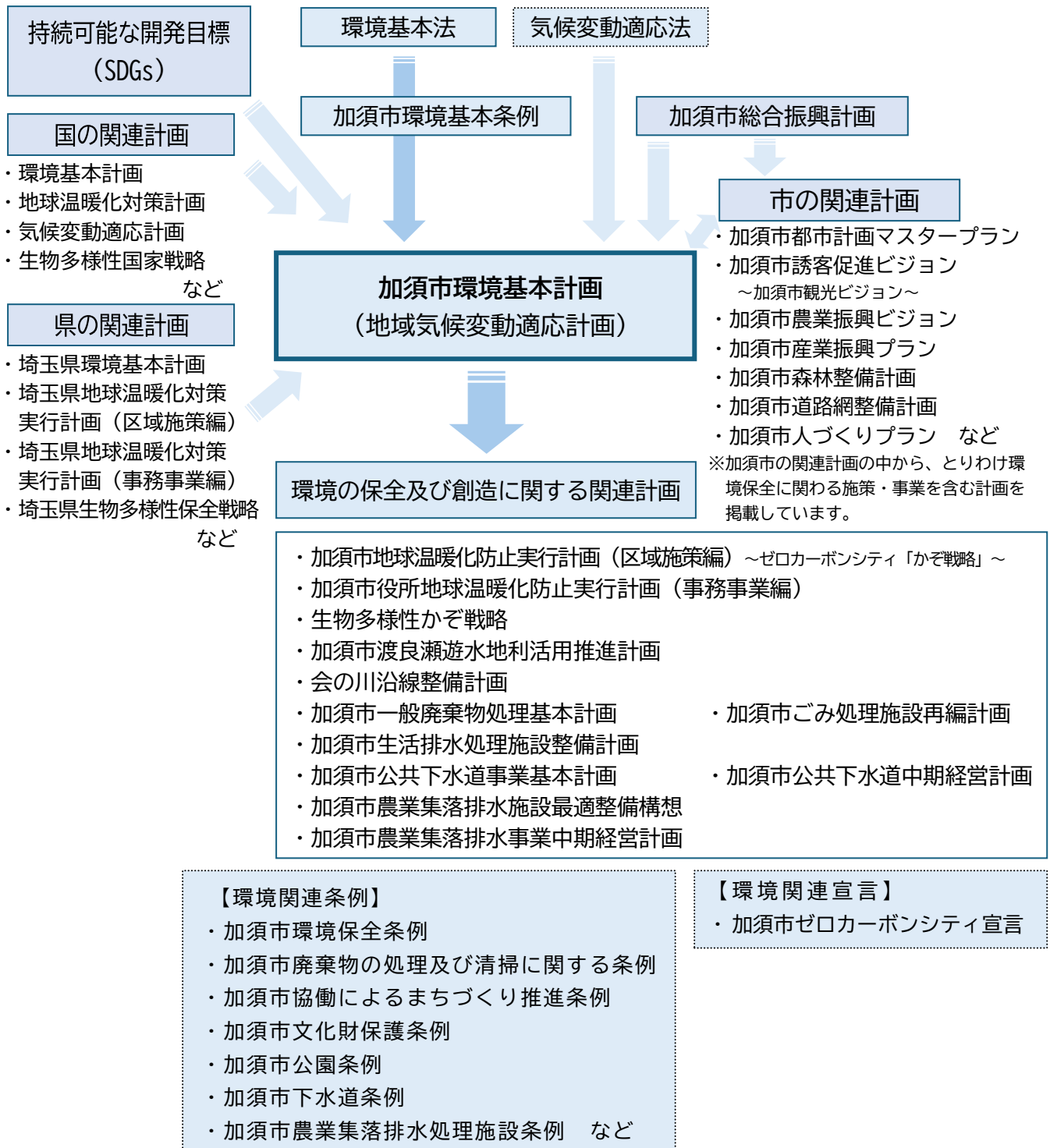
出典：ストックホルム・レジリエンス・センターより引用、一部加工

3 計画の位置付け

本計画は、加須市環境基本条例第9条に基づく計画であり、環境の保全及び創造に関する基本的な方向性を示すものです。

本計画は、平成30年(2018年)6月に策定された「気候変動適応法」に基づき、本市における地域気候変動適応計画を兼ねるものとします。

●計画の位置付け



4 計画の役割

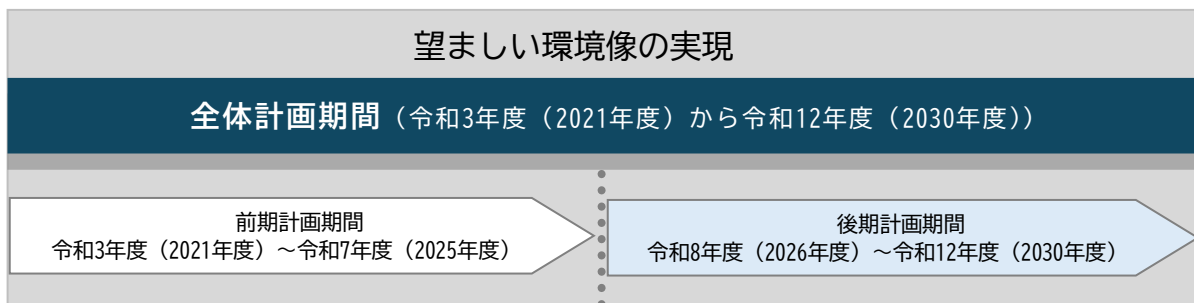
- 環境の保全及び創造に関する長期的な目標、基本方針、総合的な施策の大綱を明らかにします。また、環境施策の実現に向けて、庁内の各部門における環境の保全及び創造に対する共通認識を形成し、施策相互の連携を図るための基礎とします。
- 環境に影響を及ぼす市の各種計画の策定や施策の実施に対し、環境の保全及び創造を図る上での指針を示します。
- 市、市民及び事業者における各主体の環境の保全及び創造に関する協働による取組を進めるための指針を示します。

5 計画の期間

第2次計画の全体計画期間は、令和3年度（2021年度）から令和12年度（2030年度）までの10年間です。

令和3年度（2021年度）から令和7年度（2025年度）までの5年間を前期計画期間、令和8年度（2026年度）から令和12年度（2030年度）までの5年間を後期計画期間としています。本計画は、後期期間に係る計画です。

●計画の期間

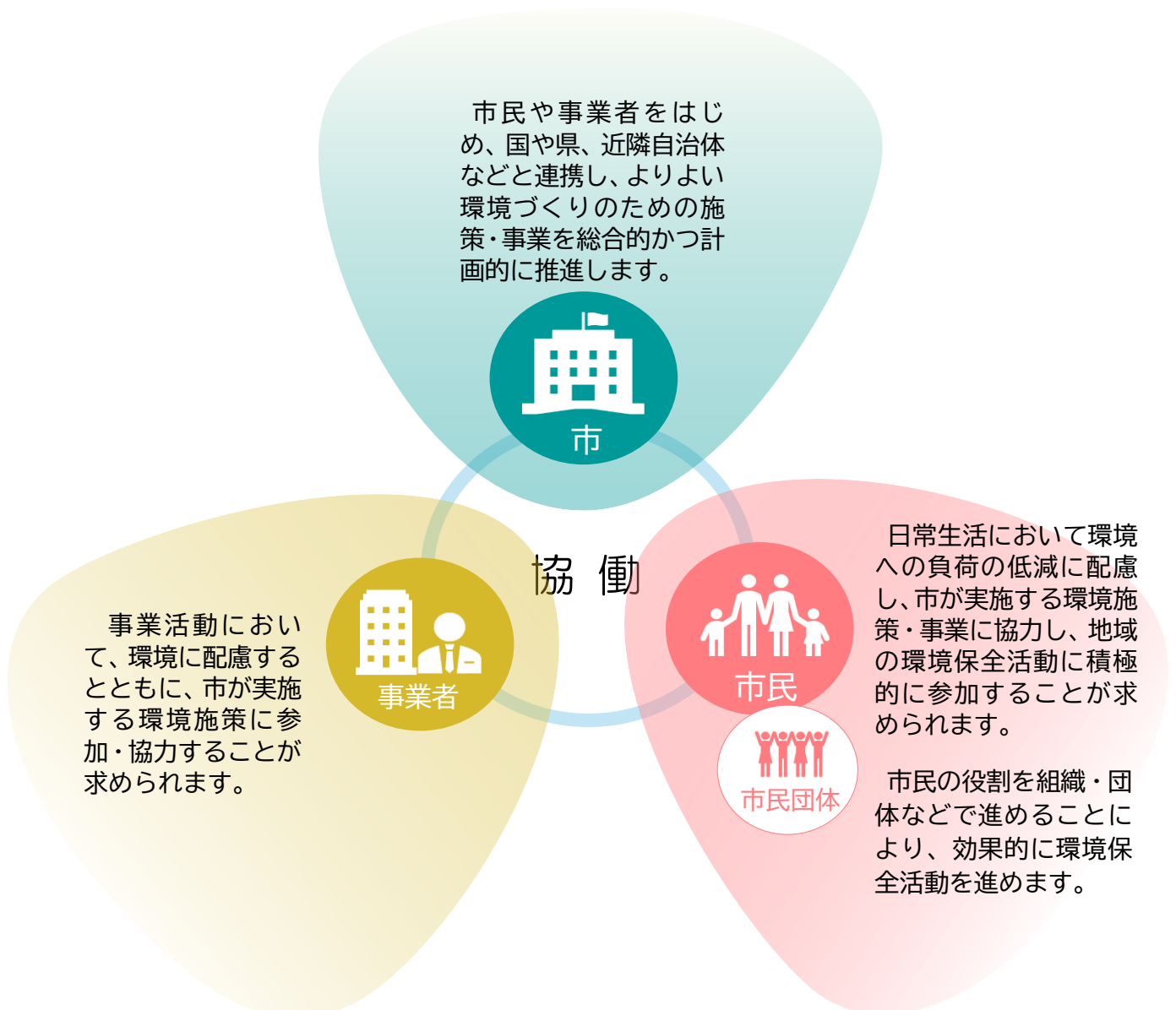


6 計画の推進主体

私たちは日常の生活の中で、エネルギーや資源の消費、排気、排水、ごみの排出など環境に多くの負荷を与えています。

また、事業者は市民に比べて環境への影響が大きく、環境への配慮を軽視した行動が環境に重大な悪影響を及ぼすことさえあります。

本計画は、良好な環境の将来世代への継承に向けて、望ましい環境像を実現するために、市、市民及び事業者が推進主体となり、3者の協働により推進します。



● 環境配慮指針の実践

環境配慮指針は、市・市民・事業者の各々が、望ましい環境像や基本目標の実現に向けて、日常生活や事業活動の中で自主的に環境に配慮すべき事項を示したもので、第4章の施策ごとに実践する行動事例を示しています。

市は、市民や事業者などと協力、連携し地域における環境の保全及び創造に関する施策を総合的に展開していくため、本計画の全編にわたって掲げられている施策・事業を実施する責務があります。

また、消費者・事業者としての立場から、市民及び事業者の環境配慮指針に掲げられた環境への負荷を減らす行動を率先して実行します。

市民は、日常生活の中で環境に多くの負荷を与えており、日常の生活や行動の中で環境への配慮を心がけることで、環境を保全及び創造することにつながります。

事業者は、市民に比べて環境への影響が大きく、環境への配慮を軽視した行動が環境に重大な悪影響を及ぼすことさえあります。環境の保全及び創造には事業者の環境負荷の低減が欠かせません。

市、市民一人ひとり、また各事業者は、それぞれが推進主体の立場から、前図のとおり、身近なところから、本市の望ましい環境像を目指して、施策に位置付ける「環境配慮指針」の行動を実践しましょう。

① 施策への環境配慮

市では、様々な施策を企画・立案し、実行しています。市の環境の保全及び創造を図るためには、あらゆる施策について、環境への配慮が必要です。

本計画に基づき、施策への環境配慮を推進します。

② 率先的な取組

市も事業者として、環境への負荷をかけています。このため、環境への負荷を低減する取組を率先して実行し、その実施状況を市民・事業者に対し、積極的に公表します。

③ 環境学習・教育の推進

市の環境保全を推進するためには、市民や事業者の環境の保全に対する意欲の増進を図っていくことが必要です。広報紙やホームページなどへの環境情報の掲載、環境に関する講座の開設やイベントの開催、環境美化や地域衛生などの環境保全活動の推進、こどもたちへの環境教育の推進など、参加・体験型の環境学習・教育を推進します。

④ 公共事業における環境配慮

公共事業は、土地の開発や改変、工事の実施など、環境への負荷が生じます。国や県などが実施する事業については、事業の実施による環境への影響について配慮を要請するとともに、市自らが実施する事業については、事前に環境への影響を調査し、できるだけ負荷の少ない事業の実施を目指します。

●各主体の責務（加須市環境基本条例より抜粋）

市



- 環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、実施します。

市民



- 環境の保全及び創造に関し、積極的に関心を持ち必要な知識を得ることにより、環境の保全及び創造についての理解を深めるよう努めます。
- 日常生活において、環境への負荷の低減に努めます。
- 環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力します。

事業者



- 事業活動に伴って生じる公害を防止し、自然環境を適正に保全するために必要な措置を講じます。
- 物の製造、加工又は販売その他の事業活動において、環境の保全上の支障を防止するため、次に掲げる事項に努めます。
 - 事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合に、適正な処理が図られるよう必要な措置を講じます。（製品が廃棄物となった場合における適正な処理が困難とならない設計開発や材質・成分を表示するなど適正な処理方法についての情報提供など）
 - 事業活動に係る製品等の使用、廃棄による環境への負荷の低減に努めます。（商品の販売に際しての過剰包装の見直しや詰め替え可能な製品開発、リターナブル容器商品、修理・部品交換が容易で長期間利用可能な製品開発など）
 - 再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用します。（物の製造、加工、販売等の事業活動を行うに際して、古紙、廃プラスチック、鉄鋼スクラップなどの再生資源を原材料として利用すること、共同輸送等により合理化され環境への負荷の少ない物流サービスの利用、低公害車の利用、グリーン購入など）
- 事業活動に伴う環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力します。

7 改訂のポイント

本計画の改訂に際しては、第2次計画（前期計画）の策定後の環境情勢や動向を踏まえ、各種計画との整合を図りながら、次に示す基本的な考え方に基づいて策定します。

（1）国及び県計画との整合

国の第6次環境基本計画をはじめ、生物多様性国家戦略 2023-2030、2040年度（令和22年度）温室効果ガス排出量の目標を示した地球温暖化対策計画が決定され、新たな取組の方向性が示されるなど、社会・経済活動と一体となった環境政策への転換が求められています。

① 第6次環境基本計画の概要（令和6年4月策定）

目的	環境保全を通じた、現在及び将来の国民一人一人の「ウェルビーイング／高い生活の質」を最上位の目的に掲げ、環境収容力を守り環境の質を上げることによって経済社会が成長・発展できる「循環共生型社会」（「環境・生命文明社会」）の構築を目指す	「ウェルビーイング」を実現し、環境施策をこれまで以上に実行力をもって実施していくためには、政府、市場、国民が、持続可能な社会を実現する方向で相互作用、すなわち共進化していく必要がある
重点戦略1	「新たな成長」を導く持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システムの構築	○計画策定のキーワード ・ネイチャーポジティブ（自然再興の実現） ・ゼロカーボンシティ（脱炭素社会の形成） ・サーキュラーエコノミー（循環経済への移行） ○個別分野の重点施策 ・気候変動対策 ・循環型社会の形成 ・生物多様性の確保・自然共生 ・環境リスクの管理等 ・各種施策の基盤となる施策の展開 ・東日本大震災からの復興・創生 今後の大規模災害等への備えと発生時の対応
重点戦略2	自然資本を基盤とした国土のストックとしての価値の向上	
重点戦略3	環境・経済・社会の統合的向上の実践・実装の場としての地域づくり	
重点戦略4	「ウェルビーイング／高い生活の質」を実感できる安心・安全、かつ、健康で心豊かな暮らしの実現	
重点戦略5	「新たな成長」を支える科学技術・イノベーションの開発・実証と社会実装	
重点戦略6	環境を軸とした戦略的な国際協調の推進による国益と人類の福祉への貢献	

② 埼玉県環境基本計画（令和7年3月改訂）

埼玉県では、当該計画の計画期間が令和4年度（2022年度）から令和8年度（2026年度）であることから、指標の変更のみ改訂が行われました。

- ・温室効果ガスの排出量削減 24%以上から 35%へ
- ・化学物質管理に関連する研修会の参加事業所数 720事業所から 1,150事業所へ
- ・埼玉版スーパーシティプロジェクトに取り組む市町村 46市町村から全市町村へ

●国・県・市の主な取組の状況（平成24年（2012年）以降）

年	世界・国の動向	埼玉県	加須市	備考
2012 (H24)	・第4次環境基本計画	・第4次埼玉県環境基本計画	・第1次加須市環境基本計画	
2015 (H27)	・国連：持続可能な開発目標2030・SDGs採択 ・COP21：パリ協定採択			・パリ協定/平均気温上昇を産業革命以前に比べ2℃より十分低く、1.5℃努力追求、今世紀後半の温室効果ガスの人為的排出と吸収の均衡
2016 (H28)	・地球温暖化対策推進法（一部改正） ・地球温暖化対策計画 ・11月パリ協定発効		・第1次加須市総合振興計画（後期計画） ・第1次加須市環境基本計画改訂版 ・第2次加須市役所地球温暖化防止実行計画 ・第2次加須市節電行動プラン	・地球温暖化対策計画/2030年度温室効果ガス排出量基準年度（2013）年度比▲26%
2017 (H29)	・脱炭素への取組を通じて経済成長や産業競争力の強化を目指す動き加速	・第4次埼玉県環境基本計画改正	・生物多様性かぞ戦略	
2018 (H30)	・第5次環境基本計画 ・第4次循環型社会形成推進基本計画 ・気候変動適応法 ・第5次エネルギー基本計画 ・気候変動適応計画	・埼玉県生物多様性保全戦略 ・埼玉県気候変動適応センター設置		・第5次環境基本計画/SDGsの考え活用、分野横断的な重点戦略設定、経済社会システム、ライフスタイル、技術のイノベーション創出を提言 ・気候変動対策/緩和策と適応策を両輪に推進
2019 (R1)	・第40回ユネスコ総会：「持続可能な開発のための教育：SDGs実現に向けて」採択 ・新型コロナウイルス感染症（COVID-19）発生			・持続可能な開発のための教育（ESD）/2030年に向けたESDfor2030の採択
2020 (R2)	・新型コロナウイルス感染症：世界規模の拡大 ・自然環境保全基本方針 ・2050年カーボンニュートラル宣言	・第2期埼玉県地球温暖化対策実行計画（区域施策編）		・総理大臣「2050年度の温室効果ガス排出実質ゼロ」を宣言
2021 (R3)	・地球温暖化対策推進法改正 ・プラスチック資源循環促進法（公布） ・地域脱炭素ロードマップ（国・地方脱炭素実現会議） ・第6次エネルギー基本計画 ・地球温暖化対策計画 ・気候変動適応計画		・第2次加須市総合振興計画 ・第2次加須市環境基本計画 ・第3次加須市役所地球温暖化防止実行計画（事務事業編） ・第2次生物多様性かぞ戦略	・地球温暖化対策推進法/2050年カーボンニュートラルを基本理念に位置付け ・地球温暖化対策計画/2030年度温室効果ガス排出量目標 2013年度比▲46%（50%の高み挑戦）
2022 (R4)	・ロシアのウクライナ侵攻 ・昆明・モンテリオール生物多様性枠組の採択	・第5次埼玉県環境基本計画 ・第3期埼玉県地球温暖化対策実行計画（事務事業編）改正 ・埼玉県生物多様性センター設置		・市の温室効果ガス排出量削減目標：2030年度に基準年度比▲46% ・生物多様性枠組：2050年ビジョン、グローバルゴールと2030年ミッション、グローバルターゲット

年	世界・国の動向	埼玉県	加須市	備考
2023 (R5)	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症緊急事態の終了 IPCC 第6次評価報告書統合報告書 気候変動適応法改正 生物多様性国家戦略 2023-2030 (第6次戦略) 外来生物法改正 省エネ法改正 気候変動適応計画一部変更 	<ul style="list-style-type: none"> 埼玉県地球温暖化対策実行計画 (第2期) (区域施策編) カーボンニュートラル宣言 	<ul style="list-style-type: none"> 加須市地球温暖化防止実行計画 (区域施策編) 加須市ゼロカーボンシティ宣言 加須市気候変動適応センター設置 (環境政策課内) 第3次加須市役所地球温暖化防止実行計画 (事務事業編) 改訂 	<ul style="list-style-type: none"> 気候変動適応法改正/熱中症対策の推進、指定暑熱避難施設の指定 IPCC 報告/人間活動による地球温暖化は疑う余地がなく、CO₂ 排出ネット・ゼロが必要 生物多様性国家戦略/2030 ネイチャーポジティブを目標 気候変動適応計画/熱中症対策の強化
2024 (R6)	<ul style="list-style-type: none"> 地球温暖化対策推進法改正 熱中症警戒アラート情報提供の開始 第6次環境基本計画 環境教育等の推進に関する基本方針 第5次循環型社会形成推進計画 	<ul style="list-style-type: none"> 埼玉県生物多様性保全戦略 2024-2031 	<ul style="list-style-type: none"> 加須市ゼロカーボンシティ推進協議会設立 	<ul style="list-style-type: none"> 地球温暖化対策推進法改正/二国間クレジット制度の実施体制強化等及び地域脱炭素化促進事業制度の拡充 第6次環境基本計画/気候変動、生物多様性の損失及び汚染の3つの世界的危機に向け、「環境保全と、それを通じた現在及び将来の国民一人一人の「ウェルビーイング/高い生活の質」の確保と新たな成長を目指す。
2025 (R7)	<ul style="list-style-type: none"> 第7次エネルギー基本計画 地球温暖化対策計画 アメリカ：パリ協定離脱 生物多様性増進活動促進法 	<ul style="list-style-type: none"> 第5次埼玉県環境基本計画改正 		<ul style="list-style-type: none"> 地球温暖化対策計画/2035、2040年度温室効果ガス排出量削減目標 2013年度比▲60%、▲73%

(2) 第2次加須市環境基本計画策定のポイントの継承

① 地域気候変動適応計画を内包する計画としての内容整理

温室効果ガス削減に重きを置く「緩和策」に加え、気候変動適応法に基づく「適応策」について、本市においては既に取り組んでいます。改めて関連する気候条件や対応する施策を整理し、地域気候変動適応計画として内包する計画としました。

② SDGs のゴールと施策の対応関係の整理

本計画の目指す目標やそれに向けた取組が国際目標である SDGs (持続可能な開発目標) に関連し、寄与するよう、SDGs と施策との対応関係を整理しました。

③ 加須市の関連計画との整合

本市のまちづくりの指針となる「第2次加須市総合振興計画」が令和7年度(2025年度)に後期基本計画として改訂されることに伴い、本計画の環境の保全と創造に関する施策の方向性の整合を図りました。

また、環境保全及び創造に関する施策を進める際に、まちづくりへの波及効果を念頭におき、庁内で横断的に施策を推進することが求められ、本計画に関連する計画との連携についても明確化しました。

特に、第2次計画策定以降、本市では、令和5年(2023年)3月に「加須市ゼロカーボンシティ宣言」を表明するとともに、2050年カーボンニュートラル実現に向け「加須市地球温暖化防止実行計画(区域施策編)ゼロカーボンシティ「かぞ戦略」」を策定し、重点的に進めていくことにしました。

また、令和7年度（2025年度）に策定する「第3次生物多様性かぞ戦略」をはじめとした関連計画との連携と整合を強化し、環境の保全と創造に関する施策の効果的な展開を目指します。

（3）市・市民・事業者の役割の明確化

第2次計画では、前期計画より、計画の推進主体として、市・市民・事業者を位置付け、3者の協働により推進することとしています。

計画の実効性を高めるために、各施策に紐づく全117項目について3者の役割を明確にします。

（4）環境に関するアンケート調査結果 ※ 詳細は32ページ参照

- ・実施期間：令和7年（2025年）9月19日～10月10日
- ・対象：市民3,000人、事業者300事業所、中学生317人
- ・回収率：市民48.1%（前回42.5%）、事業者50.3%（前回45.3%）、中学生93.1%（前回98.1%）

・結果概要

【住まい周辺の環境についての満足度】では、前回と同様、「まちの静かさ」、「空気のきれいさ」、「緑の豊かさ」で、それぞれ6割以上の高い結果となりました。一方、満足度を上回る不満度の項目は、「河川・水路や池沼などの水のきれいさ」、「道路の利用しやすさ・歩きやすさ」があげられました。

【住まい周辺の環境についての重要度】では、前回と同様、「震災、水害からの安全性」、「道路の利用しやすさ・歩きやすさ」、「まちの清潔さ・きれいさ」の順で高い結果となりました。この内、「道路の利用しやすさ・歩きやすさ」や「まちの清潔さ・きれいさ」は、前回より大きく増加しました。

【気候変動・温暖化の影響を回避・軽減していくための「適応策」について】では、「水害対策」が特に高く、「食料の供給」、「暮らしの安全・国民生活」、「健康」の順で高い結果となりました。

【環境問題への対応に向けた取組の言葉や内容について】では、「食品ロス」や「SDGs」が7割前後、「カーボンニュートラル」や「マイクロプラスチックによる海洋汚染」が4割から5割、他は3割以下、そのほか市の各種計画である「生物多様性かぞ戦略」や地球温暖化防止実行計画の区域施策編や事務事業編は低い結果となりました。

【環境に関する主な施策への認識・参加状況等について】では、ごみの5種18分別や快適かぞ市民活動、道の駅等への電気自動車の充電設備設置、環境関連イベントが5割前後でしたが、屋敷林等の指定制度や有機農業等への支援、エコライフDAY&WEEK 埼玉チェックシート、環境活動団体への支援等は低い結果となりました。

【環境保全を推進していくため、市に期待する施策】では、「空家対策の推進」、「水と緑が豊かな自然環境の保全」が高い結果となりました。

【環境保全を推進していくため、市に期待する環境教育・環境学習】では、「加須市の自然の魅力についての情報の提供・発信」が高い結果となりました。

【環境について知りたい情報】では、「市の大気汚染、水質汚濁など環境の現状に関すること」や「家庭でできる環境への取組に関すること」、「気候変動・温暖化の現状に関すること」が高い結果となりました。

(5) 第2次計画（前期計画）の達成度・評価

前期計画では、4つの基本目標、8つの施策の柱、25の施策を定めています。進行管理にあたっては、「加須やぐるまマネジメント」に基づき、計画(Plan)、実施(Do)、点検・評価(Check)、見直し(Action)のサイクルにより、施策又は事業ごとに設定した環境指標及び目標値に対する進捗状況の点検・評価を行ってきました。また、その結果を「加須市の環境」として毎年公表しています。

「加須市の環境」の結果をもとに、第2次計画の前期計画期間における令和3年度（2021年度）から令和6年度（2024年度）の4年間における基本目標の目標値及び環境指標からの施策ごとの進捗状況を整理すると次表のとおりです※。

※令和7年度に本計画の改訂作業を行っているため、達成度評価は令和6年度までとなります。

第2次計画の前期計画の達成度・評価では、全113項目の成果指標のうち、大幅遅れが8項目、やや遅れが18項目であり、計26項目で改善が必要となりますが、その他全体の約8割となる87項目は、ほぼ計画どおりに達成できました。

<結果概要>

【基本目標Ⅰ 環境意識を醸成し行動できるまちをつくる】

新型コロナウイルス対策や以降の価値観等の多様化、少子高齢化の影響など、指標的には大きく遅れていましたが改善傾向が見られました。

【基本目標Ⅱ 豊かな自然と共生するまちをつくる】

防犯意識等によりオープンガーデン登録数は減少しましたが、他の指標は達成又は横ばい状況で推移していました。

【基本目標Ⅲ 地球にやさしいまちをつくる】

エコライフ DAY&WEEK 埼玉チェックシート参加者は、紙シート配布から電子シート配布に変更の影響もあり減少したほか、市役所からのCO₂排出量は緩やかな減少傾向にあるものの、指標値と乖離しているため計画の見直し等に伴い評価が停止となっています。

【基本目標Ⅳ 快適で暮らしやすいまちをつくる】

全体としては横ばい状況で推移しています。一方、資源化率は高いものの、ごみの排出量や河川の浄化対策などでは遅れています。

●基本目標ごとの環境指標からみた進捗状況

環境指標	単位	令和7年度 目標値	令和7年度目標値に対する達成率				推移	
			令和3年度		令和6年度			
			実績値	割合	実績値	割合		
【基本目標Ⅰ】 環境意識を醸成し行動 で豊かなまちをつくる	1 環境学習・教育の推進							
	環境フォーラム参加者数	人	200	0	0%	150	75%	令和3は中止 (コロナ) ※
	環境学習講座等の参加数	人	370	31	8%	223	60%	令和3は縮小 (コロナ) ※
	2 環境活動の促進							
	環境美化活動団体数	団体	42	39	93%	40	95%	2ポイント ↑
一斉清掃参加者数	人	35,600	5,086	14%	15,231	43%	29ポイント ↑	
【基本目標Ⅱ】 豊かな自然と共生する まちをつくる	1 自然環境との共生							
	「浮野の里」環境保全活動 年間参加者数	人	1,200	1,444	120%	1,150	96%	24ポイント ↓
	オニバス生地来訪者数	人	1,550	425	27%	1,580	102%	75ポイント ↑
	渡良瀬遊水地まつり来場者数	人	5,500	0	0%	5,500	100%	令和3は中止 (コロナ) ※
	2 美しい景観の形成							
	オープンガーデン登録数	件	20	17	85%	9	45%	40ポイント ↓
景観指針を策定する地区数	地区	2	1	50%	1	50%	→	
加須未来館周辺景観形成作物 栽培面積	m ²	15,000	13,889	93%	12,851	86%	7ポイント ↓	
【基本目標Ⅲ】 地球にやさしい まちをつくる	1 地球温暖化への対応							
	エコライフDAY チェックシート 参加者数	人	23,000	16,697	73%	5,673	25%	48ポイント ↓
	太陽光発電システムの容量 (10kW未満)	kW	24,000	20,695	86%	25,091	105%	19ポイント ↑
	気候変動への適応に関する 情報提供回数	回	5	5	100%	5	100%	→
【基本目標Ⅳ】 快適で暮らしやすいまちをつくる	1 循環型社会の構築							
	一人1日当たりのごみ排出量	g	800	984	81%	953	84%	3ポイント ↑
	プラスチック類ゴム製品 ごみ排出量	t	2,400	2,547	94%	2,350	102%	8ポイント ↑
	焼却灰の発生量(加須クリーンセン ター・大利根クリーンセンター)	t	2,980	3,645	82%	3,845	78%	4ポイント ↓
	2 きれいな水の再生							
	公共下水道整備率	%	98.3	94.0	96%	97.6	99%	3ポイント ↑
	農業集落排水処理施設加入率	%	83.9	77.1	92%	78.6	94%	2ポイント ↑
	浄化槽整備区域内の合併処理 浄化槽普及率	%	84.5	52.0	62%	53.0	63%	1ポイント ↑
	市内50地点のBOD (冬期)の環境基準達成率	%	100	54	54%	46	46%	8ポイント ↓
	3 公害のない生活環境の確保							
	苦情処理解決率	%	90	88	98%	89	99%	1ポイント ↑
	監視測定の実施回数	回	13	13	100%	13	100%	→
問題のある空家数	戸	130	187	70%	207	63%	7ポイント ↓	
狂犬病予防注射の接種率	%	80	65.9	82%	67.5	84%	2ポイント ↑	

※ (コロナ) : 新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) 拡大防止のため事業を中止・延期等としたため

8 社会情勢の変化

(1) 持続可能な開発目標（SDGs）に向けた取組の推進

持続可能な開発目標（SDGs）とは、平成13年（2001年）に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、平成27年（2015年）9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」において記載された、令和12年（2030年）までに持続可能でよりよい世界を目指すための国際目標です。SDGsの17のゴールと169のターゲットの中には、世界全体における達成に向け、日本として国際協力面で取り組むべき課題も多く含まれています。

平成28年（2016年）12月に策定された「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」では、国として8分野の優先課題と具体的な施策を定めており、地方自治体におけるSDGsに関する取組の必要性が記載されています。

また、平成29年（2017年）6月における「まち・ひと・しごと創生基本方針2017」においてもSDGsの取組推進が謳われており、実施指針については、令和元年（2019年）12月に改定され、優先課題にジェンダーの平等が明記されるとともに、さらに多様な主体との連携によるSDGsの推進が求められています。

(2) 2050年ゼロカーボンシティの実現

地球温暖化は、人類の活動が引き起こした最も深刻な環境問題です。近年では、大型台風やハリケーン、集中豪雨、干ばつや熱波などの異常気象が世界各地で発生し、甚大な被害を引き起こしています。

【国の取組】

平成28年（2016年）5月に策定された地球温暖化対策計画は、「国連気候変動枠組条約第21回締約国会議」（COP21）で採択されたパリ協定や平成27年（2015年）7月に国連に提出した「日本の約束草案」を踏まえ、我が国の地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するための計画として定められました。

パリ協定の発効以降、世界各国は脱炭素への取組を加速しており、脱炭素への取組を通じて経済成長や産業競争力の強化を目指す動きが急速に強まってきました。国では、令和2年（2020年）10月の「2050年カーボンニュートラル宣言」を表明し、翌年令和3年（2021年）3月に、「地球温暖化対策推進法」を改正し、2050年カーボンニュートラルを基本理念に位置付けました。また、6月には国・地方脱炭素実現会議において「地域脱炭素ロードマップ」を策定、10月には「地球温暖化対策計画」と「気候変動適応計画」を定め、気候変動対策に向け、温室効果ガス排出抑制に向けた「緩和策」と、気候変動に伴う影響の回避・緩和に向けた「適応策」を車の両輪として一体的に展開していくことにしました。

この地球温暖化対策計画では、2050年カーボンニュートラルを目標に、その途中年である令和12年度（2030年度）における温室効果ガス排出量を、基準年度である平成25年度（2013年度）比で46%減とすることを定め、経済成長を両立させながら、その実現に向けた取組を進めていくことにしました。さらに、令和7年（2025年）2月に同計画を改定し、令和17年度（2035年度）と令和22年度（2040年度）における温室効果ガス排出量を、基準年度比でそれぞれ60%減、73%減の目標を定め、その実現に向けた取組を一層進めていくことにしました。

【市の取組】

本市では、こうした情勢を踏まえ、令和5年（2023年）3月の加須市民の日記念式典において、市長が「加須市ゼロカーボンシティ宣言」を表明し、市民と事業者との協働により地球温暖化対策を一層推進し、2050年カーボンニュートラルの実現を目指していくことにしました。

また、その推進に向けて、同年3月に「加須市地球温暖化防止実行計画（区域施策編）ゼロカーボンシティ「かぞ戦略」」を策定し、令和12年度（2030年度）における区域からの温室効果ガス排出量を基準年度比46%減の目標を掲げ、暮らしの中でカーボンニュートラルを実現していくための具体的な施策や取組等を示しました。

（3）気候変動への適応策の推進

近年では、気温の上昇、大雨の頻度の増加、それに伴う農作物の減産や品質低下、熱中症リスクの増加など、地球温暖化に伴う気候変動に起因すると思われる影響が全国各地で生じており、さらに今後、これらの影響が長期にわたり拡大する恐れがあると考えられています。

令和元年（2019年）9月に発生した令和元年房総半島台風（台風第15号）、10月に発生した令和元年東日本台風（台風第19号）に伴い、大規模停電が生じ、送電線等の被害による停電復旧期間の長期化が発生したことにより、災害時の迅速な電力復旧や再生可能エネルギーの導入拡大等の必要性も高まっています。

世界気象機関（WMO）は令和7年（2025年）1月10日に、令和6年（2024年）の世界平均気温が産業革命前の水準より1.55℃上回り、記録上最も暖かい年になったと発表しました。また、気象庁は、日本の平均気温も観測史上最高だったと発表しました。

【国の取組】

このような状況下で、気候変動の影響による被害を防止・軽減するため、国内では気候変動適応の法的位置付けを明確にし、関係者が一丸となって一層強力に推進していくべく、平成30年（2018年）6月に「気候変動適応法」（同年12月1日施行）が成立しました。これを受け、同年11月に「気候変動適応計画」が閣議決定され、防災、農業、健康等の幅広い分野での適応策を進めていくことになりました。

また、令和3年（2021年）10月に計画を変更し、分野別施策及び基盤的施策に関するKPIの設定による各施策の進捗状況の把握と進行管理の実施、熱中症対策の強化を掲げました。

さらに、気候変動適応の一分野である熱中症対策を強化するため、令和5年（2023年）4月に改正気候変動適応法（気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律）が成立し、これに基づき、同年5月に熱中症対策実行計画の基本的事項を定めるなど、気候変動適応計画の一部変更を行いました。

【市の取組】

本市においては、「気候変動適応法」に基づく地域気候変動適応計画を包含した「第2次加須市環境基本計画」を令和3年（2021年）3月に策定し、気候変動リスクに対し、分野ごとに想定される影響を踏まえ、適応策を実施していくことにしました。

また、気候変動適応法に基づき、県と共同して、市内における気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の収集、整理、分析及び提供並びに技術的助言を行い、気候変動適応の取組を推進するため、令和5年（2023年）6月に埼玉県気候変動適応センター（埼玉県環境科学国際センター）と共同で「加須市気候変動適応センター」を設置しました。

さらに、令和6年（2024年）4月の改正気候変動適応法の全面施行に伴い、熱中症特別警戒アラートの発表時に、暑熱から避難するための施設（クーリングシェルター）として、冷房施設のある複数の市内公共施設及び民間施設を指定しました。

また、民間団体にも熱中症対策の普及に取り組んでもらうことを目的に、熱中症対策普及団体を募集しています。

（4）循環型社会の形成に向けたサーキュラーエコノミー（循環経済）への移行促進

資源循環の分野では、不適正な管理等により海洋に流出したプラスチックごみが世界的な課題となっています。海洋プラスチックごみは生態系を含めた海洋環境の悪化や海岸機能の低下、景観への悪影響、船舶航行の障害、漁業や観光への影響など、様々な問題を引き起こしています。

令和元年（2019年）6月に、長野県軽井沢町において「G20 持続可能な成長のためのエネルギー転換と地球環境に関する関係閣僚会合」が開催され、海洋プラスチックごみ問題の分野においては、我が国が主導する形で、新興国・途上国も参加し、各国が自主的な対策を実施し、継続的に報告・共有する新しい枠組として「G20 海洋プラスチックごみ対策実施枠組」が合意されました。

【国の取組】

令和元年（2019年）5月には、国内でプラスチックを巡る資源・環境両面の課題を解決するため、国において、徹底したリサイクルによる再利用などが明記された「プラスチック資源循環戦略」が策定されました。さらに、令和2年（2020年）11月には、「今後のプラスチック資源循環施策のあり方について」がまとめられ、全国の自治体に、家庭から排出されたプラスチック製容器包装・製品については、「プラスチック資源」として一括回収することを求めるとされました。

また、不必要な容器包装の削減等によるリデュース、リユース品やリサイクル品の利用等の促進や、シェアリングやリペア・リユース等の更なる普及も必要とされており、令和2年（2020年）7月にはレジ袋の有料化が開始されました。

こうしたこれまでの大量生産、大量消費、大量廃棄型の経済・社会様式から、競争条件への影響も踏まえ、資源・製品の価値の最大化を図り、資源投入量・消費量を抑えつつ、廃棄物の発生を最小化につながる経済活動全体の在り方を目指したサーキュラーエコノミー（循環経済）への移行が位置付けられました。

循環経済への移行によって、3R（廃棄物等の発生抑制・循環資源の再利用・再生利用）＋Renewable（バイオマス化・再生材利用等）をはじめとする資源循環の取組が進めば、製品等のライフサイクル全体における温室効果ガスの排出低減につながることから、カーボンニュートラル実現の観点からも重要な取組として位置付けられています。

その他にも、本来食べられるにもかかわらず捨てられてしまう食品ロスについて事業者、消費者、地方公共団体、国等の各主体による取組の促進が求められており、令和元年（2019年）10月1日には「食品ロスの削減の推進に関する法律」が施行されるなど、このように多様な側面から循環型社会の形成に向けた取組が求められています。

【市の取組】

本市では、市民や事業者と協働して、ごみの発生抑制（リデュース）、再利用（リユース）、再生利用（リサイクル）、不要なものは買わない・もらわない（リフューズ）、修理しながら長く使い続ける（リペア）の5Rを積極的に推進し、日本一のリサイクルのまちを目指しています。そして、ごみの資源化や減量化の促進を図ることで、地球温暖化の抑止や最終処分場の延命化などの諸問題に対応するとともに、一人ひとりの意識と行動をこれまでの「廃棄物処理」の考え方から廃棄物を貴重な資源として活用する「資源循環型社会」への転換を図っていくことにしています。

また、ごみの5種18分別の分別収集を実施し、ごみの減量化と缶、びん、プラスチック類など資源ごみの資源化・再商品化に取り組むとともに、海洋プラスチック問題への対策としてプラスチックの利用削減に向けた啓発を進めています。

食品ロス削減に向けて、啓発チラシや「食品ロスを減らすアイデア集」、「買い物メモ」の作成と発信、「食べきり“かぞ”」協力店の募集と店舗情報の提供などをはじめ、フードドライブ、フードバンク等の取組などを行っています。

（5）生物多様性の確保に向けたネイチャーポジティブ（自然再興）の実現

地球上には多様な生き物が存在し、現代の私たちの生活もこうした生物多様性がもたらす恵み（生態系サービス）の上に成り立っています。

しかし、世界の生物多様性及び生態系サービスの状況は悪化しており、推計100万種が既に絶滅の危機に瀕しているとされ、これらの種の多くは、生物多様性への脅威を取り除く行動をとらなければ、今後数十年で絶滅するおそれがあると予測されています。

その要因としては大量消費型のライフスタイルや途上国と経済移行国の消費増が挙げられ、生物多様性の確保のためには、商品の持続可能な生産と消費が必須であることが指摘されています。

国際的な動向としては、平成 22 年（2010 年）に愛知県名古屋市で開催された「生物多様性条約第 10 回締約国会議」（COP10）では、令和 2 年（2020 年）までに達成すべき 20 の目標を掲げた「愛知目標」が合意されましたが、平成 26 年（2014 年）10 月に韓国で開かれた「生物多様性条約第 12 回締約国会議」（COP12）では、愛知目標の中間評価が行われ、達成状況は不十分とした上で、緊急に取るべき対策がまとめられました。

令和 4 年（2022 年）12 月にカナダ・モントリオールで開催された第 15 回締約国会議（COP15）において、新たな生物多様性に関する世界目標（ポスト 2020 生物多様性枠組）である「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択されました。この枠組は、2050 年ビジョンやグローバルゴール、2030 年ミッションやグローバルターゲットなどから構成されており、2030 年ミッションとして「生物多様性の損失を止め反転させる」すなわち「ネイチャーポジティブ（自然再興）」が掲げられました。

【国の取組】

国内では、生物多様性基本法（平成 20 年（2008 年）6 月施行）において地方公共団体の責務が示され、また、生物多様性地域戦略の策定が地方公共団体の努力義務として規定されました。

国では平成 22 年（2010 年）に「生物多様性国家戦略 2010」（第四次戦略）を定め、人と自然の共生を国土・地域レベルで広く実現させ、生物多様性の状態を現状以上に豊かなものとするとともに、人類が享受する生態系サービスの恩恵を持続的に拡大させることを目指し、SATOYAMA イニシアティブを推進していくことにしました。

平成 24 年（2012 年）9 月には、生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）で採択された愛知目標の達成に向けた我が国のロードマップを示すとともに、平成 23 年（2011 年）3 月に発生した東日本大震災を踏まえた今後の自然共生社会のあり方を示した「生物多様性国家戦略 2012-2020」（第五次戦略）を定めました。

そして、COP15 で採択された「昆明・モントリオール生物多様性枠組」を踏まえ、令和 5 年（2023 年）3 月に「生物多様性国家戦略 2023-2030」（第 6 次戦略）を定め、「生物多様性損失」と「気候危機」への統合的対応を図り、2030 年ネイチャーポジティブの実現を目標に、30by30（サーティ・バイ・サーティ）目標の達成と自然資本を守り活かす社会経済活動を推進することにしました。

【市の取組】

本市においても、平成 29 年（2017 年）3 月に「生物多様性かぞ戦略」を策定し、市の特徴・地域性を踏まえた特有の生物多様性の保全及び持続可能な利用を通じて、生物多様性の状態を現状以上に豊かなものとするとともに、生態系サービスを将来にわたって享受できる、「豊かな自然と共生するまちをつくる」を目標に、総合的かつ計画的な生物多様性の保全に向け取組を進めてきています。

(6) 持続可能な開発のための教育（ESD）の推進

環境問題が社会や経済、人々の暮らしと深く関わっていることから、環境学習・教育を通じて、一人ひとりの意識改革を図っていくことが大切です。

平成4年（1992年）にブラジルのリオデジャネイロで開催された「地球サミット」で、地球再生の行動計画「アジェンダ21」が採択され、この中で、持続可能な開発の促進には、教育が不可欠であることが明記されました。

以降、国際的には、地球環境問題など様々な世界的課題の解決のために人づくりが重要であるとして、「持続可能な開発のための教育」（Education for Sustainable Development「ESD」）の取組が世界各国で進められています。

【国の取組】

国内においては、平成15年（2003年）に「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」が成立しました。その後同法は、国際的な動向も踏まえて平成23年（2011年）6月に一部改正され、「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」（以下、「環境教育等促進法」といいます。）となりました。環境教育等促進法には、国民や民間団体等との協働取組や学校教育における環境教育の充実などが盛り込まれました。

平成30年（2018年）6月には、同法に基づき、「環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針」の変更が閣議決定されました。同方針には、今後の学びにおける体験活動の重視と「体験の機会の場」の積極的な活用について新たに記載されました。

また、令和元年（2019年）11月に開催された第40回ユネスコ総会で「持続可能な開発のための教育：SDGs実現に向けて（ESD for 2030）」が採択されました。令和6年（2024年）5月に閣議決定された「環境教育等の推進に関する基本方針」では、持続可能な社会への変革に向けた環境保全活動・環境教育・協働取組の方向性を提示し、幅の広い場や質の高い環境教育の充実などを掲げています。

【市の取組】

こうした情勢を踏まえ、環境基本計画において「環境意識を醸成し行動できるまちをつくる」を基本目標の一つに位置付け、関係部署及び市民・事業者・民間団体と連携し、環境学習・教育の推進及び環境活動の推進に向けた取組を進めてきています。

(7) 「ウェルビーイング/高い生活の質」の向上に向けて

気候変動・地球温暖化をはじめとする環境リスク（環境危機）が増大する現代において、環境の状況や環境対策のあり方は、経済・社会のあり方と密接に関連し、その度合いはより一層増してきています。そして、環境危機を克服するためには文明の転換、経済社会システムの変革が求められています。

そのため、環境政策の推進にあたって、環境・経済・社会面を統合的・同時解決的に対応することによって、地域の課題も同時解決が図れるよう、関連分野との連携を強化し、よりの確かつ効果的な環境の保全及び創造に向けた取組を総合的に進めていくことが期待されます。

【国の取組】

令和6年（2024年）に閣議決定された第6次環境基本計画では、環境基本法第1条の規定を、現在の文脈において捉え直し、環境政策の目指すところは、「環境保全上の支障の防止」及び「良好な環境の創出」からなる環境保全と、それを通じた「現在及び将来の国民一人一人の生活の質、幸福度、ウェルビーイング、経済厚生向上」（以下「ウェルビーイング/高い生活の質」という。）であり、また、人類の福祉への貢献でもあると位置付けています。

そして、環境の保全を通じた、現在及び将来の国民一人一人の「ウェルビーイング/高い生活の質」を最上位の目的に掲げ、環境収容力を守り環境の質を上げることによって経済社会が成長・発展できる「循環共生型社会」（「環境・生命文明社会」）の構築を目指しています。そして、環境政策を起点とし、経済・社会的な課題も統合的に改善していくことにしました。

【市の取組】

市では、第2次加須市総合振興計画後期基本計画において、「みんなでつくる 元気あふれる 安全・安心・未来のまち 加須」を将来都市像とし、「安全で安心に誰もがいきいきと心豊かに暮らすまちづくり」、「地域の資源と豊かな自然を活かし、元気と魅力があふれるまちづくり」、「絆と協働の力で将来にわたって暮らしやすいまちづくり」、「DXを推進し、新しい時代の流れを力にするまちづくり」を基本理念としています。このことは、現在及び将来の市民一人ひとりのウェルビーイングの創出に直接つながっています。

市の第2次計画の望ましい環境像は「豊かな自然と快適な環境のまち」であり、前期計画ではその推進を図るため「持続可能なライフスタイルの構築」としていましたが、本計画では、「ウェルビーイング/高い生活の質」に向けた循環共生型社会の実現」として前期計画と同様に4つの基本目標である「環境意識を醸成し行動できるまちをつくる」、「豊かな自然と共生するまちをつくる」、「地球にやさしいまちをつくる」、「快適で暮らしやすいまちをつくる」を継承し、市・市民・事業者の協働により、市民生活や環境・社会経済活動と一体となった環境分野からの取組を総合的・計画的に進め、現在及び将来の市民一人ひとりのウェルビーイングの形成を図っていくことを目指しています。

ウェルビーイング

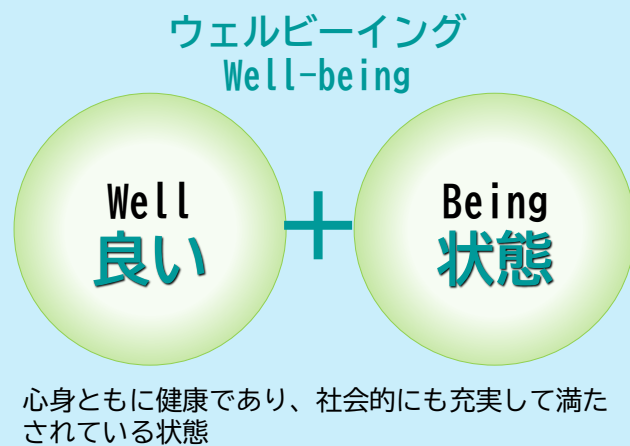
「ウェルビーイング (Well-being)」とは、心身ともに健康であり、社会的にも充実して満たされている状態を表す概念です。「well (良い)」と「being (状態)」を組み合わせた言葉です。単なる健康状態や経済的な豊かさだけでなく、精神的な充実感や社会との良好な関係性を含む、総合的な幸福状態のことです。

「ウェルビーイング」の語源は、オックスフォード英語辞典によれば、イタリア語の「benessere」で16世紀ごろに導入されたとされています。

「ウェルビーイング」の概念は、昭和21年(1946年)のWHO(世界保健機関)設立時に憲章の中で初めて公式に言及されました。当時は「健康とは、病気ではないとか、弱っていないということではなく、肉体的にも精神的にも、そして社会的にも、すべてが満たされた状態にあること」と定義されています。

その後、平成23年(2011年)には国連総会で「幸福度を測る新しい指標の必要性」が決議され、GDPに代わる新しい豊かさの指標として国際的な認知を得るようになり、平成27年(2015年)の国連総会で採択されたSDGsの宣言文の中で「身体的・精神的・社会的にウェルビーイングな社会」を目指すことが示され、さらに広く知られるようになりました。

近年では、WHOが令和3年(2021年)に発表した「Health promotion Glossary 2021(ヘルスプロモーション用語集2021)」の中で、「ウェルビーイングは個人や社会が経験するポジティブな状態のこと。健康と同じく日常生活の要素であり、社会的、経済的、環境的条件により決まる」と再定義され、個人や組織、社会全体の持続可能な発展を支える重要な概念として位置付けられています。



1 加須市の基礎情報

(1) 位置・地勢

本市は、埼玉県の北東部、関東平野のほぼ中央部を流れる利根川中流域にあり、古き良き歴史を残した都市機能が集積する市街地と、その周辺に広がる水と緑の豊かな農村地域が調和する田園都市です。

利根川の堆積で形成され、海拔（令和6年（2024年）水準測量成果表）は最高15.657m、最低9.652m、高低差6mほどの平坦地で、東西と南北それぞれ約16kmの広がりを持ち、面積133.30km²、都心からおおむね50km圏内にあり、茨城県、栃木県及び群馬県に接し、関東のどまんなか位置しています。

気候は太平洋側気候に属しており、令和6年（2024年）の年間平均気温は約17℃、年間降水量は約1,200mmです。また、快晴の日数が多いことが大きな特徴です。夏は、日中かなりの高温になり、雷雨が発生し、冬は、北西の季節風が強く、空気が乾燥しますが、生活におおむね好適と言えます。

鉄道は、東武伊勢崎線に加須駅と花崎駅、東武日光線に新古河駅と柳生駅があり、JR東北本線（宇都宮線）・東武日光線の栗橋駅に近接しています。

主要な道路は、国道122号が南北方向に、国道125号と国道354号が東西方向を通り、東側で国道4号に近接しています。また、東北縦貫自動車道加須インターチェンジがあり、首都圏中央連絡自動車道の白岡菖蒲インターチェンジに近接しています。

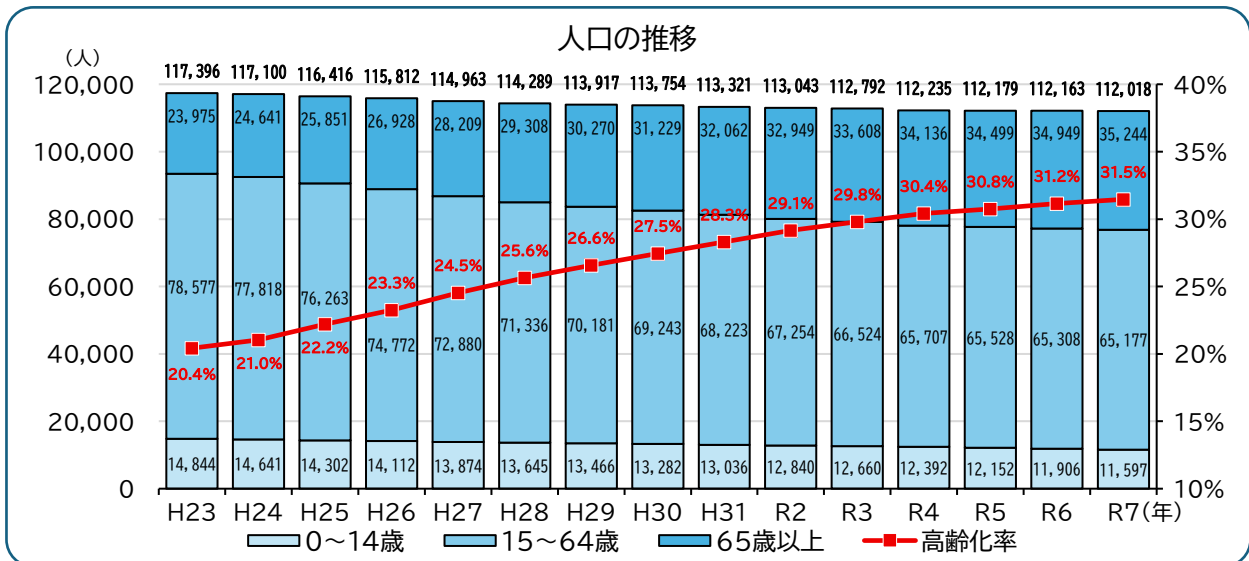
●加須市の位置



(2) 人口・世帯

本市の人口及び世帯数は、令和7年（2025年）（1月1日現在）の人口が112,018人、世帯数が51,289世帯、1世帯当たりの人員が2.18人です。

人口は、合併以降減少傾向で推移しており、合併後の15年間で約5,000人の減少となっていますが、令和7年（2025年）の推計人口と比較すると減少は緩やかとなっています。

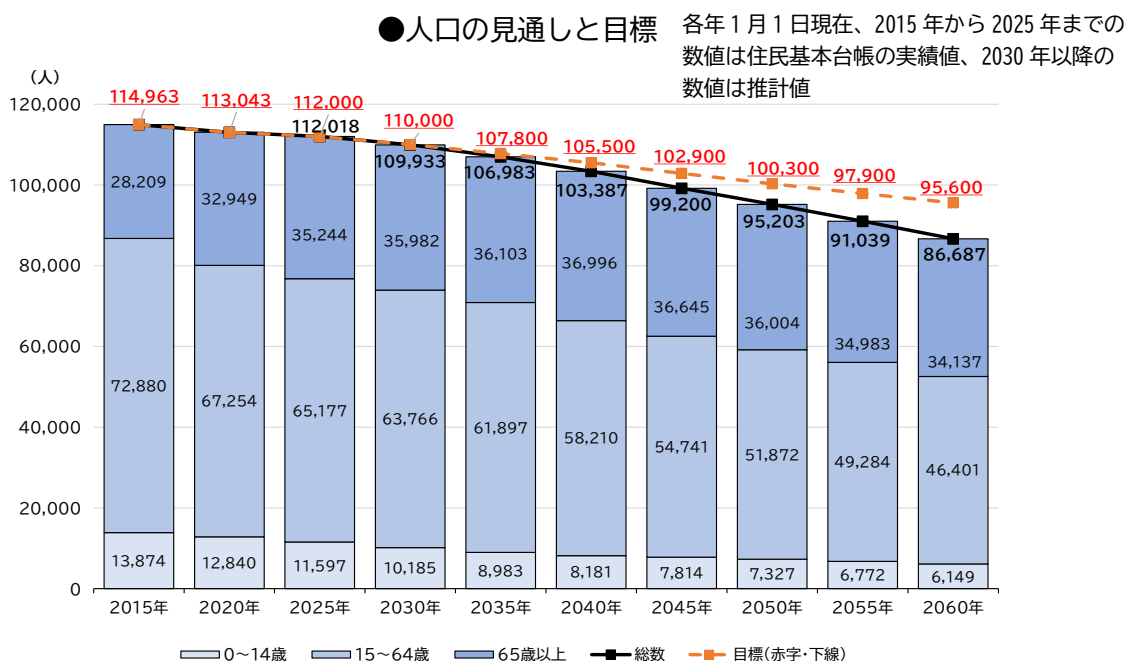


出典：各年1月1日現在の住民基本台帳（市民課）

本市の将来人口の推計と目標については、国立社会保障・人口問題研究所の推計に準拠しながら市独自に推計しています。

本市の将来人口は、令和12年（2030年）には109,933人になると推計します。

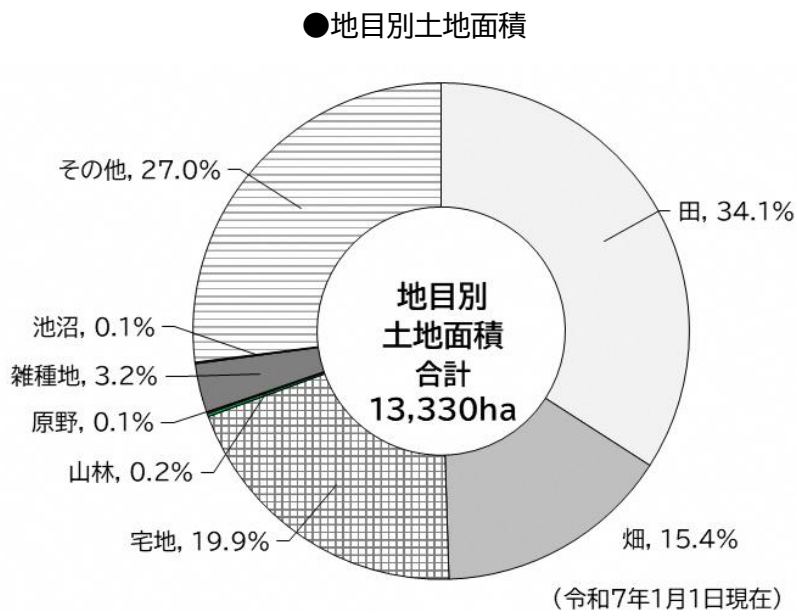
また、自然減抑制や社会増維持といった人口減少対策を推進し、令和12年（2030年）の人口目標を110,000人に設定します。



(3) 土地利用

本市の土地利用は令和7年(2025年)(1月1日現在)で、田が34.1%、畑が15.4%であり、田畑を合わせると49.5%となります。令和2年比で1.9%減少(田が1.3%減少、畑が3.3%減少)し、宅地が4.8%増加となっています。

田・畑については本市の自然環境において大きな割合を占めています。



出典：税務課「固定資産概要調書」

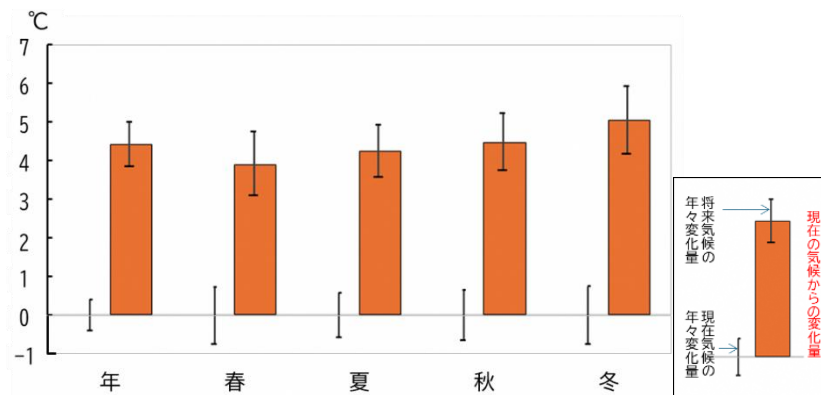
2 気候の変化

(1) 気温

本市は、太平洋側気候に属する内陸性の気候で、令和6年(2024年)の年間平均気温は約17℃、年間降水量は約1,200mmです。また、快晴の日数が多いことが大きな特徴で、平成21年(2009年)から平成30年(2018年)までの10年間の快晴日数を平均すると年間56.7日(熊谷气象台)で日本一多く観測されています。夏は、日中かなりの高温になり、雷雨が発生し、冬は、北西の季節風が強く、空気が乾燥しますが、生活はおおむね好適といえます。

埼玉県では、最も気候変動が進んだ場合(RCP8.5シナリオ)、21世紀末(2076年~2095年)には20世紀末(1980年~1999年)よりも年平均気温が約4.4℃上昇すると予測されています。

●埼玉県の平均気温の将来変化



出典：関東甲信地方のこれからの気候の変化(将来予測)

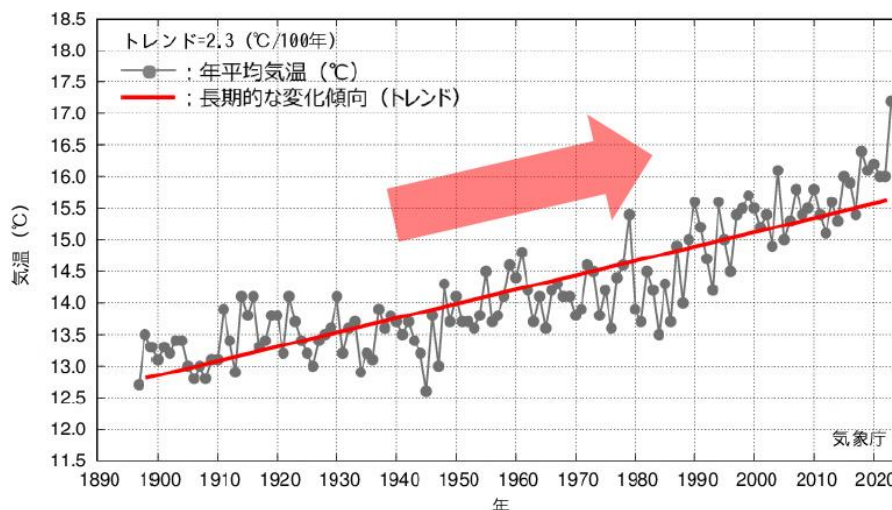
RCP8.5シナリオ/気温の変化(埼玉県) 東京管区气象台より編集

※20世紀末(1980~1999年)から21世紀末(2076~2095年)の間に起きると予測される気候の変化

※偏差や比を算出する際の基準値は、1991~2020年の30年平均値

「日本の気候変動 2025」(気象庁/文化庁)の資料によると熊谷地方气象台での明治30年(1897年)から令和6年(2024年)までの気温上昇は100年に換算2.3℃上昇となり、日本の平均気温の上昇率1.4℃/100年より高くなっています。

●熊谷の年平均気温の推移

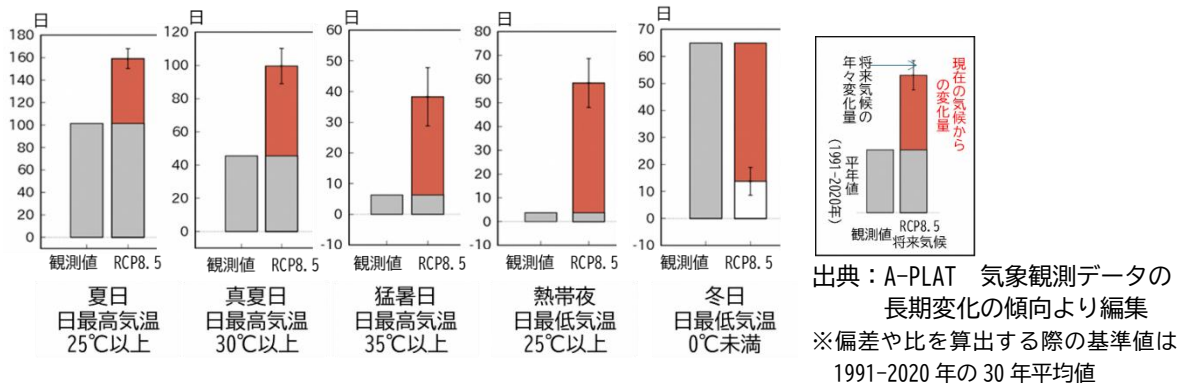


出典：「埼玉県の気候変動」令和7年3月熊谷地方气象台・東京管区气象台より

(2) 真夏日・猛暑日

最も気候変動が進んだ場合（RCP8.5 シナリオ）、埼玉県における年間猛暑日日数は 20 世紀末の 6 日から 21 世紀末には約 38 日、年間熱帯夜日数は 20 世紀末の 4 日から約 58 日増加すると予測されています。

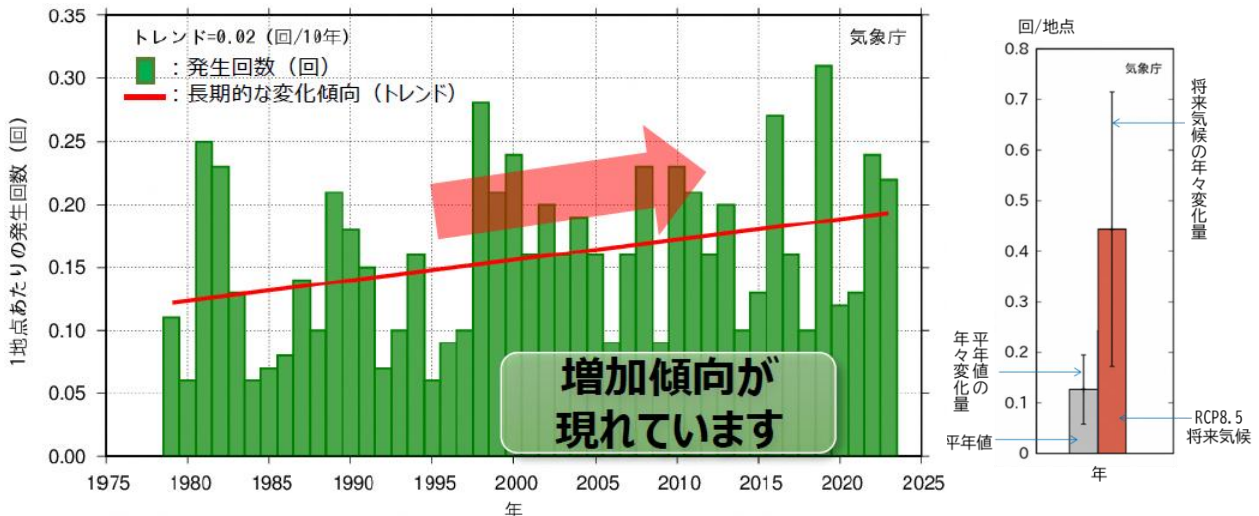
●埼玉県の年間階級別日数の将来変化



(3) 年間降水量

関東甲信地方の 1 時間降水量 50mm 以上の年間発生回数は、20 世紀末と比べ、最も気候変動が進んだ場合（RCP8.5 シナリオ）3.5 倍に増加し、土砂災害や洪水等の災害リスクが増加すると予測されています。

●関東甲信地方の1時間降水量50mm以上の回数



出典：「埼玉県の気候変動」令和 7 年 3 月
 熊谷地方気象台・東京管区気象台より

出典：A-PLAT 気象観測データの長期変化の傾向より編集
 ※偏差や比を算出する際の基準値は 1991-2020 年の 30 年平均値

埼玉県環境科学国際センター (埼玉県気候変動適応センター) (埼玉県生物多様性センター)

騎西地域の上種足にある埼玉県環境科学国際センターは、環境の保全及び創造に取り組む県民への支援や県が直面している環境問題へ対応するための試験研究、環境面での国際貢献など多面的な機能を持った新しい環境科学の総合的中核機関です。

●埼玉県環境科学国際センターの 4つの機能



環境科学国際センターには、生態園（ビオトープ）や展示館「彩かんかん」、環境学習プラザなどの環境学習のための施設と環境科学のための試験研究施設である試験研究棟が設置され、様々な環境問題に取り組んでいます。

平成30年（2018年）12月1日に埼玉県環境科学国際センターを「地域気候変動適応センター」に位置付け、県内の気象データや影響情報など、適応策に役立つ情報を収集・整理するとともに、様々な手段を通じて、情報提供しています。

さらに、令和4年（2022年）4月1日に「埼玉県生物多様性センター」を設置し、生物多様性保全に関する情報の収集や提供を行うとともに、調査研究、普及啓発、保全活動の支援などを行っています。

出典：埼玉県環境科学国際センターホームページ、
埼玉県気候変動適応センターホームページ、
埼玉県生物多様性センターホームページより

3 環境の概要

(1) 自然環境

① 動植物・生態系（渡良瀬遊水地の保全活用）

市民との協働による渡良瀬遊水地の清掃活動や埼玉県環境科学国際センターと連携した渡良瀬遊水地まつりでの環境学習など、渡良瀬遊水地の保全・活用を図っています。

② 動植物・生態系など

ノウルシやトキソウ（浮野の里）、オニバス（オニバス自生地）、オオモノサシトンボ（お花が池）、サンショウモ（お花が池）など多様な生物が生息する水辺環境が数多く存在し、本市では埼玉県における希少野生植物が約 50 種確認できるなど、水資源や生物・植物といった自然環境にたいへん恵まれています。

(2) 生活環境

① 廃棄物（リサイクル）

令和5年度（2023年度）の本市のリサイクル率は、人口10万人以上50万人未満の都市では全国5位^{*}と、11年連続で全国トップ5に入る高い水準を保っています。

※出典：環境省報道発表（令和7年3月27日）一般廃棄物の排出及び処理状況等（令和5年度）

② 公害対策

水質汚濁、騒音、振動、悪臭等の公害に対し市民から苦情があった場合には、原因を究明し、発生原因者へ解決に向けた助言や指導を行うとともに苦情相談者へ対応に係る説明を実施し、迅速・適切な対応をすることにより早期解決を図っています。また、大気や水質、道路騒音、放射能などの監視のため、定期的な測定を実施し、公害の未然防止を図っています。

(3) 快適環境

① 景観

本市では屋敷林や社寺林とそれに連なる農村集落が点在する田園風景が残っています。身近な緑を末永く保全するため、市内に点在する貴重な屋敷林・樹林や樹木の中で要件を満たすものは保存樹林等として指定されています。

② 清掃（河川の美化・清掃活動）

河川清掃については、河川浄化対策協議会をはじめ自治協力団体や市民との協働により、河川の美化・清掃活動を実施しています。また、市内一斉清掃（快適かぞ市民活動）を実施しています。

(4) 地球環境

① 気候

太平洋側気候に属する内陸性の気候で、冬は北西の季節風が強く空気が乾燥し、夏は日中かなりの高温になり豪雨が発生することもあります。一方で全国でも晴天の日が非常に多いところでもあり、大規模な風水害も少ないなど、生活するには、おおむね好適といえます。

② エネルギー・地球温暖化

住宅用再生可能エネルギー設備等（太陽光発電・定置用蓄電池）設置補助金制度や再生可能エネルギーに関する国・県などの補助制度の活用により、家庭・公共施設への再生可能エネルギー導入を促進しており、市内の太陽光発電システムの累計導入量（固定価格買取制度を活用する発電設備分）は89,112kW（令和6年（2024年）3月末時点）となっています。

このうち、主に一般家庭で設置するとされる10kW未満の市内の住宅用太陽光発電システムの設置は、5,196件23,554kWとなっており、令和2年（2020年）比で設備容量は30%増加しています。また、設置件数では933件（約22%）増加しました。

（自治体排出量カルテより）

*89,112kW（加須市の累計導入量）の年間発電量（推計）は、一般家庭の年間電力使用量（令和5年度家庭部門のCO₂排出実態調査調査（環境省））の約29,400世帯の電力を賄うことができるとされます。

(5) 環境活動

① 環境学習・環境教育

浮野の里などでの自然観察会など、こどもたちが本市の環境に触れて学べる機会を創出しています。

② 協働の取組（協働に関するイベント・施設など）

市民や事業者がボランティアで市道や公園等の環境美化活動を行う「環境美化活動団体支援事業」の展開や、自治協力団体をはじめとする市民との協働による「市内一斉清掃（快適かぞ市民活動）」を実施するなど、環境分野における協働のまちづくりを展開しています。

また、埼玉県環境科学国際センターでは、地方自治体で初の地域気候変動適応センターを設置しています。地球温暖化の県への影響や適応策等を研究し、県の施策への情報提供や技術的助言を行っており、国内外から広く高く評価されています。

トピックス

うきや
「浮野の里」での自然観察会

多門寺・北篠崎地内の「浮野の里」では、昔ながらの田園風景を偲ばせる「クヌギ並木」や「田堀」の跡が残されており、地域の皆さんの身近な自然環境として親しまれています。

また、希少種である「ノウルシ」「トキソウ」などの自生地でもあるなど、地域住民の方による保全活動により、貴重な生態系が維持されています。

市では、この「浮野の里」を貴重な環境体験学習の場として捉え、生態系調査と環境学習を目的とした、小学生による「『浮野の里』自然観察会」を毎年実施しています。

写真

写真

4 市民意識・意向の状況（環境に関するアンケートの調査結果より）

（1）調査結果（概要）

調査年		2025年 (令和7年)	2020年 (令和2年)	2015年 (平成27年)
調査実施時期		令和7年9月	令和2年4月 (中学生は6月)	平成27年9月
市民	対象数	3,000	3,000	3,000
	回答数(n)	1,442	1,274	1,371
	回答率	48.1%	42.5%	45.7%
事業者	対象数	300	300	300
	回答数(n)	151	136	106
	回答率	50.3%	45.3%	35.3%
中学生	対象数	317	270	270
	回答数(n)	295	265	270
	回答率	93.1%	98.1%	100%

回答状況

- アンケート回収率は、市民 48.1%（前回 42.5%）、事業者 50.3%（前回 45.3%）で、令和2年（2020年）調査より、市民 5.6ポイント、事業者 5ポイント上昇、平成27年（2015年）より市民 2.4ポイント、事業者 15ポイント上昇
- 中学生の回答率は、令和2年（2020年）比 5ポイント低下、平成27年（2015年）比 6.9ポイントの低下
- 市民と事業者の回答率が上昇したのは、アンケート実施時期が9月前半と、最近の気温上昇など気候変動の影響の顕在化したことなどにより関心が高かったことなどが考えられます。

（回答者の属性）

【市民】

- 年代では、60歳以上が 54.7%と半数以上を占めています。
- 職業では、会社員・団体職員と無職がそれぞれ 25%以上となっています。
- 世帯構成では、夫婦2人が 31.1%と最も多く、親子（子は成人）、単身、親子（子は18歳未満）の順になっています。
- 居住地域では、「加須地域」からの回答が 58.6%と半数以上を占めています。次いで「騎西地域」、「大利根地域」、「北川辺地域」となっています。

【事業者】

- 事業所の地域では、「加須地域」からの回答が 58.3%と半数以上を占めています。
- 主たる業種では、サービス業が 25.8%で最も多く、次いで、建設業・鉱業、卸売・小売業、製造業の順となっています。
- 事業所の形態では、店舗・商業施設が 35.1%で最も高く、次いで、事業所、住居併設、工場の順となっています。
- 市内での営業年数では、30 年以上が 61.6%と最も多く、次いで、「10～19 年」となっています。
- 従業者数では、「1～3 人」が 56.3%と半数を占めており、次いで、「4～9 人」となっており、10 人未満の事業所の回答が全体の約 4 分の 3 を占めています。

住まい周辺的环境に対する満足・不満について（市民）

- 環境の満足度は、前回と同様「まちの静かさ」、「空気のきれいさ」、「緑の豊かさ」で、それぞれ 60%以上となっています。
- 「河川・水路や池沼などの水のきれいさ」や「道路の利用しやすさ・歩きやすさ」では、不満度が満足度を上回っています。
- 環境に対する重要度では、前回と同様、「震災、水害からの安全性」、「道路の利用しやすさ・歩きやすさ」、「まちの清潔さ・きれいさ」の順ですが、「道路の利用しやすさ・歩きやすさ」や「まちの清潔さ・きれいさ」は前回より大きく上昇しています。

環境対策に関わる言葉への認識状況（市民）

- 環境対策に係る新しい言葉の認識は、「食品ロス」や「SDGs」の認識はそれぞれ 70%前後と高く、市民の意識への浸透が見られます。
- 「カーボンニュートラル」や「マイクロプラスチックによる海洋汚染」は 40 から 50%で、他は 30%以下となっています。特に国の最新の対策の用語への認識は低くなっています。
- また、市の計画でも「生物多様性かぞ戦略」や地球温暖化防止実行計画の区域施策編や事務事業編の認識は低いため、今後の普及と啓発が重要となっています。

市が実施する環境保全の施策についての認識状況（市民）

- 市が実施する環境保全の施策では、ごみの 5 種 18 分別、快適かぞ市民活動、道の駅等への電気自動車の充電設備設置、環境関連イベントについては、それぞれ 50%前後が「知っている」としています。
- 反面、屋敷林等の指定制度や有機農業等への支援、エコライフ DAY&WEEK 埼玉チェックシート、オープンガーデン、環境活動団体への支援等については、「知らない」がそれぞれ 60 から 80%以上と多く、特定の個人・団体に関わる施策のため、認識が低い結果となっています。

今後、重点的又は取り組んで欲しい取組について（市民）

- 気候変動への適応策で重点的に取り組んで欲しい内容としては、「水害対策」が特に高く70%以上となっています。次いで、「食料の供給」、「暮らしの安全・国民生活」、「健康」の順で、それぞれ50%前後となっています。
- 環境保全の推進に向けて市に期待する取組としては、「空家対策の推進」や「水と緑が豊かな自然環境の保全」が高くなっています。
- 市に期待する環境教育等については、多様な価値観を反映して、「加須市の自然の魅力についての情報の提供・発信」、「ごみの減量・分別等、暮らしに役立つ講座・イベントの充実」、「自然体験、自然観察の場・機会の充実」、「地元農産物や農業を体験できる場・機会の充実」の順で、それぞれ30%前後となっています。
- 知りたい環境情報としては、環境の現状に関する情報、家庭でできる取組がそれぞれ40%以上で、次いで、気候変動・温暖化に関する情報が約35%となっています。

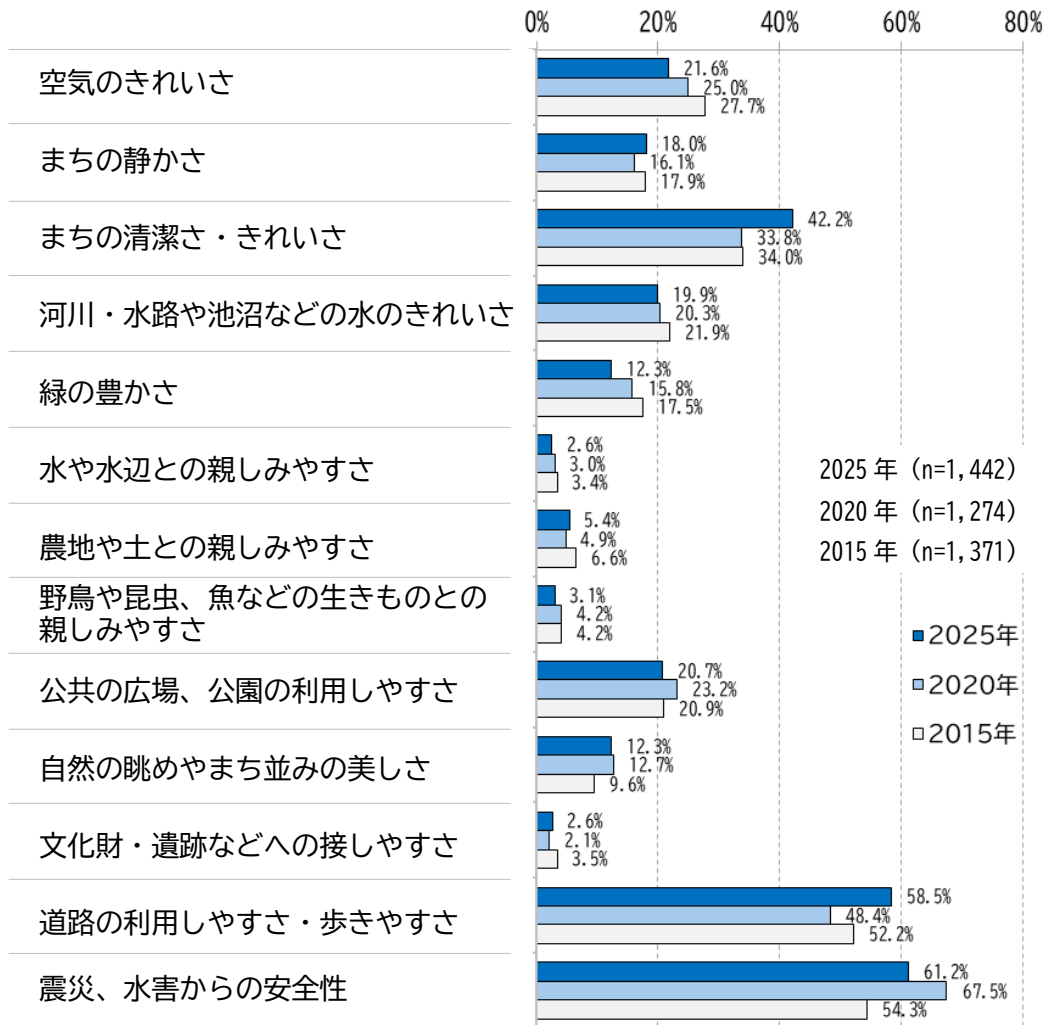
(2) 調査結果（令和2年、平成27年調査結果との比較）

① 加須市の環境について

住まい周辺的环境に対する重要性について（市民）

- 「震災、水害からの安全性」が最も高く、次いで「道路の利用しやすさ・歩きやすさ」、「まちの清潔さ・きれいさ」の順となっています。
- 「震災、水害からの安全性」は、平成27年（2015年）より上昇し、令和2年（2020年）よりは低下しています。令和2年（2020年）は、前年の令和元年（2019年）10月に発生した令和元年東日本台風（台風第19号）により関東甲信越及び東北地方に未曾有の大災害をもたらし、本市にも利根川の河川水位の急上昇に伴う避難指示（緊急）が発令される緊迫事態となったことなども影響していると考えられます。また、近年、地震への安全をはじめ、気候変動による豪雨災害の多発などもあり、高くなっていると考えられます。
- 「道路の利用しやすさ・歩きやすさ」及び「まちの清潔さ・きれいさ」も、平成27年（2015年）、令和2年（2020年）より上昇しており、安全・安心や快適な生活環境の確保への期待が高くなっています。
- その他の項目は、前回及び前々回とほぼ同じか、重要度は低下傾向が見られます。

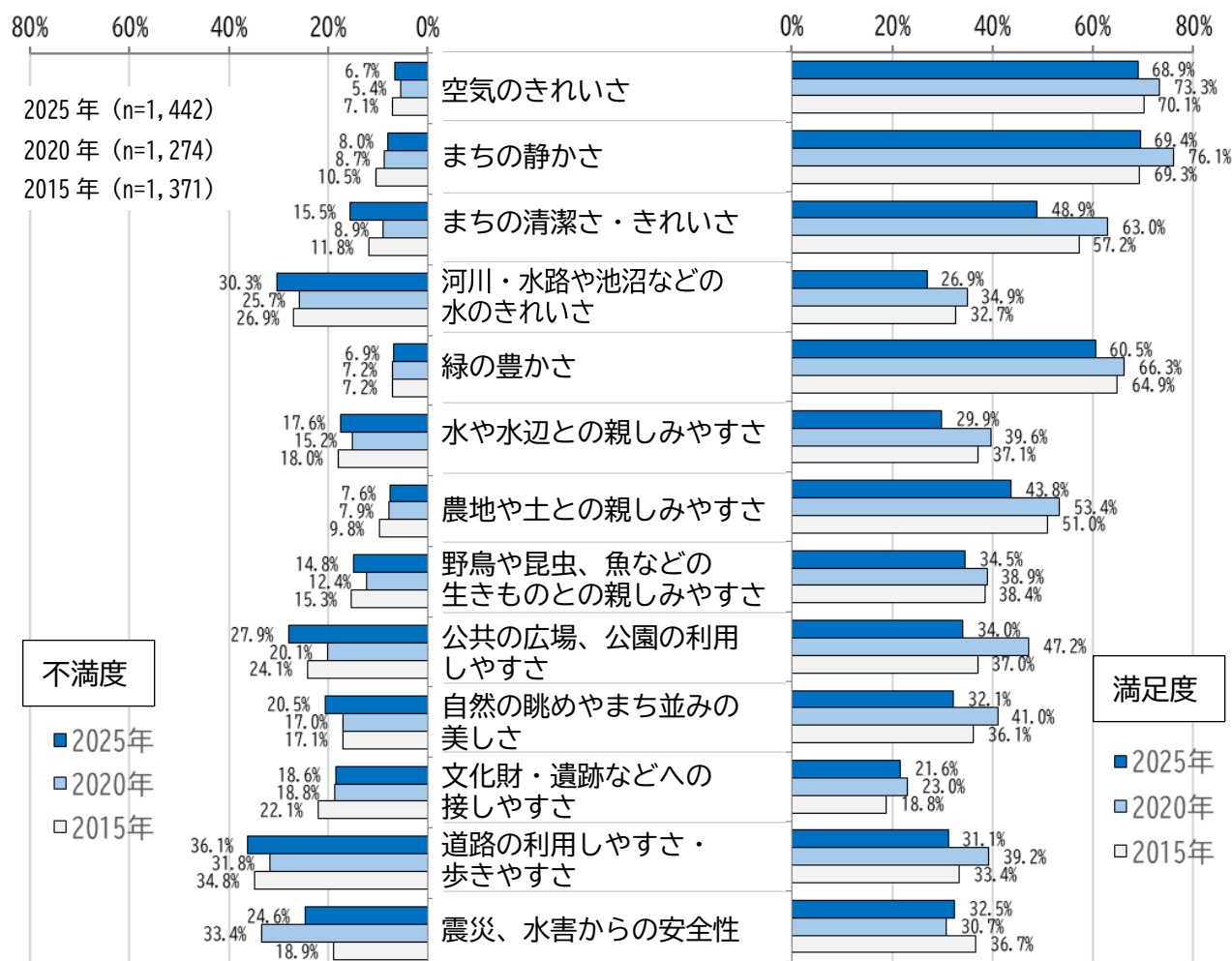
●環境に対する重要度



住まい周辺的环境に対する満足・不満について（市民）

- 「満足」「やや満足」を合わせた値を満足割合、「やや不満」と「不満」を合わせた値を不満割合として見ると、満足割合が最も高かった項目は「まちの静かさ」で、次いで「空気のおきれいさ」、「緑の豊かさ」の順となっています。この3項目は、平成27年（2015年）、令和2年（2020年）も同様とでした。
- 全体として満足割合では、平成27年（2015年）及び令和2年（2020年）とも同様の傾向になっていますが、令和2年（2020年）よりは低下が見られます。
- 満足割合が平成27年（2015年）及び令和2年（2020年）より低下した項目は、「まちの清潔さ・きれいさ」や「緑の豊かさ」、「水や水辺との親しみやすさ」、「農地や土との親しみやすさ」、「野鳥や昆虫、魚などの生きものとの親しみやすさ」、「公共の広場、公園の利用しやすさ」、「自然の眺めやまち並みの美しさ」、「道路の利用しやすさ・歩きやすさ」などとなっています。
- 不満割合が高かった項目は、「道路の利用しやすさ・歩きやすさ」が最も高く、次いで「河川・水路や池沼などの水のおきれいさ」、「公共の広場、公園の利用しやすさ」などとなっています。これらは平成27年（2015年）、令和2年（2020年）も割合が高くなっています。
- 不満割合が平成27年（2015年）、令和2年（2020年）より増加した項目は、「河川・水路や池沼などの水のおきれいさ」や「公共の広場、公園の利用しやすさ」などとなっています。

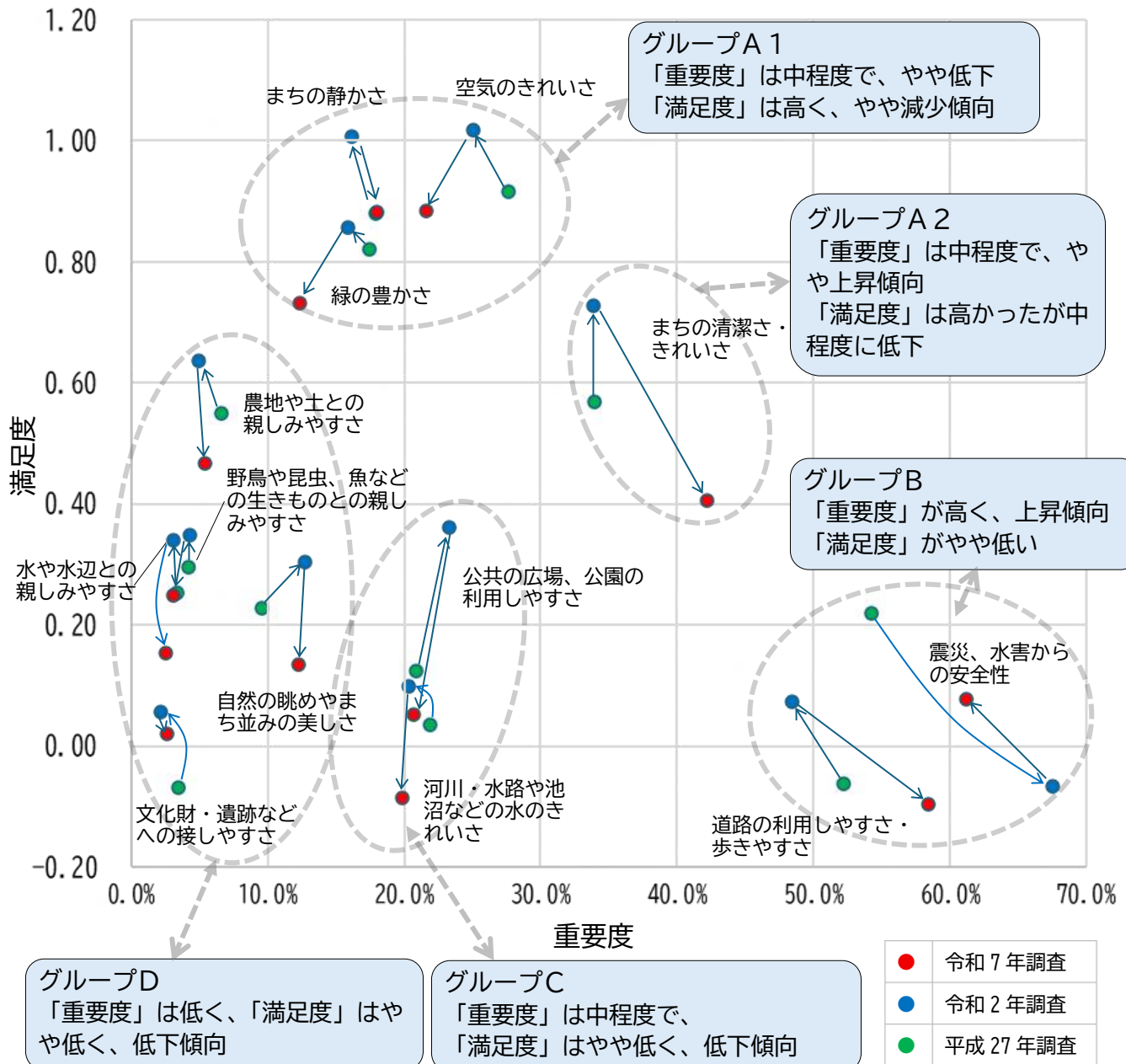
●環境に対する満足と不満



② 環境の重要度と満足度の関係性（平成27年からの推移を含む）

「住まい周辺の環境に対する重要性の認識」と「住まい周辺の環境に対する満足度」との関係性、平成27年（2015年）から令和7年（2025年）の推移を含めて示しています。

●環境の重要度と満足度



注) 満足度は、「満足」を2点、「やや満足」を1点、「どちらともいえない」を0点、「やや不満」を-1点、「不満」を-2点とし、回答率に乗じた値の平均を示しています。
重要度は、各環境項目のうち、「重要」と回答した人の割合を示しています。

グループ A1	<p>加須市の環境の“強み”を生かすことが有効</p> <p>「空気のきれいさ」「まちの静かさ」「緑の豊かさ」は、日常生活において健康で快適に、自然の恵みを享受しながら、安心して暮らし続けられる基盤となる環境です。令和7年（2025年）調査では「満足度」が低下していることが懸念されます。</p> <p>これらは、加須市の環境の“強み”となる項目と認められることから、市民・事業者の理解を得ながら、快適で継承すべき加須市の環境をみんなで守っていくとともに、より良好な状態にし、“強み”が発揮できるよう、協力を呼び掛けていく必要があります。</p>
グループ A2	<p>加須市の環境の“強み”のひとつが低下、街並みの美観の向上が重要</p> <p>「まちの清潔さ・きれいさ」も‘強み’です。令和2年（2020年）ではグループA1に含まれていましたが、令和7年（2025年）において「満足度」が大きく低下し、環境づくりへの「重要度」が上昇しています。一層の改善を図り、グループA1と同様に取り組んでいく必要があります。</p>
グループ B	<p>加須市の環境保全を推進するうえで、重点的に対策を講じる必要がある</p> <p>「震災、水害からの安全性」及び「道路の利用しやすさ・歩きやすさ」は、「満足度」がやや低い状態にあります。市民の周辺環境に対する「重要度」が高まっています。特に「道路の利用しやすさ・歩きやすさ」は令和7年（2025年）において、「重要度」が大きく増加しています。</p> <p>持続可能な地域づくりにおいて、市民の安全・安心の確保が基本です。今後のまちづくり等において重点的に対策を講じていくことが求められています。</p>
グループ C	<p>生活環境の向上に向け継続的に対策の推進が必要</p> <p>「公共の広場、公園の利用しやすさ」及び「河川・水路や池沼などの水のきれいさ」の「重要度」は中程度ですが、「満足度」はやや低く、低下傾向となっています。生活環境の質の改善に向け、継続的な対策が求められています。</p>
グループ D	<p>加須市の環境とふれあい、環境意識の醸成やライフスタイルの変容に重要</p> <p>「農地や土との親しみやすさ」「野鳥や昆虫、魚などの生きものとの親しみやすさ」「水や水辺との親しみやすさ」「自然の眺めやまち並みの美しさ」及び「文化財・遺跡などへの接しやすさ」は、「重要度」は低く、「満足度」も低下傾向が見られます。</p> <p>これらの項目は、加須市の環境とのふれあいを楽しみつつ、環境への理解や環境保全活動への意欲を高めていく上で重要な役割を果たしています。そのため、市民が環境の恵み（資源）とのふれあいが楽しめ、活用できるよう継続して取組を進めるとともに、社会・経済活動とも一体となった環境資源の再発見や新たな資源の創造が求められています。</p>

(3) 市民・事業者・中学生の取組状況について

冷房・暖房機器の設定温度について、市民・事業者・中学生とも、平成27年（2015年）及び令和2年（2020年）のアンケートでは、「冷房の設定温度を28℃以上」「暖房の設定温度は20℃以下」に分けた設問となっていました。気候変動による猛暑日や熱帯夜の増加など熱中症予防や冬季のヒートショック予防の観点などから、一人ひとりに合った適切な使用が奨励されています。また、冷暖房機器の省エネ化・自動温度調整性能の向上と普及などを考慮して、令和7年調査では一つにまとめて、「冷房・暖房は健康を第一に、冷やし過ぎない・暖め過ぎないように柔軟に温度を設定する」に変更しています。

比較では、平成27年（2015年）及び令和2年（2020年）については、「冷房の設定温度を28℃以上」と「暖房の設定温度は20℃以下」の回答結果を平均した値で示しています。

その結果、市民・事業者・中学生とも、「取り組んでいない」が大きく減少し、「いつも取り組んでいる」が大きく増加しています。また、市民・事業者の「いつも取り組んでいる」は、平成27年（2015年）及び令和2年（2020年）の「いつも取り組んでいる」と「時々取り組んでいる」を合わせた値とほぼ同じ回答割合となっています。

同様に、事業者における設問において、「不要な照明やOA機器は、こまめに消す」は、平成27年（2015年）及び令和2年（2020年）調査の「不要な照明は、こまめに消す」と「不要なOA機器等は、こまめに消す」をまとめてたずねています。比較は、2つの回答の平均で比較していますが、ほぼ同じ回答割合となっています。平成27年（2015年）及び令和2年（2020年）調査では「不要なOA機器等はこまめに消す」が「不要な照明はこまめに消す」より下回っていましたが、「不要な照明はこまめに消す」の回答は、令和7年（2025年）調査とほぼ同じ傾向となっており、照明に関する節電対策が多いと考えられます。

以下、市民・事業者・中学生の取組状況について、平成27年（2015年）及び令和2年（2020年）の結果との比較の概要を示しています。なお対象とした取組は、前期計画で示していた取組とあわせています。

市民の取組状況

- 「いつも取り組んでいる」では、「決められたごみの分別を守る」で、平成27年（2015年）、令和2年（2020年）と同様に90%以上が実施しています。
- 平成27年（2015年）、令和2年（2020年）と比べ「いつも取り組んでいる」が大きく上昇した項目は、「冷房・暖房は健康を第一に、冷やし過ぎない・暖め過ぎないように柔軟に温度を設定する」や「買い物は袋を持参し、不要な包装等を断る」となっています。
- 反面、平成27年（2015年）、令和2年（2020年）と比べ大きく低下した項目は、「冷蔵庫は食品を詰め込み過ぎない、扉の開け閉めは極力少なく・短くする」や「エコドライブを実践する」となっています。

事業者の取組状況

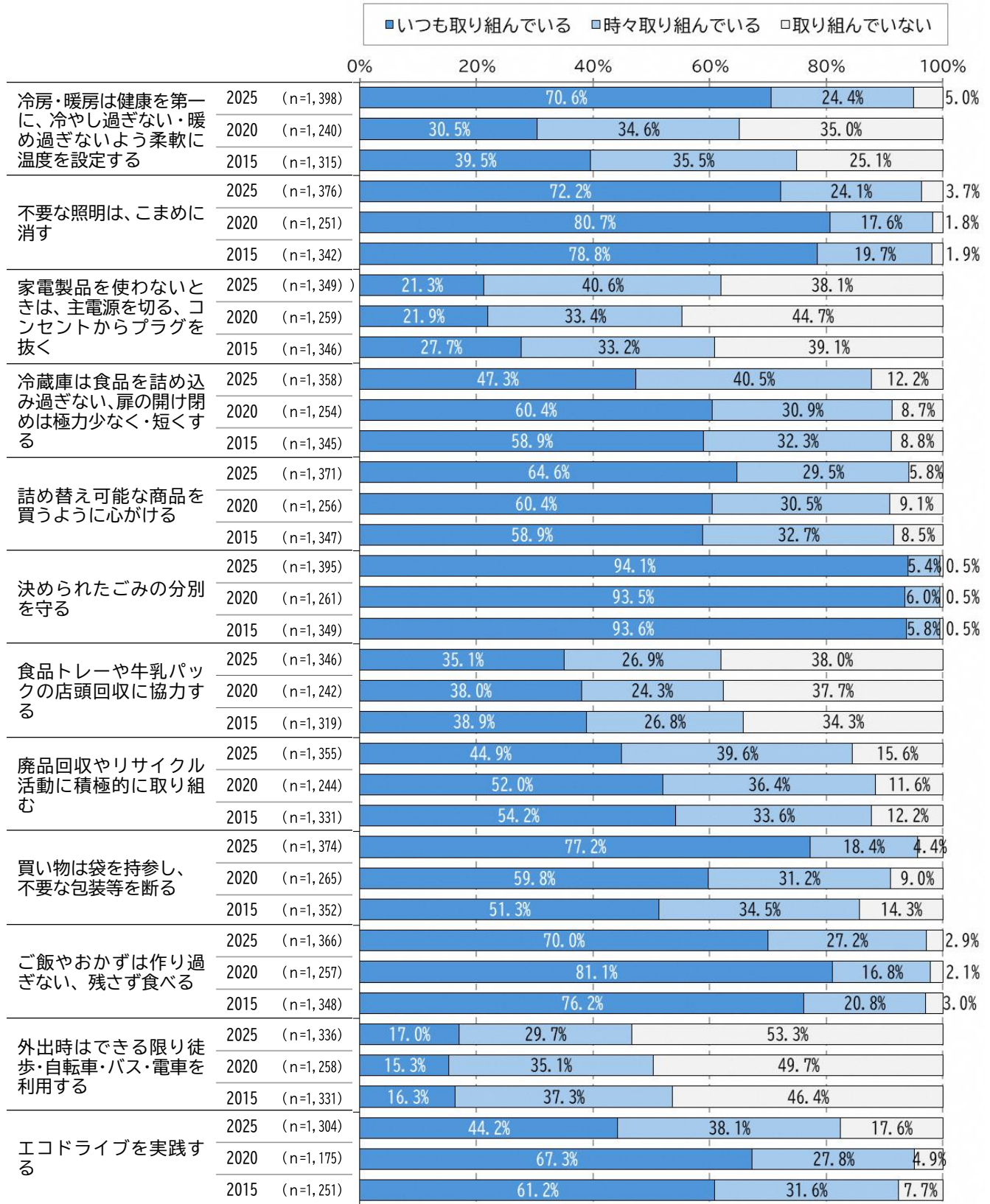
- 「いつも取り組んでいる」で、平成27年（2015年）及び令和2年（2020年）より大きく上昇した項目は、「冷房・暖房は健康を第一に、冷やし過ぎない・暖め過ぎないように柔軟に温度を設定する」や「カーテンやブラインドを上手に利用し、冷暖房効果を高めるように心がける」となっています。
- 反面、平成27年（2015年）及び令和2年（2020年）より低下している項目は、「使い捨て物品を使用しないように心がける」や「廃棄物は、分別排出やリサイクルを徹底する」、「事業所で使用する用紙などに再生紙を使用する」となっています。

中学生の取組状況

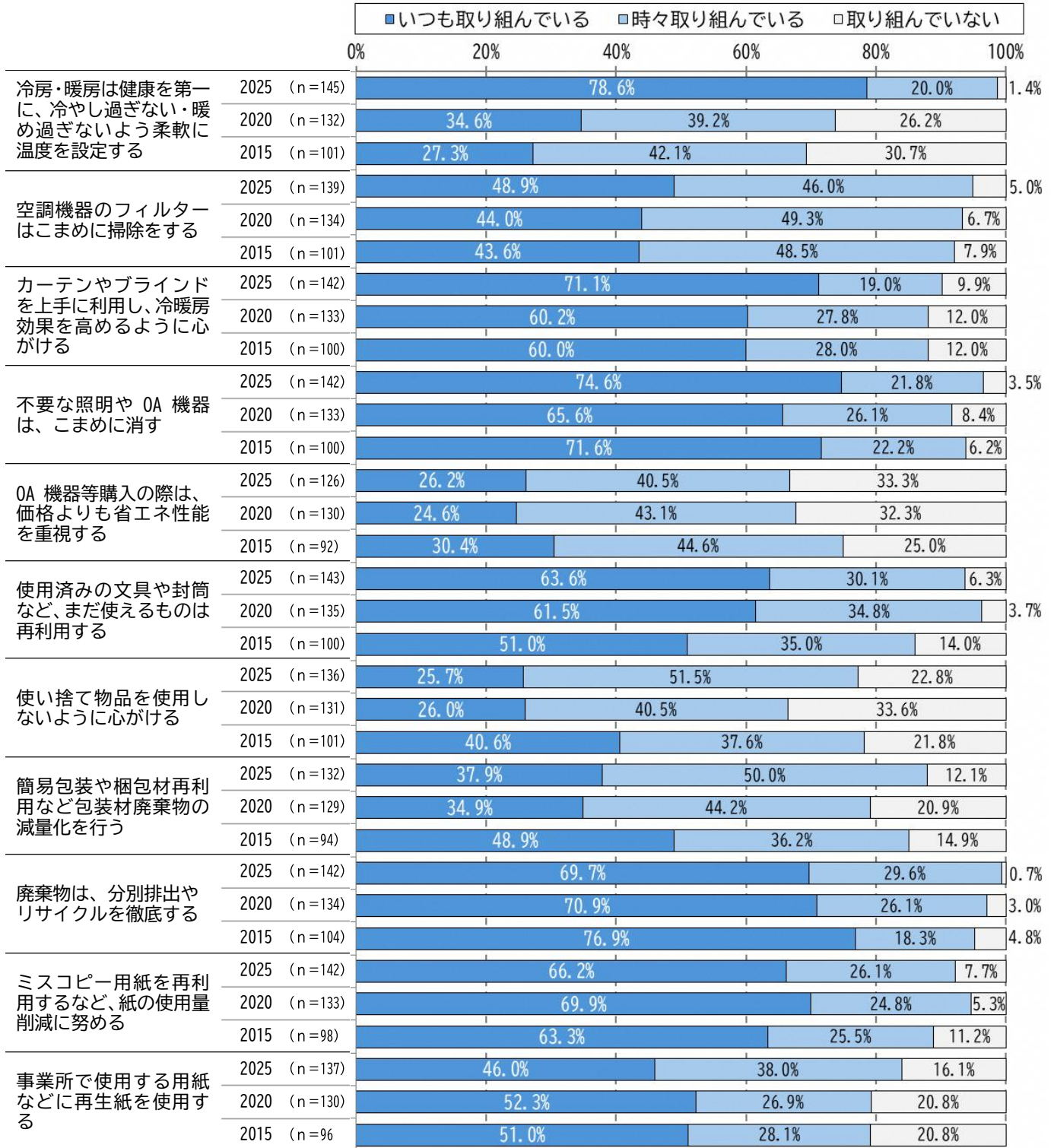
- 「いつも行っている」が平成27年（2015年）及び令和2年（2020年）と比べ大きく上昇した項目は「冷房・暖房は、健康のことを考えて、冷やしすぎない・暖めすぎない温度で調節する」や「買い物するときは、レジ袋は買わない、もらわない」となっています。
- 大きく低下した項目は、「部屋を出るときは、明かりを消す」や「ごみを出すときは、ルールを守ってごみを分ける」、「ごはんやおかずを残さず食べる」となっています。

市民・事業者・中学生の取組状況について

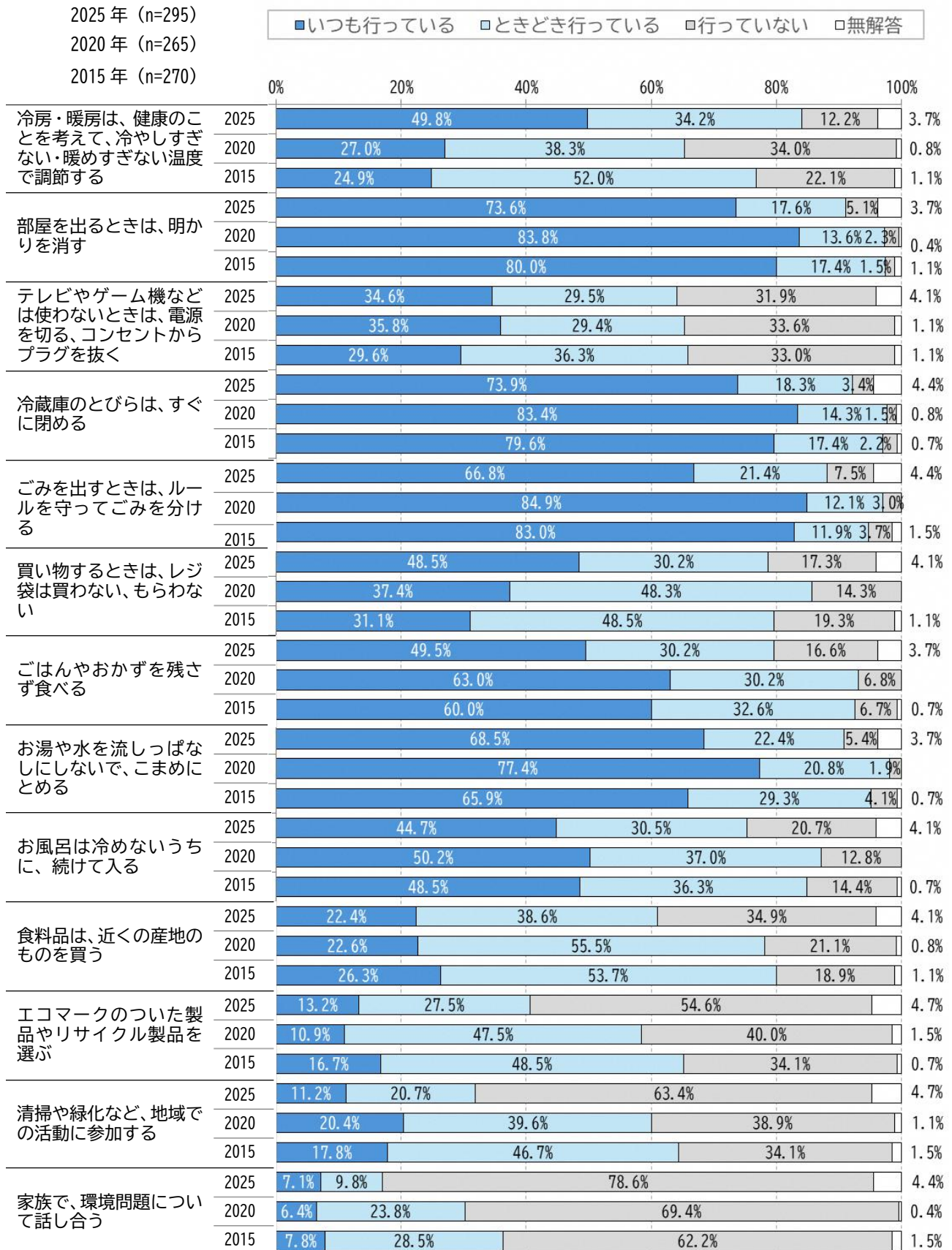
●日常生活での環境に配慮した取り組み状況について（市民）



●事業所でできる環境に配慮した取り組みについて（事業者）



●日常生活の中での環境を良くする取り組みについて（中学生）



5 後期計画期間の課題

(1) 地域や学校との連携による環境学習・環境教育の推進

- 少子化が進行する中で、環境イベントや環境学習への参加者数は減少が見込まれますが、こどもの環境に対する関心は全般的に高い傾向が見られます。地域や学校と連携しながら、本市の豊かな自然環境や自然と共生してきた文化を題材とし、こどもから大人まで世代を超えて、日々の生活・暮らしに根ざした環境学習・教育を推進し、環境行動の推進につなげていくことが必要です。
- 環境問題の複雑多様化や価値観・ライフスタイルが多様化する現代、市民の環境への関心や行動も変化や多様化しています。そのため様々な分野での学習やイベントとも連携し、環境との関わりを学び、体験できるよう環境学習や環境活動への参加のあり方を工夫していくことが必要です。あわせて、体験型の学習や活動による環境保全への理解の醸成による行動変容を図っていくとともに、デジタルを活用したオンライン学習の取組や情報提供など、地域の環境や環境問題の共有を図っていくことが重要です。

(2) 水や緑、生物多様性といった自然環境の保全と活用

- 環境の危機と言われる現代において、持続可能な地域社会の形成に向けては、生活や社会経済の基盤でもある本市の自然環境が持続可能な状態になっていることが重要です。アンケート結果でも、市民、事業者、中学生すべての対象で、今後本市が取り組むべき環境保全の施策として「水と緑が豊かな自然環境の保全」の割合が高くなっています。本市の豊かな自然環境を保全、活用するための施策に今後も力を入れる必要があります。
- 渡良瀬遊水地や浮野の里など本市を代表する水辺等の自然環境を生かし、観光として人を呼び込みながら豊かな自然を守り育てていくことが重要です。
- 本市の自然を代表する農地や農業・農村の有する多面的機能の保全と活用を図っていくことが必要です。また、食糧供給の場として、環境にやさしい農業の推進、適切な環境の保全と活用を図っていくことが必要です。
- 緑の創出という視点では、オープンガーデンの開催や屋敷林の保全などを実施しているものの、認知度が低いことが課題として挙げられます。また、気候変動の緩和や適応に向けて屋敷林の保全と公園緑地の整備・管理、住宅地や市街地の緑化など、グリーンインフラとしての緑の創出を図り、まちづくりと一体となって活用を図っていくことが必要です。
- 特定外来生物であるアライグマなどによる生活や農業への被害をはじめ、クビアカツヤカミキリ等による市の木「サクラ」などへの被害が拡大しています。また、イノシシやムクドリなどによる被害も拡大しているなど、適切な鳥獣害対策を進めていくことが必要です。
- こうした自然環境の保全と活用、水辺や緑の創出と活用などを進めていくためには、自治協力団体や事業者などによる主体的な活動・参加が重要であるため、活動や参加を支援し、促進していくことが必要です。また、特定外来生物や有害鳥獣対策に向けては、市内への侵入・拡大を防止するためにも、早期発見と対策が必要なため、適切な情報提供と地域の市民や事業者、団体などからの通報の普及促進が重要です。

- あわせて、本市の人口の見通しから人材不足の対応策として、AIなど先進技術を活用したDXの取組をはじめ、地域の自然資源を活かし、エコミュージアムやグリーン・ツーリズム、観光・レクリエーションなどの取組と連携し、地域間や都市地域との環境交流機会を一層充実していくことが必要です。

(3) 脱炭素社会の構築と気候変動への適応策の推進

- 2050年ゼロカーボンシティの実現に向けて、地域の脱炭素化、脱炭素行動を加速化していくとともに、地域の課題も解決していく重要な時期になっています。従来までの環境保全に係る行動や対策だけではなく、他の分野の取組や社会経済活動と一体となった取組の展開と相乗効果を図っていくことが重要です。気候変動の緩和策と適応策の推進にあたっては、こうした取組への移行を視野に推進していくことが必要です。
- アンケート結果より、「震災、水害からの安全性」についての満足度が低く、重要度は高くなっています。また、気候変動への適応に向けて、水害対策やくらしの安全・市民生活の確保、熱中症等健康対策が求められています。今後、気候変動の影響が強まることが懸念される中、市民生活や社会経済活動における安全・安心・健康の確保に向けて、脱炭素・資源循環や自然共生、生活環境保全、まちづくりなどと一体となった適応を図っていくことが必要です。

(4) 生活環境の維持

- 廃棄物や資源問題は、生活や社会経済活動を行っていく上で、避けては通れない基本的な課題であるため、従来の大量生産・消費と大量廃棄型の社会経済活動から、資源投入量が少なく、資源が循環利用される循環経済が進んだ循環型社会の構築が重要です。市民・事業者ともに日ごろから5Rの取組を実践していることから、リサイクルのまちとして循環型社会の構築のため、今後ごみの排出量の削減とリサイクルの推進をはじめ、リサイクル製品・資源の積極的な活用、プラスチックごみや食品ロス対策を進め、サーキュラーエコノミー（循環経済）への移行に向けた取組を促進することが必要です。
- 「まちの清潔さ・きれいさ」は、加須市の環境の“強み”と認識されている一方で、空家や耕作放棄地の増加、水質管理などの生活環境に対する不安の声が見られます。担い手農家への農地の集約化に対する取組は進んでおり、空家対策や水質調査の実施も着実に進められています。今後も安心して暮らせる環境を守るため継続して生活環境の保全と質の向上に関わる事業に取り組んでいく必要があります。また、気候変動や有害物質などの環境リスクの低減に向けた取組を進めていく必要があります。
- 知りたい情報として「市の大気汚染、水質汚濁など環境の現状に関すること」や「家庭でできる環境への取組に関すること」が特に高いことから、市民の生活環境に直接かわることについての情報の発信についても取り組む必要があります。

第3章 望ましい環境像と基本目標

望ましい環境像は、市・市民・事業者に通ずる長期的な目標です。望ましい環境像の実現に向けて、4つの基本目標を示すとともに、持続可能なライフスタイルの構築を目指していきます。

●望ましい環境像の実現に向けて

【望ましい環境像】

豊かな自然と快適な環境のまち

「ウェルビーイング/
高い生活の質」に向けた
循環共生型社会の実現

【基本目標Ⅰ】

環境意識を醸成し
行動できる
まちをつくる

【基本目標Ⅱ】

豊かな自然と
共生する
まちをつくる

【基本目標Ⅲ】

地球にやさしい
まちをつくる

【基本目標Ⅳ】

快適で暮らしやすい
まちをつくる

※ウェルビーイング Well-being (第6次環境基本計画第2章より)

環境基本法第1条の規定を現在の文脈で捉え直すと、環境政策は、「環境保全上の支障の防止」及び「良好な環境の創出」からなる環境保全と、それを通じた「現在及び将来の国民一人一人の生活の質、幸福度、ウェルビーイング、経済厚生の上昇」(以下「ウェルビーイング／高い生活の質」という。)を目指しています。

基本目標Ⅰ 環境意識を醸成し行動できるまちをつくる

- I-1 環境学習の機会の提供、各種機関との連携を通じた環境情報の共有などにより、環境学習・教育を推進し、一人ひとりが加須市の環境に関心を持ち、自ら学び、活動する機運が醸成されたまち
- I-2 地域の環境美化や地域衛生の向上のための自主的な活動、市民・事業者などとの協働による環境活動の支援などにより、深い絆でつながり環境活動が行われているまち

基本目標Ⅱ 豊かな自然と共生するまちをつくる

- II-1 屋敷林・社寺林のある田園風景、浮野の里、オニバス自生地、利根川・渡良瀬遊水地などに代表される水辺環境の保全・再生、外来種・鳥獣対策の推進など、ネイチャーポジティブ（自然再興）の推進により、豊かな自然とそこに生息・生育する生物の多様性が守られるまち
- II-2 豊かな自然を守り活かすことでその恵みを享受しつつ、新たな緑化の創造・保全や環境美化の推進、美しい景観形成、自然のもつ環境保全機能との調和が図られたまち

基本目標Ⅲ 地球にやさしいまちをつくる

- Ⅲ-1 再生可能エネルギーの推進、省資源・省エネルギーの推進、環境にやさしい移動手段の普及促進、二酸化炭素などの温室効果ガスの吸収源対策などにより、電気使用量や温室効果ガスの排出量を削減しつつ、2050年ゼロカーボンシティ（脱炭素社会）づくりに向けた持続的なライフスタイルや社会経済システム構築の取組が進んでいるまち
加えて、地球温暖化への適応策の実施を通じて、災害の予防・軽減など、持続可能な暮らしと安全・安心が実現されたまち

基本目標Ⅳ 快適で暮らしやすいまちをつくる

- Ⅳ-1 ごみ排出の抑制や資源化・減量化の推進、ごみの適正処理の推進、再生可能資源化と循環利用によるサーキュラーエコノミー（循環経済）への移行が進み、循環型社会が構築されたまち
- Ⅳ-2 公共下水道・農業集落排水への加入促進や合併処理浄化槽への転換促進などによる生活排水の適正処理、冬期通水の推進により、きれいな水が維持されているまち
- Ⅳ-3 公害の未然防止・発生源対策、継続的な監視測定の実施、適切な指導・助言の実施、水環境の整備、ペットの適正飼養の推進など、快適な生活環境の確保が進められているまち

第4章 環境の保全及び創造に関する施策

1 施策体系

基本目標の達成に向けて、環境の保全及び創造に関する8つの施策の柱を示します。施策の進捗状況を示す環境指標により、進行管理を図ります。

特に、Ⅲ-1-(5)については、地域気候変動適応計画に位置付けられる適応策を整理しています。



2 SDGs の対応関係

1 貧困をなくそう	2 飢餓をゼロに	3 すべての人に健康と福祉を	4 質の高い教育をみんなに	5 ジェンダー平等を実現しよう	6 安全な水とトイレを世界中に
貧困をなくそう	飢餓をゼロに	すべての人に健康と福祉を	質の高い教育をみんなに	ジェンダー平等を実現しよう	安全な水とトイレを世界中に

I 環境意識を醸成し行動できるまちをつくる						
I-1-(1) 環境学習・環境教育の推進				●		●
I-1-(2) 環境意識の向上				●		●
I-2-(1) 環境活動団体の育成・支援				●		●
I-2-(2) 環境活動への参加・協働の推進				●		●
I-2-(3) 環境活動の継続への支援				●		●
II 豊かな自然と共生するまちをつくる						
II-1-(1) 水辺環境の保全・再生・活用						●
II-1-(2) 緑の保全・創造・活用		●				●
II-1-(3) 外来種・鳥獣対策の推進						
II-2-(1) 緑化・環境美化の推進						
II-2-(2) 美しい街並みの形成						
III 地球にやさしいまちをつくる						
III-1-(1) 再生可能エネルギーの推進		●	●			
III-1-(2) 省資源・省エネルギーの推進		●	●			
III-1-(3) 環境にやさしい移動手段の普及促進		●	●			
III-1-(4) 吸収源対策の推進		●	●			
III-1-(5) 気候変動への対応（適応策の実施）		●	●			
IV 快適で暮らしやすいまちをつくる						
IV-1-(1) ごみの資源化・減量化の推進						
IV-1-(2) ごみの適正処理						
IV-1-(3) ごみ処理施設の再編						
IV-2-(1) 公共下水道の整備と適正な維持管理						●
IV-2-(2) 農業集落排水処理施設の適正な維持管理及び再編						●
IV-2-(3) 合併処理浄化槽の普及促進						●
IV-2-(4) 河川の浄化対策						●
IV-3-(1) 公害の未然防止と発生源対策			●			●
IV-3-(2) 生活環境の保全			●			●
IV-3-(3) ペットの適正飼養の推進			●			

3 適応に関する基本的な考え方





本計画を気候変動適応計画として位置付けるにあたり、下の2つの観点から、本市が今後重点的に取り組む適応策の分野・項目を選定しました。

- 国の「日本における気候変動による影響の評価に関する報告と今後の課題について（意見具申）」において、「重大性」、「緊急性」、「確信度」が特に大きい、あるいは中程度と評価されており、かつ埼玉県において影響が予測されているもの
- 本市において、気候変動によると考えられる影響が既に生じている、今後及ぼす、あるいは本市の地域特性を踏まえて重要と考えられる分野・項目

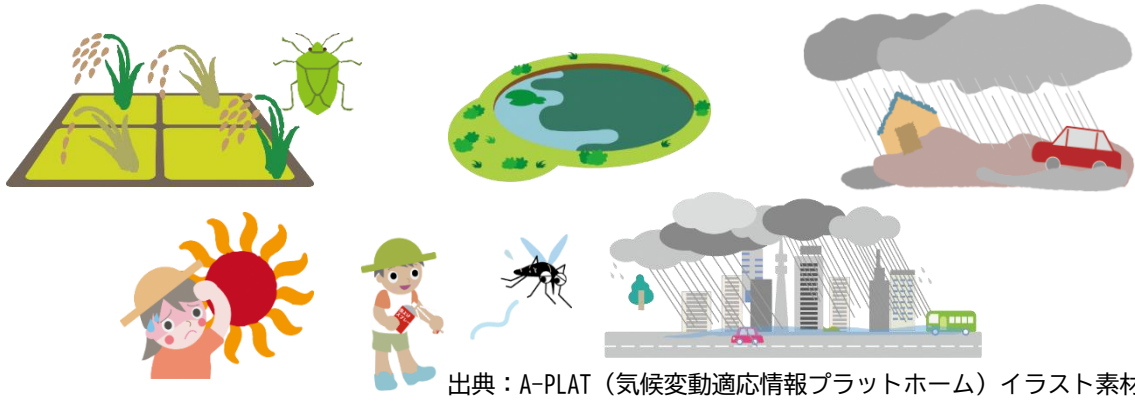
選定結果は以下の表のとおりとなります。以下を踏まえ、82頁以降にて、気候変動適応策の整理を行います。

分野	大項目	小項目	国の影響評価 ※1			県の影響評価 ※2		加須市で想定される影響 ■：現在の影響 ▲：将来予想される影響
			重大性	緊急性	確信度	短期的被害 (A)	長期的被害 (B)	
農業・ 林業・ 水産業 	農業	水稲	○	○	○	○	○	■▲品質低下（白未熟粒、一等米比率低下など）
		野菜	-	△	△	○	-	▲現時点で長期的な影響の度合いについては不明であるが、特定の品目に影響を与える可能性有
		果樹	○	○	○	○	△	■▲夏季の多雨による土壌への過剰な水分供給、急激な温度上昇による日焼け果樹の発生 ▲霜害リスクの増大
		病虫害・雑草	○	○	△	-	-	▲現時点で長期的な影響の度合いについては不明であるが、特定の農作物に影響を与える可能性有
		農業生産基盤	○	○	○	○	△	▲用水路等の農業水利用施設における取水への影響

※分野別のアイコン：主要分野アイコン、出典：A-PLAT（気候変動適応情報プラットフォーム）イラスト素材より

分野	大項目	小項目	国の影響評価 ※1			県の影響評価 ※2		加須市で想定される影響
			重大性	緊急性	確信度	短期的被害 (A)	長期的被害 (B)	■：現在の影響 ▲：将来予想される影響
自然生態系 	淡水生態系	河川	○	○	○	○	○	▲降雨量の増加、洪水ピーク流量の増大（増幅）
	分布・個体群の変動		○	○	○	○	-	▲現時点で長期的な影響の度合いについては不明であるが、生態系に影響を及ぼす可能性有
自然災害・沿岸域 	河川	洪水	○	○	○	○	○	▲降雨量の増加、洪水ピーク流量の増大（増幅）
健康 	暑熱	死亡リスク	○	○	○	-	○	▲熱波の頻度が増加し、熱ストレスによる死亡リスクの高まり
		熱中症	○	○	○	○	○	■▲熱中症搬送者数の増加
	感染症	節足動物媒介	○	△	△	□	-	▲現時点で長期的な影響の度合いについては不明であるが、ウイルスを持った人が入国しその人が蚊に刺されることによって感染が拡大する恐れがある。
国民生活・都市生活 	その他	暑熱による生活への影響等	○	○	○	○	○	▲熱中症リスクの増大、睡眠障害、屋外活動への影響など

※1 国の影響評価の凡例 【重大性】○：特に大きい △：「特に大きい」とはいえない -：現状では評価できない
 【緊急性】○：高い △：中程度 □：低い 【確信度】○：高い △：中程度 □：低い
 ※2 県の影響評価の凡例 (A) ○：影響・被害が発生している可能性あり -：どちらとも言えない・不明 □：影響・被害が発生している可能性なし (B) ○：大きい △：中程度 □：小さい -：現状では評価できない



出典：A-PLAT（気候変動適応情報プラットフォーム）イラスト素材より

4 施策

基本目標 I 環境意識を醸成し行動できるまちをつくる

施策の柱 I - 1 環境学習・教育の推進

■ 基本方針

学校、家庭、職場、地域などで環境問題についての理解を深め、環境を保全するための主体的な環境活動に結び付くよう、環境学習や環境教育を推進します。

また、地球環境問題をはじめとする様々な課題の解決には、人づくり・教育により理解を深めることが必要であることから、環境学習や環境教育を通して市民一人ひとりが環境に配慮した生活に結び付くよう、ライフスタイルの見直し等の意識の向上を図ります。

■ 現状と課題

- 地球環境問題をはじめとする様々な課題の解決には、教育が重要であるとの考えから、本市では、浮野の里、風の里、オニバス自生地、お花が池での自然観察会や環境フォーラム、渡良瀬遊水地まつり、リサイクルフェア、環境学習講座などのイベントの開催を通して、環境学習や環境教育の推進を図っています。
- 今後においても、市民が学校、家庭、職場、地域などで日常における環境問題や取組に理解を深め、一人ひとりが自分にできることを考えて、ライフスタイルの見直しをはじめとする環境に配慮した実践活動につなげることができるよう、本市が実施している環境学習講座をはじめ、現在、連携して環境学習を展開している埼玉県環境科学国際センター等と更に協力を深め、学校教育や生涯学習などの機会を活用するなど、参加・体験を基本とする環境学習・環境教育を推進することが必要です。
- また、幼稚園・小・中学校において、芋掘り体験や、グリーンカーテンづくり、清掃活動等を実施していますが、今後もこれらの活動を通して、次世代を担うこどもたちには、学校での環境教育を継続するとともに、農業体験、自然の中での遊びなど、「持続可能な開発のための教育」を踏まえた、体験型かつ主体的な学習を促す機会として提供していくことが必要です。
- さらに、本市の自然環境の魅力の発信や、こどもエコクラブへの加入、環境フォーラム、渡良瀬遊水地まつりなどの環境関連イベント及び環境に関する測定結果の報告書などは、広報紙、ホームページ、SNSなどを活用し、環境の周知・情報提供・公開に努めていますが、今後も継続して情報発信をすることで、市民の理解を深めるための機会や場を充実し、環境意識の向上を図ることが必要です。

I-1-(1) 環境学習・環境教育の推進



- 市民が学校、家庭、職場、地域などで日常生活における環境問題についての理解を深めるため、市の各種施策・事業に参加・体験型の環境学習・教育の視点を取り入れ、その機会や場を増やすなど、ライフスタイルの見直しのきっかけづくりを推進します。
- 浮野の里や、風の里、オニバス自生地、お花が池などの特徴的な水辺環境での自然観察会をはじめ、貴重な動植物の宝庫である渡良瀬遊水地での野鳥観察会など、環境学習の場であるエコミュージアムとして市内に点在する貴重な自然を活用するとともに、農業体験事業の展開などのグリーン・ツーリズムの推進による自然とのふれあいの促進や、生涯学習においても環境を学ぶ教室や講座の充実を図ります。
- また、こどもたちの環境に対する理解を深めるために、保育所や幼稚園、小・中学校でグリーンカーテンづくりをはじめとする、体験型かつ主体的な環境教育を推進します。
- さらに、市では様々な場面で活用できる学習素材として「加須市環境学習講座」を整備・促進に取り組んでおり、更なる講座メニューの充実に加え、「こどもエコクラブ」などこどもたちが主体的に行う環境保全活動や環境学習を支援するとともに、埼玉県環境学習応援隊や埼玉県環境科学国際センター、一般財団法人渡良瀬遊水地アクリメーション振興財団などと連携した講座の開催や、環境学習・教育における指導者の育成や活動の支援を行います。

① エコミュージアムの推進



浮野の里をはじめ、風の里、オニバス自生地、お花が池など、地域で受け継がれてきた豊かな自然や文化、生活様式を含めた総体としての環境を、自然体験や環境学習の場として活用するエコミュージアムの推進により、環境学習の機会の創出、拡充を図ります。

② グリーン・ツーリズムの推進



本市の自然や地域特性を活かし、農業体験や農産物の加工体験、グリーン・ツーリズムを推進し、緑豊かな自然とのふれあいや都市と農村の交流を進めます。

③ 市民等の持つ知識・技術の活用



様々な年代の方を環境学習や環境教育に関する講習会・セミナーなどの講師として起用するなど、市民の持つ知識・技術の活用に努めます。

④ こどもたちの取組の支援



こどもエコクラブの登録や活動への支援をはじめ、こどもたちが主体的に行う体験型の環境保全教育や環境学習を支援します。

⑤ 学校等における環境教育の実施



幼稚園、小・中学校において、グリーンカーテンづくりや学校ファームを中心に、体験型かつ主体的な環境教育を推進します。また、渡良瀬遊水地アクリメーション振興財団などの団体との連携も図り、幼稚園、小・中学校への支援と啓発を行います。

⑥ 環境学習のきっかけづくりの推進



様々な年代の方にも興味を持っていただけるような自然観察会や環境学習講座等を開催し、環境学習を推進します。

⑦ 埼玉県環境科学国際センター・渡良瀬遊水地アクリメーション振興財団等との連携



埼玉県環境科学国際センターなどの県機関や埼玉県環境学習応援隊、渡良瀬遊水地アクリメーション振興財団などと連携して、環境学習や環境教育の推進を図ります。

I-1-(2) 環境意識の向上



○ 広報紙、ホームページや SNS などを通じて、環境フォーラムやリサイクルフェア、渡良瀬遊水地まつりなどのイベント等の環境情報の積極的な提供に努めるとともに、毎年度「加須市の環境」を作成し、市民・事業者との情報の共有を図りながら理解を深め、環境意識の向上を図ります。

① 環境情報の提供



広報紙、ホームページや SNS などの活用により、法令の内容や手続きの方法について、分かりやすい情報の提供を進めます。また、環境フォーラムなどの開催情報や暮らしの中で身近に取り組める省資源・省エネルギーの手法の紹介や再生可能エネルギーの情報など、多様な環境情報の収集や提供を進めます。

さらに、地域で行われている環境イベントの情報を、年間を通じホームページで提供します。

② 環境報告書の作成・公表



本市の大気や水質、道路騒音、放射線、ダイオキシン類などの監視測定結果などをはじめとする環境の状況や環境保全施策の実施状況について、環境報告書「加須市の環境」やホームページなどにより公表します。

③ 環境イベントの開催





環境フォーラムやリサイクルフェア、環境学習講座などの環境関連イベントを開催し、環境学習や環境教育を推進します。

また、渡良瀬遊水地まつりをはじめとする市などのイベントと連携し、関連する環境問題や取組の事例などを発信し、環境に関する意識の醸成を図ります。

■ 環境指標

環境指標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	解説
環境フォーラム参加者数	150人	200人	
環境学習講座及び自然観察会の参加者数	223人	400人	

■ 環境配慮指針

行 動		市	市民	事業者
 まずはここから	家族や友人と自然にふれあう機会を増やし、自然の現状や大切さを学びましょう		●	
	参加型の環境調査やイベントに積極的に参加し、環境意識を高めましょう	●	●	●
	環境学習に参加し、都市生活型公害やごみ問題などの身近な環境問題、地球温暖化などの地球環境問題について理解を深めましょう	●	●	●
	食品ロスの問題について学び、食べ残しをせず、食べ物を無駄にしないようにしましょう	●	●	●
	子どもが環境について学校で学んだことを家庭で一緒に考えましょう		●	
 さっさともう一歩	身近な自然にある植物や野鳥・昆虫などの生態について、知識を深めましょう	●	●	●
	市・市民・事業者・環境保全活動団体で相互にネットワークをつくり、環境情報を収集・提供・交換するとともに相互交流を図りましょう	●	●	●
	より環境負荷の少ない生活・事業活動が実施できるよう、環境に関する最新情報の収集に努め、日々の活動に反映させましょう	●	●	●

施策の柱Ⅰ－２ 環境活動の促進

■ 基本方針

環境活動団体の育成や支援を行うとともに、市民や事業者との協働による環境活動を推進します。

また、市民や事業者の自主的な清掃・美化活動などの環境活動を促進します。

■ 現状と課題

- 本市では、地域の環境美化や地域衛生の向上のため、自治協力団体や企業、市民参加による市内一斉清掃をはじめ、渡良瀬遊水地クリーン作戦や地域における河川・道路等の清掃や花壇の植栽等の美化活動のため、環境美化活動サポート団体が活動を行っており、市民や事業者との協働による清掃・美化活動が実施されています。
- これらに加え、環境活動団体の地域での継続した活動の促進を図るため、リサイクル推進員の研修会を実施し、養成を図っていますが、今後もこれらの活動を継続・促進していくためには、団体・リーダーの育成支援や組織の充実を図ることが必要です。
- また、資源ごみを回収する団体に対しては、ごみの資源化・減量化及び環境活動への助成として報償金交付制度を活用し、リサイクル活動への支援をしています。
- 今後も市民・事業者の環境配慮行動の実践や地域の環境保全活動への参加を拡大していくためには、機会や場所などの情報提供や小・中学生の参加意欲の促進、加えて自治協力団体などの各種団体や事業者などによる主体的な活動・参加を促進して地域コミュニティの活性化を図り、新たな実践者や参加者を増やしていくことが必要です。
- さらに、自然環境活動の分野においては、本市の貴重な自然環境を保全するため、浮野の里・葦の会、オニバスの会、埼玉県生態系保護協会加須支部等が保全活動を行っていますが、活動団体の会員の高齢化や新規加入者の減少など団体の維持が課題となっています。
- 今後も関連団体と連携しながら緑の保全・創造・活用や水辺環境の保全・再生・活用に取り組むとともに、活動が継続できるよう支援を行いながら、次の世代へ活動を広げていくことが必要です。

I-2-(1) 環境活動団体の育成・支援



- 環境美化活動やリサイクル活動、自然保護活動などの環境活動団体の育成やリーダーの養成を推進します。
- また、資源ごみを回収する団体への報償金制度を継続します。

① 活動組織の育成



環境美化や地域衛生、リサイクル、自然保護など環境活動にかかる組織や団体の育成や充実を図るとともに、相互の連携強化を図ります。

② 指導者の養成



環境活動団体の継続した活動の促進を図るため、環境活動団体のリーダーの養成に努めます。

③ 環境活動団体に取り組む団体等への支援



環境美化や地域衛生、リサイクル、自然保護など環境活動に取り組む団体などを支援し、自主的な取組を促進します。

I-2-(2) 環境活動への参加・協働の推進



- 市民、事業者、各種団体に対し、環境活動への参加の呼びかけを行うとともに、多世代の協働による環境保全活動や、地域における自発的な環境活動へとつなげていくことを目指します。
- また、公共施設や地域の清掃などの環境美化活動やリサイクル活動、自然保護活動などを促進します。
- これまで市民との協働で取り組んできた市内一斉清掃や渡良瀬遊水地クリーン作戦、会の川清掃、旧川クリーン大作戦などを継続して開催し、清潔な街並みの形成を図ります。
- さらに、小・中学生においては、自然観察会やイベントへの参加などの環境学習・教育の推進と合わせて、地域での環境美化活動や緑化活動等を通して、更なる環境への興味・関心を高めるとともに、郷土愛を育みます。

① 協働による取組の推進



市民・事業者による自主的な活動や市、市民及び事業者の協働による取組が円滑に推進されるように、環境基本計画や生物多様性かぞ戦略などの周知・浸透を図ります。また、市民や事業者の自主的な活動に対して、市は情報提供や支援をしていきます。

② 清掃活動の推進



公共施設や地域の清掃などの環境美化活動、市内一斉清掃（快適かぞ市民活動）や渡良瀬遊水地クリーン作戦、会の川清掃、旧川クリーン大作戦などの開催やごみ集積所利用についての指導・助言を行い、地域の清掃活動を推進します。

③ 地域の環境活動への参加促進



環境への興味・関心を高めるきっかけづくりとして、地域の環境活動や環境フォーラム、自然観察会などの環境イベントへの参加を促進します。

I-2-(3) 環境活動の継続への支援



○ 環境活動団体に対し、次の世代へ活動を広げていくため、環境活動団体の意向を踏まえ、会員募集の周知など側面的な支援を行うとともに、引き続き行政と協働による維持管理を念頭に、安定的な環境活動の維持に努めます。

① 活動継続が困難な団体等への側面支援



高齢化や担い手不足により継続的な活動に課題等を抱える活動団体等を側面的に支援し、安定的な環境活動の維持に努めます。

② 担い手の育成と確保





次の世代へ活動を広げていくため、活動団体等の意向を踏まえながら、担い手の育成と確保に努めます。

環境指標

環境指標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	解説
様々な環境活動に取り組む団体数	235 団体	237 団体	
一斉清掃参加者数	15,231 人	18,000 人	

環境配慮指針

行 動		市	市民	事業者
 まずはここから	地域の清掃活動や美化活動、環境保全活動に積極的に参加しましょう	●	●	●
	住宅や事業所、店頭の周りの清掃を行いましょ	●	●	●
	樹林地や農地へのごみの不法投棄はせず、きれいな環境を守りましょ	●	●	●
	たばこの吸い殻やごみのポイ捨て防止に努めましょ	●	●	●
	日常生活や行動が環境に関わっていることを意識し、身の回りのことから環境に配慮した行動を心がけましょ	●	●	●
	市、市民、事業者が連携して、環境保全活動を推進しましょ	●	●	●
 さらにもう一歩	環境に関するリーダーを育成しましょ	●	●	●
	環境学習や地域の環境保全活動を通じて、コミュニケーションの輪を広げましょ	●	●	●
	省エネやリサイクルなど、日常生活や事業活動における環境に配慮した行動を実践しましょ	●	●	●
	市民、商店街や事業者が協力し合っ、リサイクルシステムの確立などの環境保全に取り組みましょ	●	●	●
	環境を考えた企業経営を行いましょ			●

基本目標Ⅱ 豊かな自然と共生するまちをつくる

施策の柱Ⅱ－1 自然環境との共生

■ 基本方針

本市は、利根川や渡良瀬川等の河川のほか、田畑や屋敷林、池沼など、豊かな水辺や緑などの自然環境に恵まれ、多種多様な生態系が存在しています。

これらの貴重な自然環境と生物多様性の保全・創造・活用を通して、ネイチャーポジティブ（自然再興）を実現し、自然環境と共生できるまちを目指します。

■ 現状と課題

- 市内には、浮野の里や、風の里、オニバス自生地、お花が池などの水辺環境が点在し、池沼など本市特有の貴重な自然を有し、浮野の里のトキソウ、ノウルシなどの希少種が確認されるなど、様々な生物種が生息しています。特に、渡良瀬遊水地で毎年孵化（ふか）している国の天然記念物であるコウノトリについては、今後も行政区域を越えて自然環境保全に関する連携が期待されています。
- 渡良瀬遊水地をはじめとする貴重な生態系である水辺環境の保全・活用を図っていく必要があり、農業用排水路についても、今後も冬季通水を実施し、水質改善を図りながら、多様な水辺環境の一つとして、その保全を図っていく必要があります。
- また、本市では、代表的な景観である武蔵野の面影を残す屋敷林とそれらに連なる集落が点在し、用水路と一体となった田園風景を形成しています。その一方で、価値観の多様化などによって樹林などの貴重な緑が失われつつある状況にあります。これまでも屋敷林の保全に取り組む市民等への支援をしてきましたが、今後も、屋敷林の保全や身近に取り組むことができるグリーンカーテン等を促進し、緑の創出に努めることが必要です。
- さらに、農家数の減少や農業従事者の高齢化が進んでいることから、耕作できなくなった農地を担い手農家に集積し、効率的かつ安定的な農業経営を図る取組を今後も推進しながら、環境にやさしい環境保全型農業を促進する必要があります。
- これらの豊かな水辺や緑を守るために、生態系に影響を与え、農作物などに被害を与えるおそれのあるアライグマなどの特定外来生物に加え、近年、確認されているイノシシなどによる被害の防止のため、駆除や予防に努めるとともに、今後もこうした水辺空間やそこに生息する生物種の保全・創造・活用が必要です。

Ⅱ-1-(1) 水辺環境の保全・再生・活用



- 多種多様な生物が生息・生育する空間として、市民、関係団体などと連携し、本市の代表的な景観である武蔵野の面影を残す浮野の里や風の里、オニバス自生地、お花が池、利根川や渡良瀬川、渡良瀬遊水地、中川水辺再生地、市内に点在する池沼など水辺環境の保全・活用に努めます。特に、渡良瀬遊水地は、日本有数の湿地帯という恵まれた環境を有効活用することで、その魅力を広く内外にアピールします。
- また、市内で確認されているノウルシやトキソウ（浮野の里）、オニバス（オニバス自生地）、サンショウモ（お花が池）やオオモノサシトンボ（お花が池）などの希少種の保全に努めます。
- さらに、市民との協働による河川の清掃活動をはじめ、今後も継続して水辺環境の保全・水質改善のために冬期通水の実施を関係機関等に要請していきます。

① ネイチャーポジティブ（自然再興）の推進



地域の生物多様性が豊かな場所を維持する活動をはじめ、生物多様性を回復・創出につながる活動や取組事例について情報提供や周知・啓発を行い、ネイチャーポジティブに向けた市民・事業者の意識や行動を変えるきっかけの創出を図ります。

② 「浮野の里」の保全・活用



「浮野の里・葦の会」や「さいたま緑のトラスト協会」と協働し、浮野の里の自然環境の保全・活用を推進します。また、保全体制の充実強化を図り、環境学習や自然体験など多くの人が「浮野の里」を体感できるエコミュージアムを推進します。

③ 風の里の保全・活用



風の里に生息する動植物や自然環境を保全するとともに、環境学習の場として活用します。

④ オニバス自生地の保全・活用



オニバス自生地の管理や情報発信、ガイドの設置、保護団体の育成・支援などにより、オニバスの保護や周辺の自然環境を保全するとともに、環境学習の場として活用します。

⑤ お花が池の保全・活用



サンショウモやオオモノサシトンボなどの貴重な動植物を保護するため、保護団体や自治協力団体と連携し、お花が池及び周辺の自然環境を保全するとともに、観察会の開催など、環境学習の場として活用します。

⑥ 利根川河川敷の保全・活用



自然環境と共生を図りつつ、自然とふれあい、スポーツなどを行う場として、利根川の広大な河川敷の有効利用を図ります。

⑦ 渡良瀬遊水地の保全・活用



ラムサール条約の目的である湿地の「保全（・再生）」と「ワイズユース（賢明な利用）」、これらを促進する「交流、学習（CEPA）」を関係団体や地域住民との連携・協働により推進し、渡良瀬遊水地の水辺や湿地を保全するとともに、環境学習・環境教育や観光拠点としての利活用を図ります。

⑧ 生物多様性の保全



ノウルシヤトキソウ（浮野の里）、オニバス（オニバス自生地）、サンショウモ（お花が池）やオオモノサシトンボ（お花が池）など多様な生物が生息する水辺環境が数多く存在しています。また、キンラン、クゲヌマランなどの希少種も確認されていることから、これら市特有の水と緑の豊かな自然を保全し後世に伝えるため、「生物多様性かぞ戦略」に基づき、事業者や市民とともに多様な生物種の保全・再生に努めます。

⑨ 水辺の再生



河川や水路などの整備・改修に併せ、遊歩道を整備するなど自然や親水機能の保全・創出に配慮した空間づくりを推進します。

渡良瀬遊水地

3,300ha の広大な空間に日本最大級のヨシ原を有し、利根川水系の治水の大きな役割を果たすとともに、自然、歴史、文化などに触れ合える貴重な場となっており、国際的に重要な湿地であることから、平成 24 年（2012 年）7 月にラムサール条約湿地に登録されました。

また、登録を機に、本市を含む 4 県 4 市 2 町（埼玉県加須市、栃木県栃木市・小山市・野木町、茨城県古河市、群馬県板倉町）にまたがる共有の資源として、「湿地の保全」、「湿地の賢明な利用」に向け「渡良瀬遊水地保全・利活用協議会」を設立し、広域で取り組んでおり、今後更なる地域振興が期待されています。

写真

写真

写真

II-1-(2) 緑の保全・創造・活用



- 身近な緑はヒートアイランド現象の緩和や、潤いと安らぎのある都市景観の形成などの機能を有する貴重な環境資源でもあることから、都市緑化や屋敷林、貴重な樹木の保全などに取り組む市民等を支援するとともに、グリーンカーテンの設置促進を通して、緑の創造・活用に努めます。
- また、市特有の貴重な環境資源を保全するため、埼玉県自然環境保全地域及び天然記念物に指定されている「志多見砂丘」にあるアカマツなどの貴重な緑の保全を推進します。
- さらに、都市近郊の緑の重要な役割を担う農地は、作物の生産機能のほか、貯水機能、生物の生息地としての機能や、市民に安らぎを与える癒し機能など多面的な機能を有し、市民にとってかけがえのない環境資源でもあることから、引き続き保全を促進しながら、環境への負荷の少ない環境保全型の農業の普及を促進します。

① 緑の保全・創造



埼玉県の緑のトラスト保全地に指定される「浮野の里」のクヌギ並木をはじめ、市内に息づく多様なみどりを大切に守り、次世代へつなぐための保全・創造を推進します。

② 屋敷林等の保全



保存樹林などの指定制度により、武蔵野の面影を伝える屋敷林などの身近な緑の保全を推進します。

③ 志多見砂丘の保全



市特有の貴重な環境資源を保全するため、埼玉県自然環境保全地域及び天然記念物に指定されている「志多見砂丘」にあるアカマツなどの貴重な緑や特異な地形などの保全を推進します。

④ 営農による緑地の保全



農業の担い手に農地を集積することにより、農地の効率的な利用を推進し、集団的な優良農地の確保・保全に努めます。また、都市近郊の緑の重要な役割を担う農地や農業用水路などについて、自然や景観に配慮した整備を行います。

⑤ 環境保全型農業の推進



農薬・化学肥料を減らした農産物の生産など、環境にやさしい農業（環境保全型農業）への支援を推進します。

⑥ 環境保全区域の指定及び保全



埼玉県自然環境保全条例や加須市環境保全条例に基づき指定した環境保全区域の優れた環境を保全します。

Ⅱ-1-(3) 外来種・鳥獣対策の推進



- 農業や生活環境への被害を軽減するため、埼玉県のアライグマ防除実施計画に基づくアライグマの捕獲など特定外来生物対策に加え、加須猟友会など関係団体、その他関係機関と連携し、イノシシの計画的な駆除を行うとともに、農地や生活環境等への侵入防止対策を進め、有害鳥獣が及ぼす被害防止に努めます。
- また、生態系に影響を与えるブラックバスやカミツキガメ、ウシガエルなどの特定外来生物の適正な取り扱いに関する普及啓発に取り組みます。

① アライグマの防除対策の推進



埼玉県のアライグマ防除実施計画に基づき、市内で被害が拡大している特定外来生物のアライグマの防除対策を推進します。

② クビアカツヤカミキリの防除対策の推進



埼玉県生物多様性センターと連携して、市の公共施設をはじめ、市内のサクラなどのバラ科の樹木で被害が拡大している特定外来生物クビアカツヤカミキリの防除対策等を推進します。

③ イノシシ等鳥獣対策の推進



農業や生活環境への被害を軽減するため、有害鳥獣の駆除に努めます。特に、渡良瀬遊水地や河川敷等で増加しているイノシシについては、加須猟友会など関係団体、その他関係機関と連携し、計画的な駆除や予防を行い、被害防止に努めます。

④ ムクドリ対策の推進



街路樹でのムクドリの集団ねぐらによる鳴き声被害、フン被害などのムクドリ被害を抑制するとともに、地域住民との協働により良好な生活環境を確保するよう努めます。

⑤ 特定外来生物等の適正な取扱いに関する普及啓発



生態系に影響を与えるブラックバスやウシガエル、カミツキガメ、アカミミガメ、アメリカザリガニなどの特定外来生物の適切な取扱いに関する普及啓発に取り組みます。

トピックス

ネイチャーポジティブ（自然再興）

「ネイチャーポジティブ（自然再興）」とは、生物多様性の損失を止め、回復軌道に乗せることを意味します。

2030年までに「ネイチャーポジティブ（自然再興）」を実現することが、2050年ビジョンの達成に向けた短期目標です。「2030年ネイチャーポジティブ（自然再興）」の実現に向けて、人類存続の基盤としての健全な生態系を確保し、生態系による恵みを維持し回復させ、自然資本を守り活かす社会経済活動を広げるために、これまでの生物多様性保全施策に加えて気候変動や資源循環等の様々な分野の施策と連携し取り組みます。

ネイチャーポジティブ（自然再興）の考え方

昆明・モンテリオール生物多様性枠組
2050年ビジョン

自然と共生する世界
(a world of living harmony with nature)

愛知目標から引き継いだ長期目標であり、我が国で培われた知恵と伝統に基づく考え方

2030 ミッション

自然を回復軌道に乗せるため、
生物多様性の損失を止め、
反転させるための緊急の行動をとる

2000 2010 2020 2030 2040 2050

MDG (2000-2015), SDG (2016-2030), 愛知目標, パリ協定, ポスト2020

BAU(今までどおり)

2050自然資本ゼロ

生態系の保全と回復
気候変動対策
汚染、侵略的外来生物、乱獲
持続可能な生産
消費と廃棄物の削減



カーボン
ゼロ
自然保護
いわゆる
エコノミー

出典：2030 生物多様性枠組実現日本会議（J-GBC） ■ネイチャーポジティブとは 環境省より

■ 環境指標

環境指標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	解説
浮野の里環境保全活動参加者数	1,150人	1,200人	
オニバス自生地来訪者数	1,580人	1,600人	オニバス開花時期(7月下旬~9月上旬)の自生地来訪者数(オニバスフェスタ参加者数を含む)
渡良瀬遊水地まつり来場者数	5,500人	6,000人	

■ 環境配慮指針

行 動		市	市民	事業者
 まずはここから	利根川、渡良瀬川や浮野の里など、多様な生物が生息する身近な水辺空間を大切にし、保全活動に協力しましょう	●	●	●
	敷地内の樹木などを大切に保存しましょう	●	●	●
	水辺や緑の価値や役割について学びましょう	●	●	●
	生物多様性を理解し、地域の自然環境と生態系を保全しましょう	●	●	●
	動植物をむやみに捕獲・採集したり、持ち帰ったりしないようにしましょう	●	●	
	特定外来生物や有害鳥獣について知り、見かけたら通報しましょう	●	●	●
 さらにもう一歩	水辺や樹林地での各種の活動やイベントに積極的に参加するとともに、イベントの開催を検討しましょう	●	●	●
	新たな開発に際して野生動植物の生育・生息場所の保護・保全などに配慮しましょう	●		●
	特別栽培農産物などに積極的に取り組み、良好な農地の維持・保全に努めましょう	●		●
	特定外来生物や鳥獣対策に地域ぐるみで協力しましょう	●	●	●

施策の柱Ⅱ－２ 美しい景観の形成

■ 基本方針

身近な緑や憩いの場を提供する緑化や環境美化に努めます。

また、本市の特徴である市内に広がる広大な田園風景をはじめ、市内の魅力的な景観を保全・創造するため、市民との協働による美しい景観の形成を推進します。

■ 現状と課題

- 市内の緑化を推進するため、緑を活かした憩いの場の確保や、屋敷林等の保存樹林の保存、市民、学校、事業所によるグリーンカーテンの普及を推進してきました。今後も引き続き、普及・啓発を含めた取組の推進が必要です。
- また、市内の良好な住環境や、不動ヶ岡不動尊をはじめとする歴史的建造物・文化財、武蔵野の面影を残す浮野の里などの市内に広がる広大な田園風景や用水など、地域の日常に溶け込んだ景観の保全・活用に努めていますが、今後も、これらの景観を活用した地域づくりが必要です。
- さらに、北川辺地域の柳生の堤の桜をはじめ、市内各所に植栽されている市の木「サクラ」や加須未来館周辺で栽培されている市の花「コスモス」、騎西総合体育館周辺のあじさいロード、北川辺地域のオニバス自生地、道の駅童謡のふる里おおとね周辺のホテイアオイなど、美しい景観の保全に努めており、今後も継続して地元との協働による景観形成が必要です。しかしながら、市の木「サクラ」については、全国で特定外来生物のクビアカツヤカミキリによる被害が拡大しており、市内でも被害が確認されていることから、更なる被害を防ぐための対策が必要です。

■ 施策

Ⅱ－２－（１） 緑化・環境美化の推進



- 学校や事業所、一般家庭へのグリーンカーテンの普及促進などにより、市民とともにまちの緑を創造します。
- また、屋敷林等のふるさとの緑の象徴となる樹木（樹林）の保存を図ります。
- さらに、美化サポート団体の活動など市民や事業者との協働による緑化推進のほか、道路や公園、街路樹、緑地の維持管理を適切に行います。

① 身近な緑化の保全・創造



一般家庭・事業所・公共スペースにおける多様な緑化を促進するとともに、街路樹や公園の樹木・草花の適正な維持管理を通じて、身近な緑化の保全と創造を推進します。

② グリーンカーテンの設置促進



夏季のエアコン等による消費電力を削減するとともに、暑さ対策のため、一般家庭や事業所、公共施設、保育所や幼稚園、小・中学校へのグリーンカーテンの設置の普及啓発により設置を促進します。

③ 地域の緑化イベントへの参加促進



緑化への意識向上を図るため、オープンガーデンやグリーンカーテンコンテスト、自然観察会、植栽活動や花育活動など、地域の緑化イベントや緑化活動への参加を促進します。

④ 環境美化活動の推進



環境美化サポート団体の活動など、市民や事業者との協働による緑化推進のほか、道路や公園、街路樹、緑地の維持管理を適切に行います。

Ⅱ-2-(2) 美しい街並みの形成



- 市内の良好な住環境や歴史的建造物・文化財、田園風景など現存する景観資源を保全するとともに景観指針の下、地域とともに景観を活かした地域づくりを推進します。
- また、市民、関係団体などと連携し、美しい街並みが維持できるように支援しながら、北川辺地域の柳生の堤の桜をはじめ、市内各所に植栽されているサクラや加須未来館周辺のコスモス畑、騎西総合体育館周辺のあじさいロード、北川辺地域のオニバス自生地、道の駅童謡のふる里おおとね周辺のホテイアオイをはじめとして、武蔵野の面影を残す浮野の里などの田園風景等の景観の保全・創造・活用を図ります。特に、市の木「サクラ」については、クビアカツヤカミキリの被害が拡大していることから、被害木の所有者等に対して、被害木の伐採や薬剤による防除などを支援し、被害の拡大防止に努めます。
- さらに、街中や郊外の公共空地などを利用して、のんびり過ごせる身近な憩いの場を整備します。

① 良好な住環境の形成



屋根・外壁などの周辺環境との調和や屋外広告物の適正化、放置自転車への対策などを推進し、良好な住環境の形成を図ります。

② 文化財の保存・活用



市民共有の財産である文化財の保存・活用を図るとともに、広報紙、SNS などを活用して、歴史及び自然の景観に対する意識の高揚を図ります。

③ 景観形成の普及・啓発



景観形成の普及・啓発を推進するため、地域とともに景観を活かした地域づくりを進めます。

④ 遊休農地等の活用



加須未来館周辺などの遊休農地を活用して、市の花「コスモス」などの景観形成作物の栽培・植栽などを進めます。

⑤ 自然景観資源の保全・活用



北川辺地域の柳生の堤の桜をはじめ、市内各所に植栽されている市の木「サクラ」や加須未来館周辺のコスモス畑、騎西総合体育館周辺のおじさいロード、北川辺地域のオニバス自生地、道の駅童謡のふる里おとね周辺におけるホテイアオイなどの自然景観資源を保全・活用し、本市の豊かな自然環境を保全するとともに、美しい景観の形成を促進します。

⑥ 公共空地等を活用した憩いの場の整備





街中や郊外の公共空地などを利用して、のんびり過ごせる身近な憩いの場を整備します。

環境指標

環境指標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	解説
グリーンカーテンコンテスト応募数	31件	35件	
加須未来館周辺景観形成作物栽培面積	12,851 m ²	15,000 m ²	
景観指針を策定する地区数(累計)	1地区	2地区	

環境配慮指針

行 動		市	市民	事業者
 まずはこちらから	植木鉢で草花を育てガーデニングをするなどして、家庭で花や緑を楽しみましょう		●	
	事業所の敷地に緑を多く取り入れ、周辺環境の向上に貢献しましょう	●		●
	敷地内の樹木などを大切に保存しましょう	●	●	●
	市の歴史や文化について学び、知識や理解を深めましょう	●	●	●
	地域の緑化活動、環境保全活動に積極的に参加しましょう	●	●	●
	立て看板などの屋外広告物や商品が歩道へはみ出すなど、景観を著しく阻害することのないようにしましょう	●		●
	自転車は決められた場所に止めましょう	●	●	●
 さらにもう一歩	植栽の際は郷土種を用いるなど、地域の生育環境に合った樹種の選定に努めましょう	●	●	●
	緑地空間づくりに参加し、維持・管理にも協力しましょう	●	●	●
	オープンガーデンに参加しましょう	●	●	●
	地域における歴史的遺産・文化財などの保全活動を積極的に支援しましょう	●	●	●
	すぐれた産業文化・伝統技術を継承しましょう	●		●
住宅の新築・増改築や建物の整備などをするときには、周辺の景観との調和に努めましょう	●	●	●	

基本目標Ⅲ 地球にやさしいまちをつくる

施策の柱Ⅲ－1 地球温暖化への対応

■ 基本方針

地球温暖化を防止するため、化石燃料や電力の使用量削減など省資源・省エネルギーの推進及び再生可能エネルギーである太陽光発電やバイオマス発電による電力の創出、環境にやさしい移動手段の普及促進など、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出抑制を推進し、ゼロカーボンシティの実現による脱炭素社会の構築を目指します。

また、並行して地球温暖化に伴う気候の変動に対応するため、気候変動の影響からの被害を防止・軽減するための取組を推進します。

■ 現状と課題

- 市では、令和5年（2023年）3月に「加須市ゼロカーボンシティ宣言」を表明し、市民、事業者及び行政の協働による二酸化炭素排出量の削減の推進や再生可能エネルギーの最大限活用を促進しており、住宅への太陽光発電システムの導入支援、公共交通機関の利用や自転車の利用促進、電気自動車の普及を促進する環境整備など、環境にやさしいライフスタイルへの転換に向けた取組を進めています。
- 今後は、地球温暖化の防止に向け、継続してライフスタイルの転換や太陽光発電、バイオマス発電などの再生可能エネルギーの導入を促進するとともに、環境負荷の少ない再生可能エネルギーによって発電されたグリーン電力の導入も促進していく必要があります。
- また、電力の使用量削減のため、公共施設のLED化を推進しており、市内における防犯灯については、LED化率が100%となっています。今後も公共施設はもとより、民間施設等のLED化や省エネ設備の設置などの温室効果ガスの削減に向けた緩和策の取組を促し、一人ひとりができることから着実に取組を進めていくための啓発活動の推進が必要です。
- 加えて、これら緩和策と並行して、地球温暖化に伴う気候変動対策として、埼玉県気候変動適応センターと連携した気候変動に対応するための適応策が必要です。
- 今後も、熱中症の増加や、稲作等の本市の農業への影響など、気候変動による被害は拡大していくことが予想されます。これまでもグリーンカーテンの設置やクールオアシス、クーリングシェルターの確保などの適応策を講じてきましたが、引き続き、気候の変動に伴う被害の防止・軽減を図る必要があります。

Ⅲ-1-(1) 再生可能エネルギーの推進



- 市施設に加え市民・事業者に対し、太陽光発電システムの設置やバイオマス発電をはじめとする再生可能エネルギーの導入等を推進します。住宅用太陽光発電システム等の設置を支援するとともに、国・県等の補助制度の周知により、再生可能エネルギーによる発電の普及を促進します。併せて、太陽光発電システムの適切な維持管理について周知をしていきます。
- また、環境負荷の少ない再生可能エネルギーによって発電されたグリーン電力の導入を促進します。

① 再生可能エネルギー設備等の設置促進



地域の特性を踏まえた再生可能エネルギー活用のあり方や課題、導入に際しての留意点などの情報提供をはじめ、国、県及び市等の再生可能エネルギー導入に関する補助制度の活用周知により、再生可能エネルギー設備等の導入を促進します。また、再生可能エネルギーの有効な活用手段の一つとして、ソーラーシェアリング（営農型太陽光発電）を周知します。併せて、地域の脱炭素化に加え、災害時や緊急時での電力の確保による地域のレジリエンス強化のため、市の施設への太陽光発電等の再生可能エネルギーの率先導入を行います。

② グリーン電力の導入促進



環境負荷の少ない再生可能エネルギーによって発電されたグリーン電力を普及促進します。

③ 太陽光発電設備等の適切な維持管理等の促進



太陽光発電設備等の適切な維持管理や廃棄時の処分、リサイクルについて普及啓発を図ります。

Ⅲ-1-(2) 省資源・省エネルギーの推進



○ 市が率先して省エネ行動の徹底や照明の LED 化等を実施し、省エネ設備への転換などによる効率的・効果的な省資源・省エネ対策を推進し、温室効果ガスの排出抑制を図ります。それとともに、広報紙、ホームページ、講習会（セミナー）による省資源・省エネの啓発や「エコライフ DAY&WEEK 埼玉」への参加促進、温暖化防止活動の紹介・表彰や、環境フォーラムの開催など、加須市ゼロカーボンシティ推進協議会と連携して取り組み、市民、事業者への普及啓発を行います。

① ゼロカーボンシティの推進（意識醸成・行動変容）



環境省が推進する「デコ活アクション」の普及促進や埼玉県が実施する「エコライフ DAY&WEEK 埼玉」への参加促進、また、家庭エコ診断や事業者向け省エネ診断の推進などにより、省資源・省エネルギーの取組に関する情報提供、行動実践の啓発を図り、ゼロカーボンシティの実現に向けて、市民・事業者の意識や行動を変えるきっかけの創出を図ります。

② 市の省エネ行動の率先実行



加須市役所地球温暖化防止実行計画（事務事業編）に基づき、市庁舎など公共施設の電気・燃料などの削減やすべての公共施設等の LED 化、公用自転車の活用など、市役所における省資源・省エネルギー活動の実践を率先して推進します。

③ 省エネ設備設置の促進



省エネ効果の高い高効率給湯器や太陽熱利用システムなど、省エネ設備の設置に係る国・県等の補助制度活用の周知により省エネ設備の普及促進を図ります。

④ LED 化の推進



消費電力の削減や温室効果ガスの排出を抑制するため、照明の LED 化を推進します。また、一般照明用の蛍光灯が令和 9 年（2027 年）末までに製造・輸出入が禁止になることに伴い、蛍光灯から LED 照明への計画的な交換について周知を図ります。

⑤ グリーン購入の推進



加須市グリーン購入推進方針に基づき、市が率先して環境負荷の少ない製品・サービスなどの調達（グリーン購入）に努めるとともに、市民や事業者に対し、情報提供を行うなどグリーン購入の普及促進に努めます。

⑥ 雨水の有効活用



水資源の有効利用や溢水被害の軽減などを図るため、雨水貯留施設の設置や雨水の有効活用による水道のエネルギー消費の低減を促進します。

⑦ 地産地消の推進



農作物直売所の活用などにより、安全・安心な農業生産物の地産地消の取組を推進し、農作物輸送エネルギーの削減を図ります。

⑧ エコ産業団地づくりのサポート



市内工業団地の協議会に市内一斉清掃への参加を呼びかけ、工業団地周辺の環境への取組を促進することにより、既存の工業団地についてエコ産業団地づくりへのサポートを推進し、グリーン成長の普及と支援を図ります。

⑨ 環境に配慮した住宅・建築物（ZEH・ZEB）の普及促進



住宅や建築物の新築や改築に際して、ZEH（ゼッチ／ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）化やZEB（ゼブ／ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）化の普及を促進します。

⑩ 緑化による省エネの普及



グリーンカーテンをはじめ、屋上緑化や壁面緑化など、一般家庭や事業所、公共施設等の緑による省エネ化を推進します。

デコ活アクション

「デコ活」とは、脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動の愛称です。二酸化炭素(CO₂)を減らす(DE)脱炭素(Decarbonization)と、環境に良いエコ(Eco)を含む”デコ”と”活動・生活”を組み合わせた新しい言葉です。

国（環境省）では、2050年カーボンニュートラル及び2030年度削減目標の実現に向けて、国民・消費者の行動変容、ライフスタイル転換を強力に後押しするため、国民運動「デコ活」を展開しています。デコ活アクションは、下の「まずはここから」の4つのアクションと「ひとりでCO₂が下がる」や「みんなで実践」のアクションの計13アクションからなっています。また、これらに限るものではなく、暮らしが豊かになり、脱炭素などに貢献していくものは、すべてデコ活アクションに位置付けられます。

分類		アクション
まずはここから	住 デ	電気も省エネ 断熱住宅 (電気代をおさえる断熱省エネ住宅に住む)
	住 コ	こだわる楽しさ エコグッズ (LED・省エネ家電などを選ぶ)
	食 カ	感謝の心 食べ残しゼロ (食品の食べ切り、食材の使い切り)
	職 ツ	つながるオフィス テレワーク (どこでもつながれば、そこが仕事場に)
ひとりでCO ₂ が下がる	住	高効率の給湯器、節水できる機器を選ぶ
	移	環境にやさしい次世代自動車を選ぶ
	住	太陽光発電など、再生可能エネルギーを取り入れる
みんなで実践	衣	クールビズ・ウォームビズ、サステナブルファッションに取り組む
	住	ごみはできるだけ減らし、資源としてきちんと分別・再利用する
	食	地元産の旬の食材を積極的に選ぶ
	移	できるだけ公共交通・自転車・徒歩で移動する
	買	はかり売りを利用するなど、好きなものを必要な分だけ買う
	住	宅配便は一度で受け取る

出典：環境省ホームページ 脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動デコ活より

Ⅲ-1-(3) 環境にやさしい移動手段の普及促進



- エコカーやカーシェアリング、エコドライブの普及を促進するとともに、電車・バスなどの公共交通機関の利用や、徒歩・自転車での移動など日常生活における環境にやさしい移動手段（スマートムーブ）の普及を促進します。
- また、エコカーの普及に向けて電気自動車用充電設備の整備を推進します。
- さらに、自転車通勤の推奨やノーマイカーデーの導入、自転車道の整備、サイクルポートの設置、レンタサイクルの実施など自転車利用の促進を図ります。

① スマートムーブの普及促進



通勤・通学や買物など日常生活における「移動」に伴う温室効果ガス排出量の削減に向け、日常生活において、環境への負荷を考慮し、状況に応じて最適な移動手段の選択や利用方法を工夫するなど、スマートムーブの取組を普及促進します。

② 環境にやさしい自動車利用の促進



駐車場等でのアイドリング・ストップの遵守の周知やエコドライブ、カーシェアリングの普及啓発などにより、環境にやさしい自動車の利用の普及に努めます。

③ 電気自動車等の次世代自動車の普及促進



大気汚染物質や地球温暖化の原因となる窒素酸化物や二酸化炭素等の排出が少ない、又は全く排出しない環境にやさしい自動車である次世代自動車（電気自動車（BEV）、ハイブリッド自動車（HEV）、プラグインハイブリッド自動車（PHEV）、燃料電池自動車（FCEV）等）の普及促進を図ります。あわせて、ゼロカーボン・ドライブ（走行時の二酸化炭素排出量がゼロのドライブ）の普及啓発を図ります。

④ 電気自動車用充電設備の整備及び利用促進



電気自動車の普及促進のため、公共施設等への電気自動車用充電設備の整備を図るとともに、整備状況の周知などにより利用促進を図ります。

⑤ 公共交通の利用推進



鉄道や路線バスの利用推進により、自家用車の利用抑制を促進します。

⑥ 自転車利用の普及啓発



自転車通勤の推奨やノーマイカーデーの導入、公用自転車の配車などにより、日常生活の移動における自転車利用の普及に努めます。

⑦ サイクリングの推進



本市は、高低差がない平坦な土地であり、渡良瀬遊水地や田園風景など、観光資源としての地理的条件を有していることから、サイクリング適地としての優位性を活かした「観光サイクリング」を推進しています。サイクルラリーの開催やレンタサイクルの運営などにより、自転車の利用促進を図ることで、サイクリングの魅力の向上に努めます。

⑧ 安全で利用しやすい道路環境の整備



自転車の利用促進を図るため、既存自転車歩行者道路の維持・改修を進めるとともに、自転車通行帯や交通安全施設を整備するなど、自転車、歩行者、自動車が安全に通行するための道路環境整備を推進します。

Ⅲ-1-(4) 吸収源対策の推進



- 温室効果ガスの削減のため、屋敷林の保全やグリーンカーテンの設置による街なかの緑化対策や環境にやさしい農業（環境保全型農業）の支援を通じ、吸収源対策を推進します。

① 二酸化炭素吸収源の創出



屋敷林等の保全やグリーンカーテンの設置など、二酸化炭素の吸収源となり得る緑の保全、創出を図るとともに、国が吸収源対策の一つとして進める、適切な森林管理による二酸化炭素の吸収量をクレジットとして認証する制度「J-クレジット制度」の活用などの周知促進に努めます。

② 森林環境譲与税の活用



二酸化炭素の吸収源となる森林の保全等を推進するため、国から譲与される森林環境譲与税を、木材の利用や普及啓発事業の財源として活用します。

Ⅲ-1-(5) 気候変動への対応（適応策の実施）



- 地球温暖化に伴う気候変動により考えられるリスクに対し、分野ごとに想定される影響を踏まえ、適応策を実施します。
- 農業分野では埼玉県との連携による高温障害を軽減する栽培技術の普及啓発や高温耐性品種の導入、自然生態系分野では希少野生植物の調査、健康分野ではクーリングシェルターの確保などの熱中症予防対策、災害分野では防災情報の発信、地震ハザードマップ・水害時の避難行動マップの活用促進や堤防強化整備の促進、都市生活・市民生活分野ではグリーンカーテン設置による緑化などの暑熱環境の緩和対策など、被害の防止・軽減を図るための施策を推進します。

① 気候変動適応に関する情報収集及び情報提供



埼玉県気候変動適応センターと連携・協力し、市内における気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の収集、整理、分析及び提供並びに技術的助言を行い、気候変動適応の取組を推進します。



② 農業分野に対する適応策

気候変動による農作物や生産基盤への影響に対応するため、農業への影響等の情報収集を行うとともに、県と連携しながら、高温障害等を軽減する栽培管理技術の普及啓発や高温耐性品種の導入を図ります。



③ 自然生態系分野に対する適応策

気候変動による自然生態系の影響への対応に向け、定期的なモニタリングによる希少野生植物の調査や、水質の把握を行います。



④ 健康分野に対する適応策

市民の熱中症を予防するため、クールオアシスかぞやクーリングシェルターの確保等の推進を行います。

市民の熱中症による救急搬送を予防するため、高齢者等のハイリスク者への声かけや、熱中症予防についての情報提供を行います。



⑤ 災害分野に対する適応策

豪雨等による自然災害（洪水など）への影響に対応するため、防災情報の発信、地震ハザードマップ・水害時の避難行動マップの活用促進を実施します。

大型台風や線状降水帯などの集中豪雨による内水被害を軽減するため、加須市溢水対策計画に基づき、溢水被害の解消・軽減を計画的に進めます。

利根川、渡良瀬川、荒川の大河川の洪水に備えるため、国が整備する利根川右岸・左岸及び渡良瀬川右岸の堤防強化整備を促進します。河川ごとに設置された「大規模氾濫減災対策協議会」「流域治水プロジェクト」及び「利根川中流4県境広域避難協議会」に積極的に参加し、国や近隣自治体と連携しながらハード・ソフト事業の推進に努めます。




⑥ 都市生活・市民生活に対する適応策

暑熱による生活への影響に対応するためグリーンカーテン設置による緑化などの暑熱環境の緩和対策などを推進します。

■ 環境指標

環境指標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	解説
市役所におけるCO ₂ 年間排出量	15,702 t-CO ₂	6,766 t-CO ₂	
エコライフ DAY&WEEK 埼玉参加者数	5,673 人	10,000 人	
太陽光発電システムの容量 (10kw未満)	25,092kw	31,000kw	
電気自動車用充電設備の設置施設数	3 施設	15 施設	

■ 環境配慮指針

行 動		市	市民	事業者
 まま ずは こ こ か ら	テレビや照明、冷暖房機器などは必要のないときはこまめに消して、節電を心がけましょう。また使用しないときは主電源を切りましょう	●	●	●
	冷暖房機は適正な温度で利用しましょう	●	●	●
	フィルターのこまめな掃除など、電気機器の適切な使用を心がけましょう	●	●	●
	節水に努めましょう	●	●	●
	車を運転するときは、エコドライブを心がけ、急発進・急加速などの乱暴な運転はやめましょう。また、駐車時・停車時のアイドリング・ストップを心がけましょう	●	●	●
	近くへ出かけるときは、徒歩や自転車を利用しましょう	●	●	●
	地産地消、旬産旬消を心がけ、できるだけ地域の旬の食材を選びましょう		●	
	地球環境問題について関心を持ち、理解を深めましょう	●	●	●
	住宅や事業所でグリーンカーテンを設置しましょう	●	●	●
	暑い日には打ち水をして涼をとりましょう。また、適切に冷房を利用し、熱中症を予防しましょう	●	●	●
	熱中症にかかりやすい高齢者や幼児などへの心配りを行うようにしましょう	●	●	●
	豪雨に備えて、雨どい、排水溝などを日ごろから清掃しておくようにしましょう	●	●	●
	災害時の避難行動や事業活動などについてあらかじめ家族や会社の中で考えておきましょう	●	●	●

行 動		市	市民	事業者
<p>歩</p> <p>さらにもう一歩</p>	電化製品や設備機器を更新するときは、省エネタイプの機器を選びましょう	●	●	●
	住宅や事業所、店舗を新築や改築するときはエネルギー効率のよい環境共生型の建物にしましょう	●	●	●
	エコマークやFSCマークなどがついた商品の購入・利用に努めましょう	●	●	●
	生産、流通、販売、サービスなど事業活動の各段階で、エネルギー利用の効率化や改善に努めましょう	●		●
	車両を購入するときは、低燃費・低公害車を選びましょう	●	●	●
	マイカー通勤の自粛を呼びかけ、ノーマイカーデーや相乗り、自転車通勤を実施しましょう	●		●
	住宅・事業所への太陽光・太陽熱等再生可能エネルギーを利用した設備の設置を行いましょう	●	●	●
	気候変動による農業への影響に備え、高温耐性品種の導入検討や、農地に与える情報の提供や収集に努めましょう	●		●
	住宅や建築物の屋上緑化や壁面緑化、屋上等への高反射率塗料施工等に努めましょう	●	●	●
	住宅や事業所への雨水タンクの設置等、水不足の備えに努めましょう	●	●	●
	道路における遮熱性舗装や保水性舗装の整備、緑化に取り組みましょう	●		●
建物や調度品などの木材利用により、森林のCO ₂ 吸収作用の維持・増大を支援しましょう	●	●	●	

基本目標Ⅳ 快適で暮らしやすいまちをつくる

施策の柱Ⅳ-1 循環型社会の構築

■ 基本方針

市民や事業者と協働して、「日本一のリサイクルのまち」の実現を目指し、ごみの資源化・減量化を図るため、ごみの発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）、不要なものを買わない・もらわない（リフューズ）、修理しながら長く使い続ける（リペア）の5Rの推進とサーキュラーエコノミー（循環経済）への移行を促進し、最終処分場の延命化を図りながら、関係機関との連携によるごみ等の不法投棄などの防止に努め、環境への負荷の少ない循環型社会の構築を図ります。

また、老朽化の著しいごみ処理施設について、統廃合を含めた再編を計画的に推進し、安定的にごみ処理を行える施設整備を進めます。

■ 現状と課題

- 平成25年（2013年）4月から、ごみの分別方法を5種18分別とし、併せて、有料指定ごみ袋制度を再編したところ、リサイクル率が11年連続して全国トップ5に入るなど、ごみの資源化は高い水準を保っていますが、ごみの減量化については、埼玉県の平均に達していない状況です。環境負荷の少ない循環型社会を構築するためには、引き続き、市民や事業者とともに5Rの意識を高め、国内外におけるごみ削減への要請等に対応しながら、ごみの資源化・減量化に努め、サーキュラーエコノミー（循環経済）への移行が必要です。
- また、ごみ集積所の管理やごみ分別指導など、リサイクル推進協力会を中心とした活動への支援や資源ごみを回収する団体への報償金、生ごみ処理容器購入者への補助金の交付などにより、ごみの適正排出への意識醸成が図られていることから、継続したごみの資源化・減量化の取組への支援が必要です。
- 特に、リチウムイオン電池などの充電式電池類の不適切な分別が原因とされるごみ処理施設の事故や火災が発生し、ごみの処理や収集が停止してしまう事案が全国で散見されていることから、適切な分別の周知が必要となります。
- さらに、道路や水路などへのごみの不法投棄も絶えない状況にあるため、市民との協働による、更なる不法投棄対策を行う必要があるとともに、ごみ収集では、高齢化社会の影響により、集積所までごみを運べないなどの世帯が増加することが想定され、従来の仕組みを補完することも検討が必要です。
- 老朽化したごみ処理施設については、計画的な再編を推進し、適切なごみ収集の継続やごみ処理施設の機能保全を図りながら、搬入されたごみについて、引き続き適正な処理を行っていく必要があります。

■ 施策

IV-1-(1) ごみの資源化・減量化の推進



- 市民と協働して、5種18分別の分別収集や有料指定ごみ袋制度を継続し、ごみの発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）、不要なものを買わない・もらわない（リフューズ）、修理しながら長く使い続ける（リペア）の5Rの推進及び意識啓発をするとともに、バイオマス（草木類や生ごみなど）や紙おむつの資源化など、廃棄物の再生可能資源化と循環利用の普及を進めます。
- また、食品ロス及びプラスチックの利用削減対策に取り組むほか、サーキュラーエコノミー（循環経済）への移行を促進し、循環型社会の構築とごみの資源化・減量化を推進し、焼却灰等の最終処分量の削減を図ります。
- さらに、引き続きごみ集積所の管理やごみ分別指導など、リサイクル推進協力会と協働してごみの資源化・減量化を推進するとともに、資源ごみを回収する団体への報奨金や、生ごみ処理容器購入者への補助制度を継続し、ごみの資源化・減量化の取組を支援します。

① サークュラーエコノミー（循環経済）の推進



サーキュラーエコノミー（循環経済）への移行に向けた情報提供を行うとともに、資源の効率的・循環的な利用に取り組む事業活動の支援に努めます。

② 5種18分別によるごみの分別収集の実施



ごみの5種18分別の分別収集を引き続き実施し、ごみの減量化と缶、びん、プラスチック類など資源ごみの資源化・再商品化に取り組みます。また、新たな製品等の出現にも適切な分別を周知します。

③ リチウムイオン電池等の充電式電池類の分別収集の実施



リチウムイオン電池などの充電式電池類を使った電気製品及び電池類の適切な排出及び回収方法について普及啓発を徹底します。

④ 有料指定ごみ袋制度の実施



ごみの分別を徹底し、ごみの資源化・減量化の促進を図るため、引き続き有料指定ごみ袋制度を実施します。

⑤ 5Rの普及啓発



ごみの発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）、不要なものを買わない・もらわない（リフューズ）、修理しながら長く使い続ける（リペア）5Rの取組を推進します。

⑥ 食品ロス削減の推進



食品ロス削減に向けた情報提供をはじめ、環境学習講座やイベント等を通じて、普及啓発を行うとともに、市民、事業者との協働により「食べきり“かぞ”」などの取組を推進します。

⑦ プラスチック利用削減の推進



マイバック・マイボトルの利用促進を図るなど、プラスチックの利用削減に向けた普及啓発に取り組むとともに、ごみ分別の徹底によるプラスチック製品のリサイクル促進に努めます。

⑧ 緑のリサイクルの推進



樹木や剪定枝などのチップ化により、緑のリサイクルを推進します。

⑨ 分別徹底に向けた指導啓発の推進



リサイクル推進協力会との協働により、地域ごとにきめ細かな分別指導を推進します。また、啓発パンフレットの作成・配布を行うとともに、事業系搬入検査及びごみ質分析調査の実施により現状を把握し、分別徹底に向けた指導啓発を推進します。

⑩ ごみの資源化・減量化の取組の支援



資源ごみを回収する団体への報償金や生ごみ処理容器購入者への補助金の交付などにより、ごみの資源化・減量化の取組を支援します。

⑪ 最終処分場の延命化



ごみの資源化・減量化を推進し、焼却灰等の最終処分量を削減することにより、最終処分場の延命化を図ります。

サーキュラーエコノミー（循環経済）

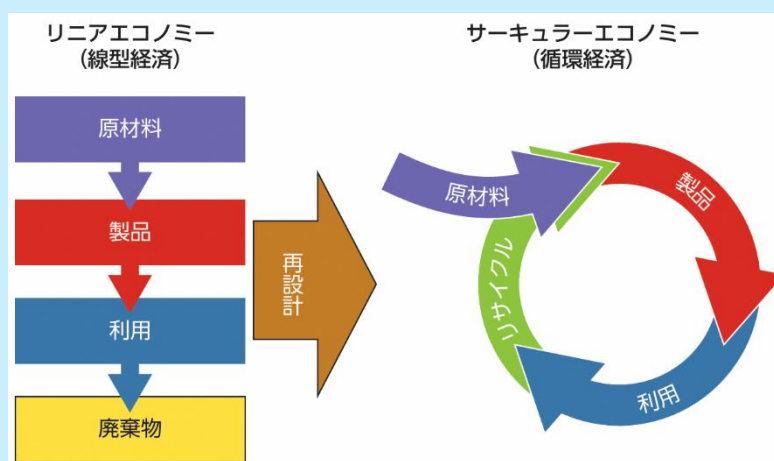
「サーキュラーエコノミー（循環経済）」とは、生産活動や消費活動などのあらゆる段階で資源の効率的・循環的な利用を図る経済活動を指します。

環境省の令和5年版 環境・循環型社会・生物多様性白書によると、サーキュラーエコノミー（循環経済）について、「大量生産、大量消費、大量廃棄型の経済・社会様式から、競争条件への影響も踏まえ、資源・製品の価値の最大化を図り、資源投入量・消費量を抑えつつ、廃棄物の発生を最小化につながる経済活動全体の在り方が強調されている」と記載されています。

また、経済産業省が令和5年（2023年）3月に策定した「成長志向型の資源自律経済戦略」では、「バリューチェーンのあらゆる段階で資源の効率的・循環的な利用を図りつつ、ストックを有効活用しながら、サービス化等を通じ、付加価値の最大化を図る経済」と記載されています。

これまでの「大量に作って、使って、捨てる」リニアエコノミー（線型経済）から、サーキュラーエコノミー（循環経済）へ移行することは、天然資源の発掘や廃棄物の不必要な焼却等を抑え、温室効果ガスの排出削減や自然への負荷軽減になると同時に、企業の経済成長にもつながることから、環境と経済が両立する持続可能な社会の実現のために重要になります。

出典：埼玉県ホームページ 「サーキュラーエコノミー（循環経済）の解説等」より



出典：令和7年版環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書 環境省より

IV-1-(2) ごみの適正処理



- 適切なおみ収集を継続するとともに、おみ処理施設に搬入されるおみを、周辺環境に配慮しながら適正に処理し、安定したおみ処理を行います。
- また、新たな製品等の出現にも適切な分別を周知し、市民や事業者に対するおみの排出ルールの徹底や不法投棄防止に関する啓発など、おみの不法投棄対策を図るとともに、不法投棄されたおみを適正に処理します。
- さらに、おみ集積所までおみを運べない高齢者世帯などに対し、おみ収集の支援ができる方法を調査・研究します。

① おみ処理施設等の管理運営



おみ処理施設などを適正に維持管理しながら、継続的なおみの適正処理を推進します。

② PCB 廃棄物の適正処理



本市が保有するすべての PCB 廃棄物を計画的に処分し、適正に処理を完了します。また、事業者が保有する PCB 廃棄物の適正処理について、周知啓発を図ります。

③ おみ出し困難世帯への支援体制づくり



おみ集積所までおみを運べない高齢者世帯などおみ出し困難世帯へのおみ収集支援の方法や体制づくりの調査・研究を図ります。

④ 災害廃棄物の適正処理



震災などの災害により発生した災害廃棄物は、安全性を確保しつつ、環境に配慮し適正に処理します。

IV-1-(3) ごみ処理施設の再編



○ 加須クリーンセンターの基幹改良工事に合わせ、「加須市ごみ処理施設再編計画」に基づき、老朽化したごみ処理施設の統廃合を含めた再編を計画的に進めます。

① ごみ処理施設の再編





老朽化したごみ処理施設（ごみ焼却処理施設、粗大ごみ処理施設、し尿処理施設、浸出水処理施設）の統廃合を含めた再編を計画的に推進します。

■ 環境指標

環境指標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	解説
ごみのリサイクル率の全国順位(※)	5位	3位以内	
一人一日当たりごみの排出量	953g	800g	ごみ収集量÷人口÷365日
焼却灰の発生量	3,845t	2,980t	焼却灰+飛灰 (加須クリーンセンター+大利根クリーンセンター)

※ 「ごみのリサイクル率の全国順位」の現状値は、令和5年度の値（環境省の発表による直近の順位）

■ 環境配慮指針

行 動		市	市民	事業者
 まずはこちらから	資源の大切さを認識し、物を大切にしましょう	●	●	●
	買い物をするときはマイバッグを持っていきましょう		●	
	日常生活や事業所内で分別などを行い、ごみの資源化・減量化や再生利用を進めましょう	●	●	●
	分別の方法や出す日時などのごみ出しのルールを守りましょう		●	●
	集団資源回収やスーパーなどの店頭回収に協力しましょう		●	●
	食材を使い切り、調理くずを出さないなどのエコクッキングを行いましょう		●	
	生ごみはよく水気を切りましょう		●	●
	事業活動から出る廃棄物は、事業者が責任を持って適正に処理しましょう	●		●
	一人ひとりが食品ロスを減らすことの重要性を理解して、行動しましょう	●	●	●
 さらにもう一歩	リターナブル容器、量り売りや簡易包装の商品を優先的に購入しましょう	●	●	
	生ごみ処理容器を活用して自家処理を行いましょう	●	●	
	生ごみや剪定枝などはできるだけ堆肥化するなど、自家処理を行いましょう	●	●	●
	リサイクルショップやフリーマーケットを積極的に利用して、不用品をリサイクルしましょう	●	●	
	梱包や包装を簡素化しましょう			●
	製造事業者は製品をリサイクルしやすい素材や構造に改良しましょう			●
	商品の輸送では、通い箱など、ごみを出さない容器を使用しましょう	●		●
	販売事業者は再使用可能な製品（リターナブルびんなど）の流通を図るとともに、その回収に努めましょう			●
不法投棄の現場などを発見したら、すぐに市や警察に連絡しましょう		●	●	
災害により発生した廃棄物については、被害状況を確認し、安全を確保してから、計画的な処理を行い、適正処理に努めましょう	●	●	●	

施策の柱Ⅳ－２ きれいな水の再生

■ 基本方針

日常生活に伴い排出される生活排水を適正に処理することにより、きれいな水を取り戻し、快適な生活環境づくりに努めます。

公共下水道や農業集落排水による排水処理の適正化と、これらの施設整備地域以外の地域における合併処理浄化槽の適正管理の徹底に努めます。また、公共下水道施設や農業集落排水処理施設への接続の推進、合併処理浄化槽への転換促進に努めます。併せて、公共下水道施設に農業集落排水処理施設を接続するなど、処理施設の再編を進めていきます。

■ 現状と課題

- 生活排水は、河川・水路の水質汚濁の主な原因として水質に大きな影響を与えています。市内の一部の河川・水路において、BODの環境基準が未達成であり、環境に関するアンケート調査結果においても、「河川・水路などの水のきれいさ」は、課題として挙げられています。
- また、家庭からの生活排水の適正処理を図るためには、公共下水道事業や農業集落排水事業、合併処理浄化槽による総合的な生活排水対策の推進が必要です。
- 公共下水道事業については、計画的に整備を推進し、令和6年度（2024年度）末現在、事業計画面積の97.6%に当たる1,063haの区域の整備が完了しましたが、整備が完了した区域では、より一層の接続の推進が必要です。
- 農業集落排水事業については、施設の適正な維持管理とともに、より一層の接続の推進が必要です。また、公共下水道区域に隣接する農業集落排水処理区域において、公共下水道への接続を含め汚水処理の広域化・共同化を進めていく必要があります。
- 公共下水道事業においては、加須市環境浄化センターの長寿命化対策を、農業集落排水事業においては、名倉処理施設及び伊賀袋処理施設の大規模改修工事を実施し、施設の老朽化対策を講じてきましたが、今後、併せて施設の安定稼働の確保に向けた更なる機能保全対策の推進が必要となります。
- このようなことから、公共下水道事業では、管渠（かんきょ）を含む下水道処理施設のストックマネジメント計画を策定し、また、農業集落排水事業では、令和7年度（2025年度）に策定した第2次加須市農業集落排水施設最適整備構想を基に、処理施設の再編を進め、下水道サービスを持続的、安定的に提供するとともに、ライフサイクルコストの低減が必要です。
- 合併処理浄化槽については、これまで既存の単独処理浄化槽や汲み取り便槽から合併処理浄化槽への転換の促進、浄化槽の維持管理の啓発などを進めてきており、浄化槽整備区域内の合併処理浄化槽普及率は、令和6年度（2024年度）末現在53.0%であることから、今後も一層、合併処理浄化槽への転換や維持管理の徹底、各家庭への水質浄化意識の啓発・高揚が必要です。

IV-2-(1) 公共下水道の整備と適正な維持管理



- 生活環境の改善や河川・水路の水質改善を図るため、市街化区域の住居系を中心に、公共下水道の整備を推進します。
- また、整備完了区域では、公共下水道への加入を促進します。
- さらに、下水道事業ストックマネジメント計画を策定し、管渠（かんきょ）を含む下水道処理施設の適正な維持管理に努めます。

① 公共下水道整備の推進



市街地における生活排水を処理するため、未整備地区の公共下水道の整備を推進します。

② 公共下水道への加入促進



未接続世帯への戸別訪問や広報紙などによる普及啓発、公共下水道への接続工事に要する費用負担を軽減するための無利子貸付金制度の活用を図り、公共下水道への加入を促進します。

③ 公共下水道施設の適正な維持管理



下水道事業ストックマネジメント計画を策定し、管渠（かんきょ）を含む下水道施設の適正な維持管理に努めます。

IV-2-(2) 農業集落排水処理施設の適正な維持管理及び再編



- 農業用排水路への生活雑排水の流入を防止することによって、農村生活環境の維持・改善を図るため、農業集落排水処理施設の機能保全対策を図りながら、施設の適正な維持管理に努めると同時に、公共下水道への接続など処理施設の再編を進めていきます。
- また、農業集落排水処理区域内における未接続世帯への加入を促進していきます。

① 農業集落排水処理施設の適正な維持管理及び再編



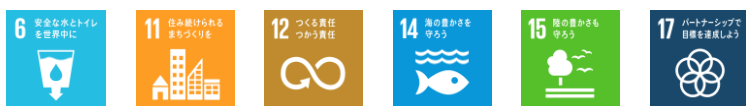
農業集落排水処理施設の機能保全対策を図りながら、施設の適正な維持管理に努めます。併せて、公共下水道への接続など処理施設の再編を進めます。

② 農業集落排水への加入促進



未接続世帯への戸別訪問や広報紙などによる普及啓発、農業集落排水への接続工事に要する費用負担を軽減するための無利子貸付金制度の活用を図り、農業集落排水への加入を促進します。

IV-2-(3) 合併処理浄化槽の普及促進



○ 生活排水の適正処理を推進するため、浄化槽整備区域（積極的に浄化槽を整備する区域）での単独処理浄化槽及び汲み取り便槽からより浄化能力が高く生活排水を同時に処理できる合併処理浄化槽への転換を促進するとともに、法定検査の受検や保守点検、清掃の実施について広報紙等を通じた啓発活動などに努め、各家庭での浄化槽の維持管理の徹底や水質浄化意識の高揚を図ります。

① 合併処理浄化槽への転換の促進



生活排水の適正処理を推進するため、単独処理浄化槽及び汲み取り便槽から、より浄化能力が高く、生活雑排水を同時に処理できる合併処理浄化槽への転換を促進します。

② 浄化槽の適正な維持管理の徹底



浄化槽の適正な維持管理の徹底を図るため、各家庭での水質浄化意識の高揚を図るとともに、法定検査の受検や保守点検、清掃の実施についての周知や指導を実施します。

IV-2-(4) 河川の浄化対策



- 河川や農業用水路の水質の向上を図るため、冬期通水（冬水）や河川浄化団体等との協働による清掃活動、啓発の実施など生活排水対策を推進します。
- また、し尿処理施設等に搬入されるし尿・浄化槽汚泥を周辺環境に配慮し適正に処理するとともに、施設の適正な維持・管理に努め、安定した運転を行います。

① 河川浄化の推進



市民との協働による河川の清掃活動をはじめ、生活排水の適正処理を推進します。

また、冬期の河川・水路などへの流量が減少することによる水環境の悪化を防ぐため、冬期に農業用水路を利用した冬期試験通水（冬水）を推進し、水辺環境の保全・水質の改善を図ります。

② 生活雑排水等の適正な処理



下水道処理施設や、農業集落排水処理施設に流入する生活雑排水を適正に処理するとともに、クリーンセンターに搬入されるし尿や浄化槽汚泥を適正に処理します。

③ 処理施設の維持管理





し尿処理施設等における必要な補修や機器の更新を行いながら再編を含めた処理性能の維持を図ります。

■ 環境指標

環境指標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	解説
公共下水道整備率	97.6%	98.3%	整備面積 ÷ 事業計画区域面積 × 100
農業集落排水処理施設加入率	78.6%	86.4%	加入戸数 ÷ 公共ます設置戸数 × 100
浄化槽整備区域内の合併処理浄化槽普及率	53.0%	63.6%	合併処理浄化槽基数 ÷ (合併処理浄化槽基数 + 単独処理浄化槽基数 + 汲み取り便槽基数) × 100
市内50地点のBOD(冬期)の環境基準達成率	46%	100%	環境基準達成地点 ÷ 市内50地点 × 100

■ 環境配慮指針

行 動		市	市民	事業者
 まずはここから	使用済の食用油は、漉し器でこすなどし、できるだけ再利用を心がけ、再利用できないものは古布などにしみこませ、ごみに出すなど適正に処理して、台所から流さないようにしましょう		●	●
	洗剤やシャンプーなどは、使いすぎないようにしましょう		●	
	浄化槽を適正に維持管理しましょう	●	●	●
	公共下水道、農業集落排水処理施設の供用が開始されている区域では、速やかに接続しましょう		●	●
	排水処理施設の維持・管理に努め、排水基準を守りましょう	●	●	●
	河川・水路の水質保全活動や清掃活動などに積極的に参加しましょう	●	●	●
 さらにこの一歩	公共下水道処理区域・農業集落排水処理区域以外の地域では、合併処理浄化槽への転換により、適切な排水処理を行いましょ	●	●	●
	水の循環利用など排水の少ない工程の改善に努め、水の使用量を抑える事業形態に転換しましょう			●
	事業所の敷地内への雨水浸透枡や透水性舗装の設置などにより、地下水の涵養に努めましょ	●		●

施策の柱Ⅳ－3 公害のない生活環境の確保

■ 基本方針

公害苦情に迅速に対応し、助言・指導による早期解決を図り、安心して快適な生活環境づくりを推進します。

また、大気、水質、道路騒音、放射能などの定期的な監視測定を実施するとともに、法令に基づく工場や事業所の規制を実施し、公害の監視や防止に努めます。

さらに、動物愛護とペットの適正飼養の普及啓発を推進し、人と動物との共生に配慮した生活環境の保全に努めます。

■ 現状と課題

- 市では、主要河川でBOD（生物化学的酸素要求量）やSS（浮遊物質）の測定を定期的実施しており、水量の少ない時期はBODが高くなる傾向があります。また、道路騒音の定期測定も実施しており、交通量の多い地点では基準を超過する箇所があります。その他工場・事業所、自動車から排出される汚染物質の濃度測定や公共施設で実施している放射能測定は、いずれも基準を超えていない状況です。引き続き、公害の監視測定を継続するとともに、発生源対策、公害苦情の迅速・適切な処理などの公害の未然防止を図ることが必要です。
- 市民からの野焼きや雑草などの生活環境に係る苦情を受けた場合は、苦情の発生源に対して助言・指導を行い、迅速・適切な対応を図っています。今後も工場・事業所などの公害発生源に対しては、法令を遵守するように規制・指導を行います。
- 環境に関するアンケート調査結果では、「公害の監視、未然防止」や「身近な環境美化、地域衛生の向上」、「空家対策の推進」などの取組を求めている市民が多いことから、今後も健康や生活に直結の視点から快適な生活環境を保全することが必要です。
- 空地の適正管理については、加須市環境保全条例に基づく指導などを行っていますが、引き続き生活環境の保全に向けた対応が必要です。
- また、不法投棄パトロールの実施や市民から提供される情報の活用により、ごみの不法投棄の防止に努めていますが、今後も不法投棄を「しない」「させない」「許さない」意識の一層の向上が必要です。
- さらに、犬や猫などの身近なペットは、私たちの生活に潤いを与える一方で、フンや鳴き声などによる苦情も寄せられていることから、動物愛護と適正飼養に係る啓発や飼い主等への指導を行っており、引き続き広報等による普及啓発が必要です。

■ 施策

IV-3-(1) 公害の未然防止と発生源対策



- 公害の未然防止のため、啓発活動に努めるほか、工場・事業所などの公害（騒音・振動・悪臭）の発生源に対して、埼玉県や近隣市と連携し、法令を遵守するように規制・指導を実施します。
- また、市民からの野焼きや雑草などの生活環境に係る苦情に対しては、その苦情の原因者に助言・指導を行い、迅速・適切な対応をすることによって早期解決に努めます。
- さらに、環境の監視測定体制の整備を推進するとともに、大気や水質、道路騒音、放射能などの定期的な監視測定を実施し、その結果を速やかに市民に公表します。

① 公害未然防止に向けた啓発の推進



近隣騒音や野焼きなど生活型公害が原因の苦情が増加しており、市民自身が公害の原因者となる場合もあるため、市の相談・支援体制を充実させるとともに、住民への指導啓発を実施することにより、公害の未然防止を図ります。

② 騒音・振動の規制・指導の実施



工場・事業場からの騒音や振動などを抑制するため、騒音規制法や振動規制法などの法令を遵守するよう規制・指導を実施します。

③ 悪臭対策の推進



工場・事業場から発生する悪臭について、悪臭防止法に基づく規制基準を遵守し適切な悪臭防止施設を設置するなどの規制・指導をします。

④ 公害苦情の早期解決



市民からの野焼きや雑草などの生活環境に係る苦情に対して、その苦情の原因者に助言、指導を行い、迅速・適切な対応をすることにより早期解決を図ります。

⑤ 監視測定の実施



埼玉県と連携を図りながら、大気や水質、道路騒音、放射能などの監視のため、定期的な測定を実施し、その結果を速やかに市民に公表します。

⑥ 地盤沈下の情報提供



埼玉県が実施する、地盤沈下量や地下水位の変動を的確に把握するとともに、調査結果を市民に周知することで、地盤沈下に関する意識の啓発を図ります。

IV-3-(2) 生活環境の保全



- 管理の行き届かない空地など生活環境に支障が生じる行為に対して、関係法令や加須市環境保全条例に基づく必要な規制や助言・指導を実施し、良好な生活環境の保全に努めるとともに、管理の行き届かない空家を解消するため、所有者に対して適正管理の指導を行い防犯や防災、生活環境の保全を図ります。
- また、不法投棄をさせないまちづくりを目指し、道路や河川、水路などにおけるごみの不法投棄対策を推進します。

① 空地等の適正管理



管理の行き届かない空地など生活環境に支障を及ぼす行為に対して、関係法令や加須市環境保全条例に基づき必要な規制や助言・指導を実施し、良好な生活環境の保全に努めます。

② 空家対策の推進



管理の行き届かない空家を解消するため、所有者等に対して適正管理の指導等を行うとともに、空家バンク等の活用により、空家の利活用を促進し、防犯や防災、生活環境の保全を図ります。

③ 不法投棄の防止



不法投棄防止パトロールの実施や市民から提供される情報の活用により、ごみの不法投棄の防止に努めます。

④ 緊急時における生活環境の保全





大雨による床下浸水や油の流出による水質事故など生活環境上の急変や、害虫発生などの緊急時に適切に対応し、生活環境の保全に努めます。


IV-3-(3) ペットの適正飼養の推進




○ 犬や猫によるフン害等の苦情に対し、動物愛護法等に基づく適切な助言・指導を実施するとともに、ペットの適正飼養の普及啓発を推進し、人と動物との共生に配慮した生活環境の保全に努めます。

- ① **動物の適正な飼養管理の推進** 

動物愛護と適正飼養について普及・啓発を推進するとともに、犬や猫によるフン等の適正処理を指導・助言し、人と動物との共生に配慮した生活環境の保全に努めます。
- ② **狂犬病予防対策等の推進** 

犬の登録及び狂犬病予防注射の普及・啓発を推進し、狂犬病予防対策を推進します。
- ③ **地域猫活動の推進** 



野良猫を原因とする地域の生活環境被害の解決や、地域の野良猫をこれ以上増やさないために、公益財団法人どうぶつ基金が実施する「さくらねこ無料不妊手術事業」を活用するなど、地域住民が主体となって行う「地域猫活動」を支援します。
- ④ **災害時のペット避難対策の推進** 

災害時にペットと飼い主が安心して避難できる体制づくりを支援するため、「加須市ペット同行避難ガイドライン」の周知を図ります。

■ 環境指標

環境指標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	解説
公害苦情処理解決率	90%	100%	大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭の苦情の解決率
環境の監視測定の実施回数	13回	13回	ダイオキシン類、大気、河川、自動車交通騒音の測定回数
狂犬病予防注射の接種率	67.5%	100%	
不法投棄防止パトロール回数	24回	24回	

■ 環境配慮指針

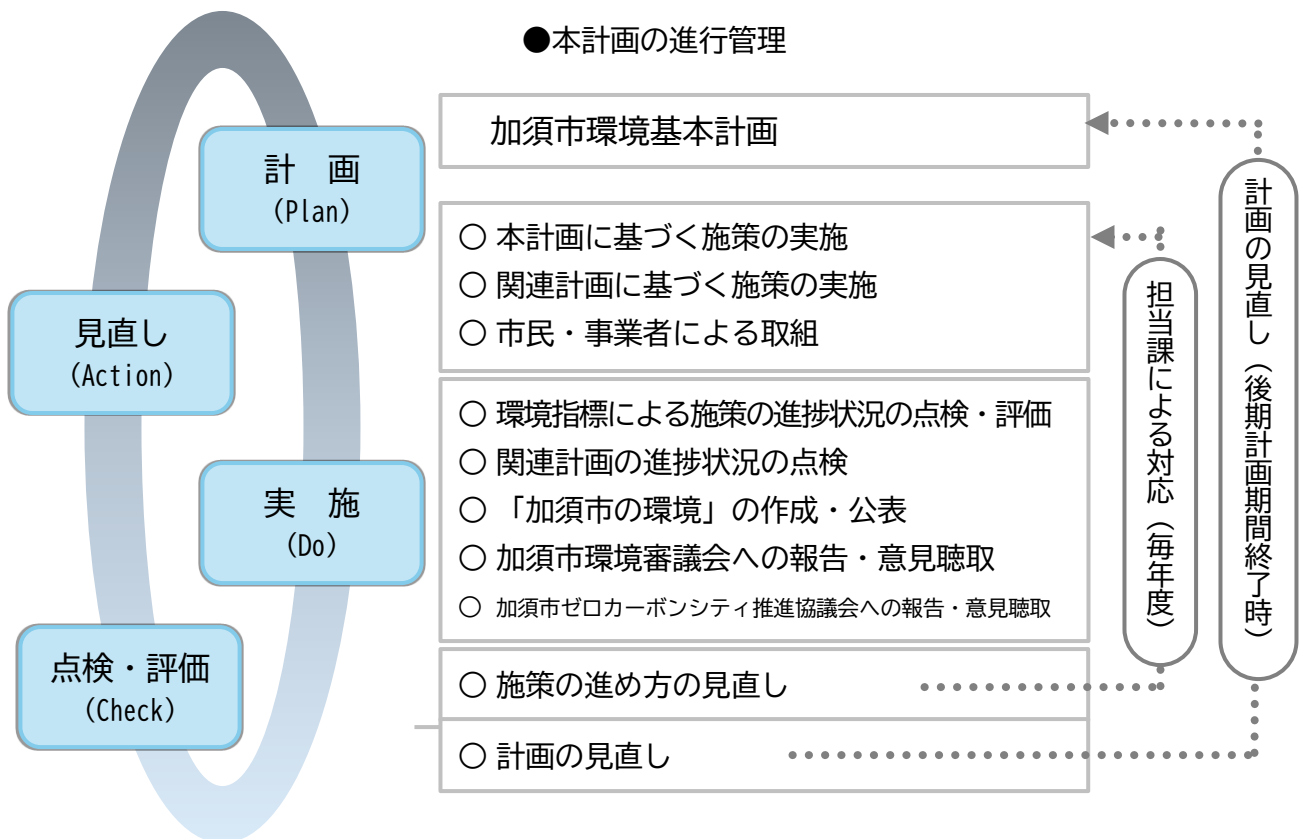
行 動		市	市民	事業者
 まずはここから	除草や剪定など、所有地の管理を適正に行いましょう	●	●	●
	自宅の庭などでごみを燃やさないようにしましょう		●	
	焼却炉は、法律や条例に基づき適正に管理するとともに、野外焼却をしないようにしましょう			●
	ごみや浄化槽からのにおいを出さないよう、管理を適正に行いましょう		●	●
	ばい煙や粉じんについては、法令に基づく排出基準・構造基準を守りましょう			●
	騒音・振動による健康被害を出さないために、低騒音・低振動の機械や工法を採用するとともに、近隣の環境に配慮した作業時間を考えましょう			●
	夜間のピアノやカラオケなどの使用、ペットの鳴き声などによる近隣への影響を考えましょう		●	
	深夜営業の飲食店などは、近隣の生活環境に配慮しましょう			●
	安全な食品・製品の製造・販売に努めましょう			●
	化学物質の適正管理に努めるとともに適切な情報公開をしましょう	●		●
 さらにもう一步	ペットの飼育はルールを守り、フン尿の放置や放し飼いなど行わないようにしましょう		●	
	エアコンなど家電製品を購入する際には、低騒音型のものを選びましょう	●	●	
	有害化学物質の発生防止設備を整備しましょう			●
	化学物質による環境への負荷の少ない事業活動をしましょう	●		●
	化学物質に関する情報の収集に努め、理解を深めましょう		●	●
	化学物質による環境への負荷が少ない製品を購入、使用しましょう		●	●
業務用冷凍空調機器などからのフロン類を適正に回収しましょう	●		●	

第5章 計画の推進

1 進行管理

(1) 進行管理の流れ

本計画の進行管理は、「加須やぐるまマネジメント」に基づき、計画 (Plan)、実施 (Do)、点検・評価 (Check)、見直し (Action) のサイクルにより、施策の進捗状況を毎年度点検・評価し、その結果を「加須市の環境」(環境の状況に関する報告書)として取りまとめ、公表します。その結果を踏まえ、施策の進め方を毎年度見直し、後期計画期間終了時に本計画を見直します。



(2) 環境指標・目標の活用

本計画は、環境指標による施策の進捗状況や目標の達成状況などをもって、進捗状況を点検します。なお、環境指標と目標は、計画の推進段階においても必要に応じて見直します。

(3) 環境報告書等による公表、評価

市は、毎年度、計画の進捗状況の点検結果などについて、環境審議会及びゼロカーボンシティ推進協議会に報告するとともに、環境報告書や広報紙、市のホームページなどを通じて、市民などに公表します。寄せられた市民の意見などは、施策や計画の見直しに反映させていきます。

2 推進体制

(1) 環境審議会

加須市環境審議会は、加須市環境基本条例第22条の規定に基づき、市民、学識経験者などにより構成される組織です。市長の諮問に応じ、環境基本計画の策定及び変更に関する事項について審議を行うとともに、環境の保全及び創造に関する施策の推進について助言及び提言を行います。

(2) ゼロカーボンシティ推進協議会

加須市ゼロカーボンシティ推進協議会は、地元大学の先生など有識者の方をはじめ、市民団体、金融、農・工・商・電気・運輸・通信事業者、高校生、大学生のほか、環境省や埼玉県職員の職員など、官民一体の、様々な立場の方で構成される組織です。2030年度（令和12年度）の二酸化炭素削減目標及び2050年カーボンニュートラル・脱炭素社会の実現に向けて、「加須市地球温暖化防止実行計画（区域施策編）ゼロカーボンシティ「かぞ戦略」の推進を図るため、計画の進行管理、見直し、推進等や市のゼロカーボン推進及びカーボンニュートラル・脱炭素社会の実現に関する施策の推進について助言及び提言を行います。

(3) 庁内組織

市は、市長をはじめ、施策の総合的な調整と推進を図るための庁内組織を中心として、各担当課を含む体制を整えます。

施策の総合的かつ計画的な推進のため、施策の進捗状況の点検・評価を行い、担当課間との調整・連携を図ります。

(4) 協働による取組の推進

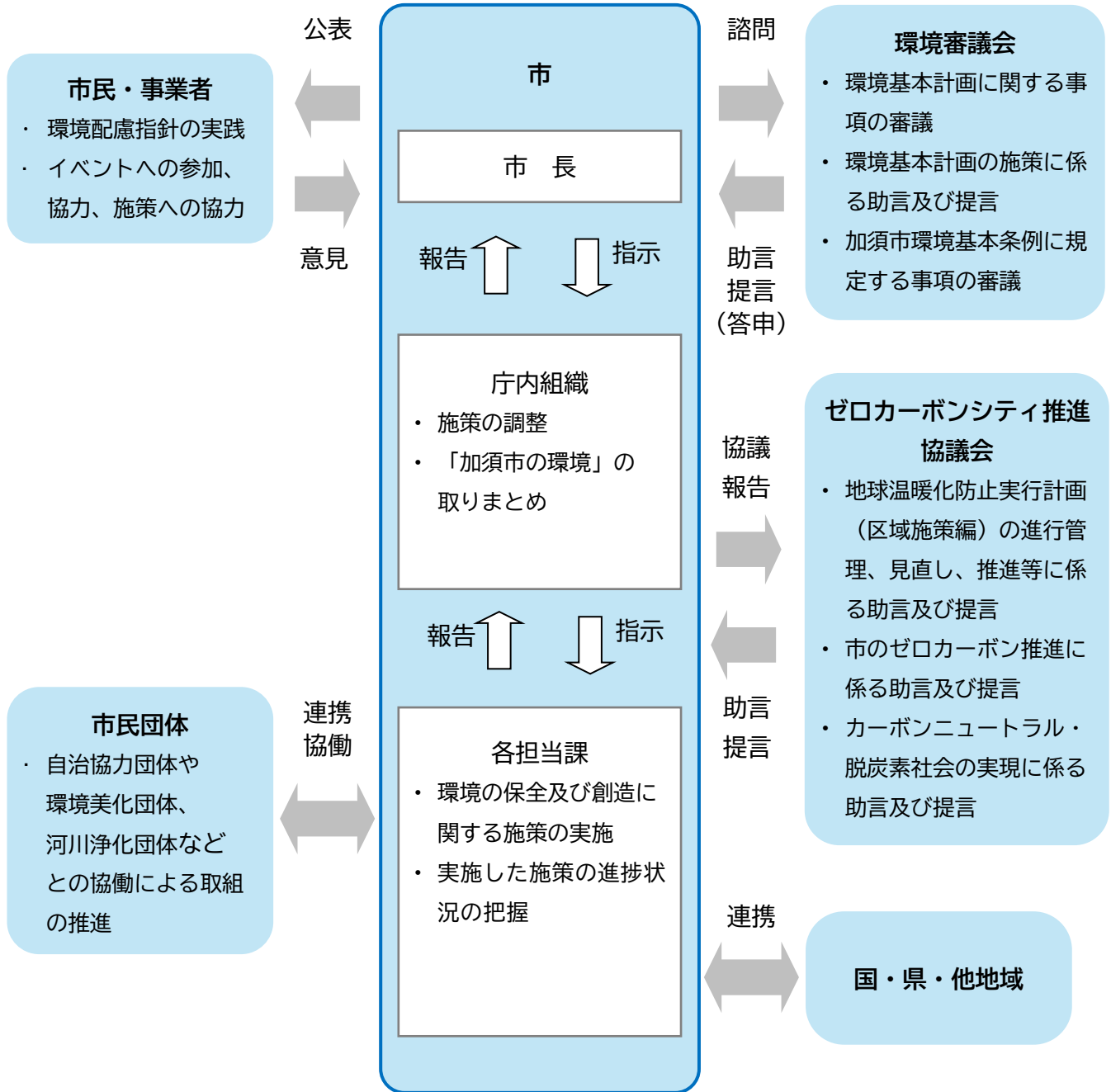
市民・事業者による自主的な活動や市、市民及び事業者の協働による取組が円滑に推進されるように、施策の実施と環境配慮指針の周知・浸透を図ります。

また、市、市民及び事業者の協働体制づくりを図っていくものとし、当面の期間において、市民・事業者は自主的な活動の立ち上げと活動内容の充実を図る一方、市はこれらの自主的な活動に対する情報やノウハウの提供、様々な支援を展開していくものとします。

(5) 国・県・他地域との連携

大気汚染や水質汚濁、地球環境問題など広域的な取組が求められる課題への対応について、国や県、他地域と緊密な連携を図りながら、広域的な視点から環境施策に取り組みます。

●推進体制



資料編

- 1 第2次加須市環境基本計画改訂版（後期計画）策定の経過
- 2 パブリックコメント（市民意見募集）
- 3 加須市環境基本条例
- 4 加須市環境審議会規則
- 5 加須市環境審議会
- 6 環境基本計画庁内検討委員会
- 7 用語解説

1 第2次加須市環境基本計画改訂版（後期計画）策定の経過

年	月日	項目
令和7年 (2025年)	9月19日～10月6日	市民、事業者を対象にアンケート調査を実施
	9月22日～10月3日	中学生を対象にアンケート調査を実施
	8月8日	第1回加須市環境基本計画庁内検討委員会
	8月20日	第1回加須市環境審議会
	10月27日	第2回加須市環境基本計画庁内検討委員会
	11月4日	政策会議
	11月27日	第2回加須市環境審議会
令和8年 (2026年)	1月10日～2月8日	パブリックコメント実施
	2月18日	第3回加須市環境審議会 諮問
	2月●日	答申

2 パブリックコメント（市民意見募集）

令和8年（2026年）1月10日から2月8日までパブリックコメントを実施した結果、寄せられたご意見はありませんでした。

3 加須市環境基本条例

平成22年3月23日
条例第159号

目次

前文

第1章 総則(第1条—第7条)

第2章 基本的施策(第8条—第21条)

第3章 環境審議会(第22条)

附則

私たちのまち、加須市は、利根川と穀倉地帯に代表される豊かな自然と奥行きのある歴史と文化により育まれた豊かな心と地域特性を財産とし、水と緑と文化の調和した市として、今日まで発展してきた。

しかしながら、私たちが享受してきた物質的に豊かで便利な生活は、様々な資源やエネルギーの大量消費をもたらし、都市・生活型公害を発生させ、更にはすべての生物の存続基盤である地球の環境を脅かすまでに至っている。

もとより、私たちは、健康で文化的な生活を営む上で必要とされる良好な環境の恵沢を享受する権利を有するとともに、このかけがえのない地球を守り、健全で恵み豊かな環境を、市民の貴重な財産として次の世代に引き継ぐことは、現在に生きる私たちの願いであり、責務である。

今、私たちは、この環境の恵みを認識するとともに、身近な環境を大切にすることが、ひいては、地球環境を守ることになることを理解し、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる循環型社会の構築を目指して、私たちの暮らしや事業活動の在り方を考え、行動に移さなければならない。

そのため、市民、事業者、市すべての者の参加と協働により、先人から受け継いだ水と緑に恵まれた環境を保全し、人と自然が共生できるまちづくりを推進することが私たち市民の使命である。

ここに、私たちの使命を深く自覚し、市民の総意として、環境の保全と創造を推し、「豊かな自然と快適な環境のまち」づくりを目指し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全及び創造に関し、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

2 この条例において、「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。)に係る被害が生ずることをいう。

3 この条例において、「循環型社会」とは、自然の物質循環を損なうことなく持続的に発展することができる社会をいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、次に掲げる基本理念(以下「基本理念」という。)に則り、推進されなければならない。

(1) 環境の保全及び創造は、現在及び将来の世代の市民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、人類の存続基盤である環境が将来の世代に継承することができるように適切に推進されなければならない。

(2) 環境の保全及び創造は、すべての者が環境への負荷を低減すること、その他の行動を公平な役

割分担の下に自主的かつ積極的に行うことによって、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない循環型社会が構築されるよう推進されなければならない。

- (3) 環境の保全及び創造は、地域の環境が地球全体の環境と深くかかわっていることにかんがみ、国際的な協力の下に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念に則り、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念に則り、環境の保全及び創造に関し、積極的に関心を持ち必要な知識を得ることにより、環境の保全及び創造についての理解を深めるよう努めなければならない。

- 2 市民は、基本理念に則り、その日常生活において、環境への負荷の低減に自ら努めなければならない。
- 3 前2項に定めるもののほか、市民は、基本理念に則り、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念に則り、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、基本理念に則り、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たっては、環境の保全上の支障を防止するため、次に掲げる事項に努めなければならない。

- (1) 事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合に、その適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講ずること。
- (2) 事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資すること。
- (3) 再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用すること。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念に則り、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(報告書の作成等)

第7条 市長は、毎年、環境の状況並びに環境の保全及び創造に関して講じた施策に関する報告書を作成し、これを公表するものとする。

第2章 基本的施策

(環境優先の理念)

第8条 市は、すべての施策の策定及び実施に当たっては、環境優先の理念の下に、環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造のために必要な配慮を図るよう努めるものとする。

(環境基本計画)

第9条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、加須市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を策定するものとする。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全及び創造に関する長期的な目標、基本方針、総合的な施策の大綱及び環境配慮の指針
- (2) その他環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ市民の意見を聴いた上、加須市環境審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境基本計画との整合)

第10条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図らなければならない。

(環境の保全及び創造に資する事業等の推進)

第11条 市は、次に掲げる環境の保全及び創造に資する事業等の推進を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

- (1) 下水道、廃棄物の処理施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する施設の整備
- (2) 多様な野生生物の生息空間の確保、適正な水循環の形成その他の環境の保全及び創造に資する事業
- (3) 公園、緑地等の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業
(環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進)

第12条 市は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務、エネルギー等の利用が促進されるように、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境教育及び環境学習の推進)

第13条 市は、市民及び事業者が環境の保全及び創造についての理解を深めるとともに、これらの者の環境の保全及び創造に関する活動を自ら行う意欲が増進されるようにするため、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の推進に努めるものとする。

(自発的な活動の促進)

第14条 市は、市民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体(以下「民間団体等」という。)が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動が促進されるように、必要な支援を行うものとする。

(情報の提供)

第15条 市は、第13条の教育及び学習の推進並びに前条の民間団体等の活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、環境の状況その他環境の保全及び創造に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(市民の意見の反映)

第16条 市は、環境の保全及び創造に関する施策に、市民の意見を反映することができるように、必要な措置を講ずるものとする。

(調査の実施)

第17条 市は、環境の保全及び創造に関する施策の適切な推進を図るため、環境の状況の把握その他の環境の保全及び創造に関する施策の策定に必要な調査を実施するものとする。

2 市は、環境の状況の把握に必要な監視、測定等の体制づくりを図るものとする。

(総合調整のための体制の整備)

第18条 市は、環境の保全及び創造に関する施策について総合的に調整し、及び推進するために必要な体制を整備するものとする。

(地球環境の保全及び国際協力)

第19条 市は、地球の温暖化の防止、オゾン層の保護その他の地球環境の保全(以下「地球環境の保全」という。)について、県その他の団体と連携して、地球環境の保全に資する施策を推進するとともに、地球環境の保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

(県及び他の地方公共団体との協力)

第20条 市は、広域的な取組が必要とされる環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施に当たっては、県及び他の地方公共団体と協力して推進するものとする。

(民間団体等との協働)

第21条 市は、環境の保全及び創造に関し、協働して取り組むため、民間団体等からなる組織づくりを図るものとする。

第3章 環境審議会

(環境審議会)

第22条 環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し審議するため、環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、加須市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、環境基本計画の策定及び変更に関する事項を審議する。

3 審議会は、前項に定めるもののほか、必要に応じ、市長に対して、環境の保全及び創造に関する施策

の推進について助言及び提言をすることができる。

- 4 審議会は、次に掲げる者のうちから、市長が任命し、又は委嘱する委員15人以内をもって組織する。
 - (1) 知識経験を有する者
 - (2) 学識経験を有する者
 - (3) 市内の公共的団体等の代表者
 - (4) 市以外の関係行政機関の職員
- 5 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成22年3月23日から施行する。

附 則（平成31年条例第1号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年5月1日から施行する。

（経過措置）
- 2 この条例の施行の日前にこの条例による改正前のそれぞれの条例の規定により委嘱され、又は任命された審議会等の委員（市議会の議員の身分を有していた者（第19条の規定による改正前の加須市都市計画審議会条例第2条第2項の規定により委嘱された者を除く。）を除く。）は、この条例による改正後のそれぞれの条例の規定により委嘱され、又は任命された審議会等の委員とみなす。

4 加須市環境審議会規則

平成22年3月23日

規則第128号

（趣旨）

第1条 この規則は、加須市環境基本条例（平成22年加須市条例第159号）第22条第6項に基づき、加須市環境審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（会長及び副会長）

第2条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第3条 審議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

（庶務）

第4条 審議会の庶務は、環境安全部環境政策課において処理する。

（その他）

第5条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成22年3月23日から施行する。

5 加須市環境審議会

(1) 審議会委員名簿

◎：会長 ○：副会長

構成	氏名	備考
1号委員 (知識者)	牛腸 宏	一般財団法人渡良瀬遊水地 アクリメーション振興財団 専務理事
	前田 博之	公益財団法人埼玉県生態系保護協会 事務局長
2号委員 (学識者)	◎浅野 和生	平成国際大学 副学長、教授
3号委員 (市内の公共的団体)	町田 彰	加須市自治協力団体連合会 副会長
	鈴木 良子	かぞ地域女性会連合会 副会長
	鳥海 靖久	加須市商工会 副会長
	佐藤 任司	加須市河川浄化対策協議会 支部長
	吉村 友也	ほくさい農業協同組合(加須中央支店) 基幹支店長
	小山 郁子	加須市PTA連合会 会長
	若山 敬	加須市環境サービス業組合 組合長
	○青木 正枝	埼玉県生態系保護協会加須支部 支部長
4号委員 (関係行政機関の職員)	蓮沼 浩行	埼玉県東部環境管理事務所 所長
	八戸 昭一	埼玉県環境科学国際センター 研究企画室長
	木村 眞司	埼玉県加須農林振興センター 所長
	稲子谷 昂子	環境省関東地方環境事務所環境対策課 課長

(2) 諮 問

(3) 答 申

6 環境基本計画庁内検討委員会

環境基本計画庁内検討委員会設置要綱

(令和元年12月19日市長決裁)

(設置)

第1条 環境基本計画(以下「計画」という。)の策定に当たり、環境の保全及び創造に関する事項の総合的な検討を行うため、環境基本計画庁内検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討及び調整を行う。

- (1) 計画案の作成に関すること。
- (2) 計画に係る調査及び研究に関すること。
- (3) その他計画案の作成に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

(任期)

第4条 委員の任期は、計画の策定の日までとする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長には環境安全部長、副委員長には環境政策課長の職にある者をもって充てる。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、環境安全部環境政策課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

環境基本計画庁内検討委員

環境安全部	環境安全部長
	環境政策課長
	資源リサイクル課長
総合政策部	政策調整課長
経済部	農業振興課長
都市整備部	都市計画課長
	道路公園課長
	治水課長
上下水道部	下水道課長
騎西総合支所	地域振興課長
北川辺総合支所	地域振興課長
大利根総合支所	地域振興課長
生涯学習部	生涯学習課長
学校教育部	学校教育課長

7 用語解説

あ行

アイドリング・ストップ

自動車の駐停車時にエンジンを停止すること。不必要なアイドリングをやめることにより、車の燃料が節約でき、排ガスも減らすことができる。エネルギー使用の低減、大気汚染物質や温室効果ガスの排出抑制を主たる目的とし、アイドリング・ストップ運動という場合もある。

空家バンク

空家等の売却・貸出希望者と移住や住みかえ希望者の登録を行い、組み合わせを支援する制度のこと。

RCP8.5シナリオ

人間活動に伴う温室効果ガス等の大気中の濃度が、将来どの程度になるかを想定したものを「排出シナリオ」と呼ぶ。その中でも、「RCP（代表的濃度経路）シナリオ」と呼ばれる排出シナリオが、国際的に共通して用いられている。「RCP8.5シナリオ」には、最も高い気温上昇シナリオでは、21世紀末における現在（1986～2005年平均）からの気温上昇量が平均3.7℃となる見込である。

溢水

河川の水があふれ出ること。

ウェルビーイング

ウェルビーイング（Well-being）とは、心身ともに健康であり、社会的にも充実して満たされている状態を表す概念です。「well（良い）」と「being（状態）」を組み合わせた言葉。単なる健康状態や経済的な豊かさだけでなく、精神的な充実感や社会との良好な関係性を含む、総合的な幸福状態のこと。国の第6次環境基本計画では、環境基本法第1条の規定を現在の文脈で捉え直し、環境政策は、「環境保全上の支障の防止」及び「良好な環境の創出」からなる環境保全と、それを通じた「現在及び将来の国民一人一人の生活の質、幸福度、ウェルビーイング、経済厚生の上昇」（以下「ウェルビーイング／高い生活の質」という。）を目指している。

浮野の里環境保全活動

「浮野の里・葦の会」及び「さいたま緑のトラスト協会ボランティアスタッフ」等との協働による浮野の里の自然環境保全活動のこと。

エコカー

窒素酸化物や二酸化炭素などの大気汚染物質の排出が少なく、環境への負荷が少ない自動車。電気自動車、プラグインハイブリッド車、燃料電池自動車などのクリーンエネルギー自動車と、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車などの低燃費・低排出ガス自動車がある。

エコ産業団地

地域美化や省エネなど環境へ配慮する企業活動が行われている工業団地のこと。

エコドライブ

省エネルギー、二酸化炭素や大気汚染物質の排出削減のため、環境に配慮して自動車を運転すること。アイドリング・ストップの励行、経済速度の遵守、急発進や急加速、急ブレーキを控えること、適正なタイヤ空気圧の点検などがあげられる。

エコマーク

環境への負荷が少なく、あるいは環境の改善に役立つ環境に優しい製品を示すマーク。メーカーや流通業者の申請を受けて、環境省所管の（公財）日本環境協会が審査し、認定された商品にはマークをつけることが許される。

エコミュージアム

エコロジー（生態学）とミュージアム（博物館）からなる造語であり、地域全体を一つの博物館に見立て、地域の自然環境、歴史・文化遺産、産業遺産などを現地において保存、育成、展示することをいう。

エコライフ

わたしたちの生活がまわりの環境やわたしたち自身に影響を及ぼしている現状を認識し、少しずつでも何らかの行動を起こしていけるような生活スタイルのこと。

エコライフDAY & WEEK埼玉

夏と冬の一日、省エネ・省資源など環境に配慮したエコライフを経験するキャンペーンのこと。「エコライフDAY & WEEK埼玉チェックシート」チェック項目を参照し、実践できた行動から削減できた二酸化炭素量が計算できる。

SS

SS（suspended solids）とは水中に懸濁している不溶解性物質のことで、JISでは懸濁物質、環境基準や排水基準では浮遊物質といい、2mmのふる

いを通過し1 μ mのろ過材上に残留する物質のこと。水質管理に際し、水の濁り具合を測るための項目として使用される。

FSCマーク

適切な森林管理がされていると認証された森林から収穫された木材や木材製品に付くマークのこと。消費者はこのマークを通じ、木材・紙製品が、環境・社会・経済面で国際的に合意された原則と規準に従って管理されている森林から生産されたものであることを確認できる。

LED照明

Light (光を) Emitting (出す) Diode (ダイオード)の3つの頭文字からなる。電流を流すと発光する半導体で、発光ダイオードともいう。LEDは蛍光灯に比べて消費電力が低いこと、材料に水銀などの有害物質を含まないこと、熱の発生も少ないことなどから環境負荷が低い発光体として、照明などに利用されている。

オープンガーデン

イギリスで始まった個人の庭を一定期間、一般の人に開放する活動のこと。

オオモノサシトンボ

トンボ目モノサシトンボ科。環境省レッドデータブックでは「絶滅危惧ⅠB類(EN)」に、埼玉県レッドデータブックでは絶滅危惧ⅠB類(EN)に指定されている。

屋外広告物

常時又は一定の期間継続して、屋外で公衆に表示されるものであって、看板、立看板、はり紙及びはり札、広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出・表示されたもの。

オニバス

スイレン科の一年生水草の一種で、本州、四国、九州のため池などに生育する在来種。水底の地下から葉柄を伸ばし、夏ごろに巨大な葉を水面に広げる。葉は大きなものでは直径1.5mにもなる。

温室効果ガス

赤外線を吸収し地球温暖化の原因となる、大気中にある二酸化炭素(CO₂)やメタンなどの気体のこと。人の活動により増加しており、京都議定書では温室効果ガスのうち、二酸化炭素(CO₂)、メタンなどの6種類についての削減が定められている。

カーシェアリング

複数の人が自動車を共同で保有、利用すること。環境負荷の軽減や、交通渋滞の緩和、駐車場問題の解決、公共交通の活性化などが期待される。

カーボンニュートラル

温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させること。「排出を全体としてゼロ」は、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることを意味する。

外来生物

国外や国内の他地域から人為的(意図的又は非意図的)に持ち込まれることにより、本来の分布域を超えて生息又は生育する生物のこと。

加須市総合振興計画

市の長期的なまちづくりの方針、将来像、その実現の手段等を総合的、体系的に示す市政運営の総合指針であり、「基本構想」「基本計画」及び「実施計画」により構成されている。

加須市の環境(環境に関する報告書)

加須市環境基本条例第7条の規定に基づき作成した報告書。加須市の環境の状況及び環境の保全と創造に関して講じた施策の実績、成果等を取りまとめている。

加須やぐるまマネジメント

厳しい財政状況や地方分権の進展を背景に、限られた資源(人、物、お金、時間、情報など)を有効活用し、市民志向の行政運営を図るため、民間企業の行動原理(成果志向や顧客志向など)を取り入れた加須市独自の行政評価システムのこと。

合併処理浄化槽

し尿と生活雑排水(風呂、台所等からの汚水)をあわせて処理する浄化槽。

カミツキガメ

北アメリカから中米が原産地。きわめて長寿で、繁殖能力が高く、特定外来生物に指定されたカメ。大型に成長し、さまざまな生物を捕食する広食性であるため、定着地域では魚類や両生類等に大きな影響を及ぼすことが考えられる。また、捕らえられたときの咬みつき等の被害が想定される。

環境学習・教育

持続可能な社会の構築を目指して、家庭、学校、職場、地域その他のあらゆる場において、環境と社会、経済及び文化とのつながり、その他環境の

保全についての理解を深めるために行われる環境の保全に関する教育及び学習のこと。

埼玉県環境科学国際センター

環境学習施設と環境研究所が一体となった環境科学の中核機関。展示館や各種イベントにより様々な環境学習の機会を提供している。

環境基準

環境基本法第16条の規定に基づき、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として国が定めるもの。ダイオキシン類に関しては、ダイオキシン類対策特別措置法を根拠として、大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染の環境基準が定められている。

環境教育等促進法

正式名は「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」。環境保全活動、環境教育、協働取組などについて、基本理念を定めるとともにこれらの推進に必要な事項を定める法律。

環境負荷

人の活動により環境に加えられる影響で、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるもの。

環境保全型農業

可能な限り環境に負荷を与えない農業、農法のこと。農業の持つ物質循環機能を活かし、土づくり等を通じて化学肥料や農薬の投入を低減し、環境負荷を軽減するよう配慮した持続的な農業生産方式をいう。

環境リスク

環境リスクとは様々な環境要因が人の健康や動植物に悪い影響を及ぼす可能性のこと。化学物質による環境や健康へのリスクをはじめ、近年では気候変動に伴う自然災害リスクや生物多様性損失に伴うリスクなども含め広義に使用される。

緩和策

地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出を削減して地球温暖化の進行を緩やかにし、大気中の温室効果ガス濃度を安定させる対策のこと。

吸収源対策

吸収源とは、大気中の二酸化炭素などの温室効果ガスを吸収し、比較的長期間にわたり固定（蓄積）することのできる森林や海洋などのことで、吸収源対策とは、新規植林や再植林、森林経営等による人為活動により吸収量を向上・増加させる取組のこと。

協働

加須市に関わるすべての団体・個人が共通の目

標に向けて相互に尊重し合い、連携を図りながら、それぞれの立場に期待される役割をそれぞれが可能な限り果たしていくこと。

キンラン

低地～山地帯に広く分布し、落葉樹林の林床に生育する、ラン科の多年草。鮮やかな黄色の花を総状につける。環境省レッドデータブックでは「絶滅危惧Ⅱ類（VU）」に、埼玉県レッドデータブックでは「絶滅危惧ⅠB類（EN）」に指定されている。

クゲヌマラン

低地～山地の林内や海岸の砂浜に生えるラン科の植物。茎頂の花序に、長さ約1センチの白色の花をまばらに数個つける。環境省レッドデータブックでは「絶滅危惧Ⅱ類（VU）」に指定されている。

クビアカツヤカミキリ

サクラなどに寄生し、樹木を衰弱させ、枯死させる危険性のある特定外来生物。平成30年1月に「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（外来生物法）」による特定外来生物に指定され、飼養、保管、運搬、輸入、野外への放出等が原則禁止されている。

グリーンカーテン

つる性の植物を窓の外に這わせることで夏の日差しを和らげ、室温の上昇を抑える自然のカーテン。冷房によるエネルギーの使用量を減らす省エネルギーの効果や、コンクリートや建物に熱を蓄積させないヒートアイランド現象緩和の効果が期待される。

グリーン購入

製品やサービスを購入する際に、必要性を十分に考慮した上で、環境への負荷ができるだけ少ないものを優先的に購入すること。

グリーン・ツーリズム

農山漁村地域において自然・文化、農林漁業とのふれ合いや人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動の総称。

クーリングシェルター

クーリングシェルター（指定暑熱避難施設）とは、気候変動適応法に基づき市町村が指定し、熱中症特別警戒情報発表期間中に開放する避難施設のこと。

グリーン電力

発電時に二酸化炭素を発生しない太陽光、風力、水力、地熱などの再生可能エネルギーを利用して

発電された電力のこと。

県天然記念物

県内の重要な文化財で、文化財保護法による指定を受けていないものが対象。県が指定する文化財には有形文化財や無形文化財、記念物などがあり、天然記念物は記念物の中の一つ。

公害

環境基本法において、「環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずること」をいう。

高効率給湯器（エコジョーズ、エコキュート、エコウィル、エネファーム）

エネルギーの消費効率に優れた給湯器。従来の給湯機に比べて設備費は高いが、二酸化炭素排出削減量やランニングコストの面で優れている。CO₂冷媒ヒートポンプ型・潜熱回収型・ガスエンジン型などがある。

交通安全施設

交通の安全と円滑、交通公害の防止等を目指して、都道府県警察（公安委員会）又は道路管理者が整備するものがあり、信号機、車両感知器、交通情報板、道路標識、道路標示、ガードレール等がある。

高反射率塗料

日射反射率が高く、日射量及び熱量を軽減することができる塗料のこと。建物の外壁に使用すれば、室内温度の上昇を防ぐことができる。

コウノトリ

コウノトリ目・コウノトリ科・コウノトリ属に分りゆされる鳥類。環境省版レッドリスト 絶滅危惧ⅠA類（CR）に位置付けられている。世界全体での個体数は1000以上2500未満と推計されており、日本国内の野外における個体数は約200羽程度である。

COP（コップ）

Conference of the Parties（締約国会議）の略で、様々な国際条約で加盟国の最高決定機関として設置されている。

「気候変動枠組条約」では、1992年（平成4年）国連の地球サミットでの条約採択後ほぼ毎年「締約国会議」が開催。COP21「気候変動枠組条約第21回締約国会議」は第21回目の会議で、2015年（平

成27年）にフランスのパリで開催され、新たな法的枠組みとなる「パリ協定」が採択された。

「生物多様性条約」では、概ね2年に1回開催され、COP10は、2010年に愛知県名古屋市で開催された第10回目の会議で、「戦略計画2011-2020・愛知目標」等が採択。COP15は2021～2022年に開催された第15回目の会議で「昆明・モントリオール生物多様性枠組」等が採択された。

こどもエコクラブ

幼児（3歳）から高校生までなら誰でも参加できる環境活動のクラブ。こどもたちの環境保全活動や環境学習を支援することにより、こどもたちが人と環境の関わりについて幅広い理解を深め、自然を大切に思う心、環境問題解決に自ら考え行動する力を育成し、地域の環境保全活動の環を広げる活動のこと。

コミュニティバス

市町村などが住民の移動手段を確保するために運行する路線バスのこと。従来の乗合バスを補う公共交通サービスとして運行されている。

さ行

サーキュラーエコノミー

「循環経済」ともいう。資源を効率的に循環させ、持続可能な社会をつくとともに経済的な成長もめざす「経済システム」を指す。

サイクルポート

自転車を駐車するためのスペース。

再生可能エネルギー

エネルギー源として持続的に利用することができる、枯渇することのないエネルギー源を利用することにより生じるエネルギーの総称。太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマスなどをエネルギー源として利用することをいう。

埼玉県自然環境保全地域

埼玉県自然環境保全条例に基づき、すぐれた天然林や特異な地形・地質、貴重な動植物の自生地や生息地など、県内の良好な自然環境を保全するために指定された地域。市内では、志多見砂丘が指定されている。

埼玉版スーパー・シティプロジェクト

超少子高齢社会を見据え、市町村の「コンパクト」「スマート」「レジリエント」の3つの要素を兼ね備えた持続可能なまちづくりを県が支援するプロジェクトのこと。コンパクトなまちづくりを進めつつ、スマート技術の活用により利便性を高め、災害に強く、エネルギーも途絶えない、持続

可能なまちの構築を目指している。

さいたま緑のトラスト協会

埼玉県民から広く寄附を募り、それを資金として土地や建物を取得したり、また寄贈や遺贈を受けたりして、埼玉の優れた自然や貴重な歴史的環境を、県民共有の財産として未永く保全していこうという、緑のトラスト運動を行う団体。昭和59年に県民主体の運動の推進組織として発足し、翌60年に、運動の資金となる「さいたま緑のトラスト基金」が県に設置され、現在、この両者が一体となって運動を進めている。

30 by 30 (サーティ・バイ・サーティ)

2022年12月に採択された「昆明・モンリオール生物多様性枠組」における2030年グローバルターゲットの一つで、2030年までに陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする目標のこと。国の「生物多様性国家戦略2023-2030」では、2030年までのネイチャーポジティブ（自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させること）実現に向けた目標の一つとして30by30目標を位置付けている。

サンショウモ

姿がサンショウの葉に似た水田や池沼に浮遊する水生シダ。環境省レッドデータブックでは「絶滅危惧Ⅱ類 (VU)」に、埼玉県レッドデータブックでは「絶滅危惧ⅠB類 (EN)」に指定されている。

持続可能な開発のための教育 (ESD)

Education for Sustainable Developmentの略。一人ひとりが自然環境や資源の有限性、地域の将来性など、様々な分野とのつながりを認識し、持続可能な社会の実現に向けて行動する人材を育成する教育のこと。

持続可能な開発目標 (SDGs)

Sustainable Development Goals。持続可能な開発のための2030アジェンダ（持続可能な開発の三つの側面：経済・社会・環境 に統合的に対応する、2016年以降2030年までの国際目標）の中核をなす目標。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、発展途上国のみならず、先進国自身が取り組む普遍的なもので、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っている。

自転車通行帯

自転車や歩行者が安全に安心して通行できるように、歩道から分離された自転車の通行空間のこと。

市内一斉清掃 (快適かぞ)

地域の快適な生活環境の創造、意識の高揚を図るため、市民、各種団体、企業、行政が一体となった市民総ぐるみによる市内の一斉清掃・美化活動。

地盤沈下

自然的・人為的な要因により、地表面が広い範囲にわたって徐々に沈んでいく現象。自然的要因とは地震による地殻変動などを指す。環境保全上問題となるのは、地下水の大量揚水や鉱物資源の採取などによる人為的要因による地盤沈下である。トンネル工事や農地排水など、土木開発や農地開発が原因となることもある。

遮熱性舗装

路面温度の上昇につながる赤外線を高反射することで、路面温度の上昇を抑制する舗装。通常の舗装と比較して、路面温度を最大で約10℃下げる。

循環型社会

自然の物質循環を損なうことなく持続的に発展することができる社会のこと。資源の採取や廃棄を抑制し、一度使用したものを繰り返し使用するなど、環境への影響を最小にするような仕組みをもつ社会をいう。

旬産旬消

旬の食材を旬の時期に消費すること。本来の栽培時期と異なる時期に作物を栽培するハウス栽培よりも、エネルギー消費量や環境負荷を低減させることができる。

森林環境譲与税

パリ協定の枠組みの下におけるわが国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、令和元年度から創設された税制度。都道府県・市区町村が、それぞれの地域の実情に応じて森林整備及びその促進に関する事業を幅広く弾力的に実施するための財源として活用される。

スマートムーブ

通勤や通学、それに買い物や旅行など日々の暮らしの中での移動について、地球温暖化の原因の一つとされるCO₂の排出量の少ない方法を選択する取組のこと。

スローライフ

大量生産・効率化といった経済的観点ではなく、自然と調和してゆったり生きる生活様式（ライフ

スタイル)に価値や重要性を見出す生き方のこと。

生活雑排水

生活排水の中でし尿を除いたもの。

生活排水

トイレ、炊事、洗濯、入浴等人の生活に伴い公共用水域に排出される水。

生態系

植物、動物、微生物とそれらを取り巻く大気、水、土などの無機的な環境を総合したシステムのことをいう。

生物多様性

あらゆる生物種の多さと、それらによって成り立っている生態系の豊かさやバランスが保たれている状態。さらに、生物が過去から未来へと伝える遺伝子の多様さまでを含めた幅広い概念。

生物多様性地域戦略

地域で起こっている生物多様性に対する様々な危機を回避し、持続的な利用を可能にすることを目的とした計画。生物多様性基本法において、生物多様性地域戦略の策定が地方公共団体の努力義務として規定されている。

ゼロカーボンシティ宣言・ゼロカーボンシティ

2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロにすることを目指す自治体の取組(宣言)。

ゼロカーボンシティとは、温室効果ガスの一種である二酸化炭素の排出量と吸収量を実質ゼロ(カーボンニュートラル)の状態にする都市にすることを宣言した自治体をいう。加須市では、令和5年(2023年)3月22日に「加須市ゼロカーボンシティ宣言」を表明した。

ZEB(ゼブ)

ZEB(ゼブ)とは、Net Zero Energy Building(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)の略称で、快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物のこと。

ZEH(ゼッチ)

ZEHB(ゼッチ)とは、Net Zero Energy House(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)の略称で、ZEBの住宅版のこと。

た行

ダイオキシン類

ダイオキシン類対策特別措置法では、ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン(PCDD)とポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)に加え、同様の毒性を示

すコプラナーポリ塩化ビフェニル(コプラナーPCB)と定義している。生殖、脳、免疫系などに対して生じ得る影響が懸念されている。研究が進められているが、日本において日常の生活の中で摂取する量では、急性毒性や発がんのリスクが生じるレベルではないと考えられている。これらの物質は炭素・水素・塩素を含むものが燃焼する工程などで意図せざるものとして生成される。

大規模氾濫減災協議会

近年増加している河川の氾濫災害に対応するため、地方公共団体や河川管理者、水防管理者等の多様な関係者が、あらかじめ密接な連携体制を構築するために創設される協議会のこと。地域の取組方針の取りまとめや平時からの避難訓練の実施等の必要な措置を主導する。

太陽光発電

日光が当たると直流電気が発生する太陽電池パネルを利用した発電方法のこと。二酸化炭素や汚染物質を出さないクリーンエネルギーと言われている。

太陽熱利用システム

太陽熱を集めて熱エネルギーとして利用するもので、給湯・冷暖房などに利用される。

脱炭素社会

温室効果ガス排出量の実質ゼロを実現した社会のこと。

地球温暖化

物の燃焼に伴ってできる二酸化炭素などは、地球から宇宙に熱を逃がす赤外線を吸収して地球の温度を高く保つ効果があるため、温室効果ガスと呼ばれる。このような温室効果ガスの大気中の濃度が人間の活動の拡大により高くなることで地表面の気温が上昇し、地球規模での気温上昇(温暖化)が進むこと。

地球環境問題

人類の将来にとっての大きな脅威となってきた地球規模における環境問題。地球環境問題として現在認識され、かつ、取組がなされているのは、次のようなものがある。①地球の温暖化、②オゾン層の破壊、③熱帯林の減少、④開発途上国の公害問題、⑤酸性雨、⑥砂漠化、⑦野生生物種の減少、⑧海洋汚染、⑨有害廃棄物の越境移動。

地産地消

地域で生産された農産物を、地域で消費しようとする取組。食料自給率の向上に加え、直売所や加工の取組などを通じて農業の6次産業化につな

がるもの。

適応策

地球温暖化による気候の変化と影響に備える対策のこと。

デコ活・デコ活アクション

「デコ活」とは、脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動の愛称。二酸化炭素(CO₂)を減らす(DE)脱炭素(Decarbonization)と、環境に良いエコ(Eco)を含む”デコ”と”活動・生活”を組み合わせた新しい言葉。13アクションからなる。

トキソウ

湿原に群生する小型のラン。高原性植物であり、花の色が朱鷺の羽の色に似ている。関東平野では他に自生地はない。環境省レッドデータブックでは「準絶滅危惧 (NT)」、埼玉県レッドデータブックでは「絶滅危惧 I A類 (CR)」に指定されている。

特定外来生物

外来生物(海外起源の外来種)であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるものとして指定された生物のこと。特定外来生物に指定された生物には、飼育や栽培、保管、運搬が原則禁止などの規制が課せられる。

特別栽培農産物

その農産物が生産された地域の慣行レベル(各地域の慣行的に行われている節減対象農薬及び化学肥料の使用状況)に比べて、節減対象の農薬の使用回数が50%以下、化学肥料の窒素分量が50%以下で栽培された農産物のこと。

都市公園

地方公共団体又は国が都市計画で定め、設置する公園又は緑地、及び地方公共団体が都市計画区域に設置する公園又は緑地。

都市生活型公害

都市化の進展や生活様式の変化などによって発生する公害で、工場等が原因者となる従来型の産業公害とは異なる。自動車の騒音や排出ガスによる大気汚染、生活排水による河川等の水質汚濁、近隣騒音などがあげられる。

利根川中流4県境広域避難協議会

利根川上流左岸地域を対象に、広域避難の必要性の検討及び広域避難実現に向けた目標を共有し、一体的・計画的に推進するため平成29年に設立された協議会。

な行

ネイチャーポジティブ

ネイチャーポジティブ(自然再興)とは、生物多様性の損失を止め、回復軌道に乗せること。昆明・モンテリオール生物多様性条約締約国会議において採択された2050年ビジョンの達成に向けた短期目標において、2030年ネイチャーポジティブの実現が掲げられている。

熱中症

高温環境下で、体内の水分や塩分(ナトリウムなど)のバランスが崩れたり、体内の調整機能が破綻するなどして、発症する障害の総称。熱中症は死に至る恐れのある病態であるが、適切な予防法を知っていれば防ぐことができ、適切な応急処置により救命することもできる。

燃料電池

化学反応を利用し、水素と酸素から電気を取り出す電池のこと。水に電気を通して酸素と水素に分解することを「電気分解」というが、これを逆にした装置が燃料電池。

農業集落排水

市街化調整区域内の生活排水などの汚水を集めて処理すること。

ノウルシ

4月上中旬に苞葉が鮮やかな黄色になるトウダイグサ科の多年草。県内に群生している場所は数少ない。環境省レッドリスト及び埼玉県レッドデータブックでは「準絶滅危惧 (NT)」に指定されている。

ノーマイカーデー

一定の月日・曜日又は期間を「ノーマイカーデー」と定め、自家用車の利用自粛と公共交通機関の利用を呼びかけることによって、環境に優しい街をつくろうとする取組のこと。

は行

バイオマス

再生可能な生物由来の有機性エネルギーや資源で化石資源を除いたもの。エネルギーになるバイオマスの種類としては、木材、海草、生ごみ、紙、動物の死骸・糞尿、プランクトンなどの有機物がある。

ハザードマップ

自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路などの防災関係施設の位置などを表示した地図のこと。別称として防災マップ、被害予測図、被害想定図、アボイド(回避)マップ、リスクマッ

プなどがある。

BOD

生物化学的酸素要求量のこと。水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量で、河川の有機汚濁を測る代表的な指標。似たような指標に化学的酸素要求量(COD)があり、湖沼と海域ではCODが用いられる。これは、水の流れと滞留の違いによる。

PCB廃棄物

PCB(ポリ塩化ビフェニル)は燃えにくく電気絶縁性に優れていたため、トランスやコンデンサ等の電気機器の絶縁油として広く使用された。有害であることが判明したため、昭和47年以降は製造や新たな使用が禁止され、絶縁油にPCBを使用したトランスやコンデンサ等で廃棄物になったものは、PCB廃棄物として特別な保管・処分をしなければならない。

ヒートアイランド現象

空調設備による人工排熱、コンクリートの建物による蓄熱などにより、都市の中心部の気温が郊外に比べて島状に高くなる現象。建物や自動車からの人工排熱の低減、地表面や屋上の緑化、緑地や水面からの風の活用、ライフスタイルの改善などの対策が効果的とされている。

フードドライブ

ここでのドライブは「〇〇運動」の意で、フードドライブは、家庭で余っている食品を学校や職場などに持ち寄り、食べ物を必要とする団体や施設に寄付をする活動のこと。

フードバンク

安全に食べられるのに捨てられてしまう食品を食品ロスになる前に寄贈等により引き取り、福祉施設など必要とする人々に届ける社会的活動。

フロン

炭化水素の水素を塩素やフッ素で置換した化合物の総称。化学的に安定で反応性が低く、ほとんど毒性を有しない。オゾン層破壊の原因物質ならびに温室効果ガスであり、ウィーン条約やモントリオール議定書、国内においてもオゾン層保護法やフロン回収・破壊法などにより対策が進められている。

放射線

「放射線」は物質を透過する力を持った光線に似たもので、アルファ(α)線、ベータ(β)線、ガンマ(γ)線、エックス線(X)線、中性子線などがある。この放射線を出す能力を「放射能」といい、この能力をもった物質のことを「放射性物質」という。

保存樹林

市内に点在する屋敷林等の貴重な緑の保全のため、要綱に基づき市が指定した樹林や樹木のこと。指定した樹林等の所有者へ奨励金を交付している。

ホテイアオイ

熱帯アメリカ原産の多年生の水草。明治時代に観賞用、家畜飼料として輸入された。現在では、観賞用、水質浄化、緑肥に利用されている。

ま行

ムクドリ

スズメ目ムクドリ科の鳥。全長24cmほどで、スズメとハトの間ほどの大きさ。日本国内ではほぼ全域に分布する。全国の市街地で、鳴き声や糞による問題が発生している。

や行

有害化学物質

環境を經由して人又は動植物に有害な作用を及ぼす化学物質。人の健康又は動植物の生息・生育に被害を生ずるおれのある物質として大気汚染防止法、水質汚濁防止法、化学物質審査規制法、ダイオキシン類対策特別措置法などで指定されたものがある。

有害鳥獣

アライグマやイノシシなどの生活環境や農林水産業、生態系に被害を及ぼす鳥獣のこと。

遊休農地

耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地のこと。

ら行

ライフスタイル

生活の様式、その人間の人生観や価値観を反映した生き方のこと。

ラムサール条約

正式名称は、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」。国際協力により湿地の保全や賢明な利用(ワイズユース=Wise Use)を進めることが目的。締約国には、国際的に重要な湿地の登録や、登録地の保全と国内湿地の適正利用促進計画の作成、湿地管理者への研修の促進、国際協力の推進などが求められる。

リサイクル推進協力会

市民との協働により、ごみの資源化・減量化を推進し、市の安定的なごみ処理及び循環型社会の構築を図るための市民組織。自治協力団体と同じ構成で、「ごみは地区住民全体の問題」という認識を新たにし、地区全体で取り組んでいこうとするもの。

リターナブル容器

中身を消費した後の容器を、販売店を通じて回収し、飲料メーカーが洗浄して再び使用する容器をいう。

流域治水プロジェクト

河川に対するあらゆる関係者（国・都道府県・市町村・企業・住民等）により流域全体で行う治水「流域治水」へ転換するため、全国の一級水系について、流域全体で早急に実施すべき対策の全体像を示すもの。

わ行

渡良瀬遊水地アクリメーション振興財団

正式名称は、一般財団法人渡良瀬遊水地アクリメーション振興財団。渡良瀬遊水地及びその周辺地域において、良好な水辺空間の形成を図るための活動や環境教育、調査研究等を行うことによって、環境保全とその利活用の推進を目的とする団体。

渡良瀬遊水地保全・利活用推進協議会

平成24年（2012年）7月にラムサール条約湿地に登録された渡良瀬遊水地の、ラムサール条約の目的に掲げられた「湿地の保全」と「湿地の賢明な利用」に向けて、遊水地の歴史を踏まえつつ、「遊水地の治水機能の向上」、「積極的な自然環境の保全再生」、「様々な利活用の促進」、「地域振興」を図るため、関係機関や周辺住民・利用者等が十分な協議を行うことを目的に設立された協議会。

協議会は、渡良瀬遊水地がある自治体（栃木市・小山市・加須市・古河市・板倉町・野木町の4市2町）、自治会等地域の代表、渡良瀬遊水地に関する各種団体、関係官庁で構成される。



**第2次加須市環境基本計画改訂版
(地域気候変動適応計画)**

令和8年3月発行

発行 加須市
編集 環境安全部 環境政策課

〒347-8501 埼玉県加須市三俣二丁目1番地1
電話：0480-62-1111 (代表)
FAX：0480-62-1934
電子メール：kankyo@city.kazo.lg.jp